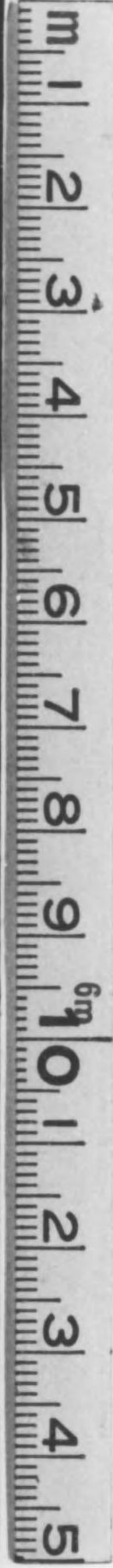


918.5-To364ㄅ



1200500759084



始



71A-43

918.5
T0364



茨城縣立圖書館長 蔭山秋穂編注

水戸烈公詩歌文集

東京 明文社刊行



979
232

和歌	詩	雜	傳	題跋	贊	銘	說	序	記
.....
三六	一六	一五〇	一四七	九四	八	六四	三六	二七	一

水戸烈公詩歌文集 目次



和文……………三二〇
年譜……………三二五

緒言

景山源烈公、英邁の資を以て國事多端の秋に出で、文教を興し武備を繕め、尊皇攘夷の大義を唱へ、一世を風動して遂に明治維新の前驅を爲せり。而してその美蹟を詳述せるもの、世其の書に乏しからず。然るに公が感懷餘情の一面を覗ふに足るべき資料の希なるを遺憾とせり。予公務の餘暇、諸書を涉獵し公の詩文を蒐めしもの、年と共に積んで筐に盈てり。謹んでこれを拜誦するに、世の雅人韻士の吟花嘯月、徒に文辭を弄するの類にあらず。言言句句、皆これ憂國警世の至情に發せざるはなし。故に能く人をして感奮興起し自ら大義名分の歸するところを悟らしむ。

今や所謂國家非常の時、内憂外患公の在世に過ぐるに遙に大なるものあり。乃ちこれを一巻と爲して世に示し、稽古徵今の一助と爲すも、亦益なしと言ふべ

からず。これ此の篇の公刊を取てする所以なり。唯恐る淺學非才の爲すところ、誤謬脱漏の或は多からんことを。願くは識者の叱正を俟つて完具を後日に期せん。

昭和十八年五月十二日

常磐神社祭典の日

蔭山秋穂謹記

二

凡例

- 一 本書收むるところの詩文和歌は、茨城縣立圖書館藏潛龍閣文集、景山詠草、青山家遺藏書其他私人秘藏の文書及書畫幅等より抄出せるものなり
- 一 記載の順序は必しも作年代によらず、目を分ち蒐集の順に據れり
- 一 和歌のうち、領内巡村日光道中の作の前書は、當時 公に扈從したる青山延光の手書に據れり
- 一 句讀訓點は水戸傳來の習慣に據れるもの多し、和歌和文の假名遣は原本により修正を加へず
- 一 註は地名人名及び年代等特殊なるものみに附し、譯文・原文ともに共通す
- 一 數年に互り隨讀隨抄せるものなるを以て、その原作にして再び觀ふこと能はざるものあり、校訂の不備は諒察を乞ふ
- 一 本書出版に關し、御助力を賜はりたる徳川公爵家福原修氏・北條猛次郎先生・市野澤寅雄

一

先生・住谷金次郎先生に對し、茲に感謝の意を表す。

二

解註 水戸烈公詩歌文集

蔭山秋穂編註



弘道者何。人能弘道也。道者何。天地之大經。而生民不可須臾離者。弘道之館何爲而設也。恭惟上古神聖立極垂統。天地位焉。萬物育焉。其所以下以照臨

六合。統御宇內者。未嘗不由斯道也。寶祚以之無窮。國體以之尊嚴。蒼生以之安寧。蠻夷戎狄以之率服。而聖子神孫。尚不肯自足。樂取於人以爲善。乃若西土唐虞三代之治教。資以贊皇猷。於是斯道愈大愈明而無復

一

尙焉。中世以降異端邪說。誣_レ民惑_レ世。俗儒曲學捨_レ此從_レ彼。皇化陵夷。禍亂相踵。大道之不明_ニ於世_一也。蓋亦久矣。我東照宮撥亂反正。尊王攘夷。允武允文。以開_ニ太平之基_一。吾祖威公實受_ニ封於東土_一。夙慕_ニ日本武尊之爲_レ人_一。尊_ニ神道_一繕_ニ武備_一。義公繼述。嘗發_ニ威於夷齊_一。更崇_ニ儒教_一。明倫正名以藩_ニ屏於國家_一。爾來百數十年。世承_ニ遺緒_一。沐浴恩澤。以至今日。則苟爲_ニ臣子_一者。豈可_レ弗思_レ所_レ以推_ニ弘斯道_一。發_レ揚_レ先德_上乎。此則館之所_レ以爲設_レ也。抑夫祀_ニ建御雷神_一者何。以下其亮_ニ天功於草昧_一。留_レ威靈於茲土_上。欲_レ原_ニ其始_一。報_ニ其本_一。使_レ民知_ニ斯道之所_レ由來_一也。其營_ニ孔子廟_一者何。以_ニ唐虞三代之道折_レ衷於此_一。欲_レ欽_ニ其德_一。資_ニ其教_一。使_レ人知_ニ斯道之所_レ以益大且明不_ニ偶然_一也。嗚呼我國中之士民。夙夜匪_レ懈。出_ニ入斯館_一。奉_ニ神州之道_一。資_ニ西土之教_一。忠孝無_ニ二_一。文武不岐。學問事業。不_レ殊_ニ其效_一。敬_レ神崇_レ儒。無_レ有_ニ偏黨_一。集_ニ衆思_一。宣_ニ群力_一。以報_ニ國家無窮之恩_一。則豈徒_ニ祖宗之志弗_レ墜_一。神皇在天之靈亦將_ニ降鑒_一焉。建_ニ斯館_一以統_ニ其

二

治教者誰。權中納言從三位源朝臣齊昭也。天保九年歲次戊戌。春三月。

弘道とは何ぞ、人能く道を弘むるなり。道とは何ぞ、天地の大經にして、而して生民の須臾も離るべからざる者なり。弘道の館は何の爲にして設くるや。恭しく惟るに上古神聖極を立て統を垂れ、天地位し、萬物育す。其六合に照臨し宇内を統御する所以の者、未だ嘗て斯道に由らずんばあらざるなり。寶祚之を以て無窮、國體之を以て尊嚴、蒼生之を以て安寧、蠻夷戎狄之を以て率服す。而して聖子神孫、尙肯て自ら足れりとせず、人に取りて以て善を爲すを樂しむ。乃ち西土唐虞三代の治教の若き、資りを以て皇猷を贊く。是に於て斯道愈大に愈明かにして復尙ふるなし。中世以降異端邪說、民を誣ひ世を惑し、俗儒曲學此を捨てて彼に従ひ、皇化陵夷し、禍亂相踵ぎ、大道の世に明かならざるや蓋し亦た久し。我東照宮撥亂反正、尊王攘夷、允に武允に文、以て太平の基を開く、吾祖威公實に封を東土に受け、夙に日本武尊の人と爲りを慕ひ、神道を尊び武備を繕む。義公繼述し、嘗て感を夷齊に發し、更に儒教を崇び、明倫正名、以て國家に藩屏たり。爾來百數十年、世

三

遺緒を受け、恩澤に沐浴し、以て今日に至る。則ち苟も臣子たる者、豈斯道を推弘し、先徳を發揚する所以を思はざるべけんや。此れ則ち館の爲に設けし所以なり。抑夫れ建御雷神を祀るものは何ぞ。其の天功を草昧に亮け、威靈を茲の土に留むるを以て、其の始を原ね其の本に報い、民をして斯道の由つて來る所を知らしめんと欲してなり。其の孔子の廟を營むものは何ぞ。唐虞三代の道此に折衷するを以て、其の徳を欽し其の教を資り、人をして斯道の益大に且つ明かなること偶然ならざる所以を知らしめんと欲してなり。嗚呼國中の士民、夙夜懈らず斯館に出入し、神州の道を奉じ、西土の教を資り、忠孝無二、文武不岐、學問事業、其の效を殊にせず、神を敬ひ儒を崇び、偏黨有ること無く、衆思を集め、群力を宜べ、以て國家無窮の恩に報ゆれば、則ち豈徒に祖宗の志堅ちざるのみならんや、神皇在天の靈も亦將に降鑒せんとす。斯館を建て以て其の治教を統ぶる者は誰ぞ。權中納言從三位源朝臣齊昭なり。天保九年歲戊戌に次る、春三月。

弘道館。詳説する迄もなく、烈公の創設せる藩養。天保十二年の落成なれど、記文は九年に成れること、文末に明かなり。

威公。東照公第十一子にて諱は賴房。水戸徳川氏第一世。正三位權中納言。慶長十四年水戸に封ぜられ、寛文元年薨す。享年五十九。

義公。威公の第三子にて、母は家臣谷左馬助重則の女。諱は光國、字は徳亮また親之。日新齋、常山人、率然子、梅里の號あり。水藩主第二世。權中納言從三位。寛文元年襲封、元祿三年致仕、十三年薨す。享年七十三。

借樂園記

天有日月。地有山川。曲成萬物而不遺。禽獸草木。各保其性命者。以一陰一陽成其道。一寒一暑得_レ其宜也。譬諸弓馬焉。弓有二張一弛而恒勁。馬有二馳一息而恒健。弓無_レ一施一則必撓。馬無_レ一息一則必殞。是自然之勢也。夫人者萬物之靈。而其所_レ以或爲_レ君子。或爲_レ小人者何也。在_レ其心之存與_レ不存焉耳。語曰性相近。習相遠。習_レ於善則爲_レ君子。習_レ於不善則爲_レ小人。今以_レ善者_レ言_レ之。擴_レ充四端_レ以脩_レ其德。優_レ游六藝_レ以勤_レ其業。是其習則相遠者也。

然而其氣稟或不能齊。是以屈伸緩急。相待而全其性命者。與夫萬物。何以異哉。故存心修德養其與萬物異者。所以率其性而安形怡神。養其與萬物同者。所以保其命也。二者皆中其節。可謂善養。故曰。苟得其養。無物不長。苟失其養。無物不消。是亦自然之勢也。然則人亦不可無弛息也。固矣。嗚呼孔子之與曾點。孟軻之稱夏諺。良有以也。果由此道。則其弛息而安。形怡神。將何時而可耶。必其吟詠花晨。飲宴月夕者。學文之餘也。放鷹田野。驅獸山谷者。講武之暇也。余嘗就吾藩。跋涉山川。周視原野。直城西有開豁之地。西望筑峯。南臨仙湖。凡城南之勝景。皆集一瞬之間。遠轡遙嘯。尺寸千里。攢翠疊白。四瞻如一。而山以發育動植。水以馴擾飛潛。洵可謂知仁一趣之樂郊也。於是藝梅樹數千株。以表魁春之地。又作二亭。曰好文。曰一遊。非啻以供他日艾憩之所。蓋亦欲使國中人有所優游存養焉。國中之人苟體吾心。夙夜匪懈。既能修其德。又能勤其業。時有餘暇也。乃親戚

相携。朋友相伴。悠然逍遙于二亭之間。或唱酬詩歌。或弄撫管絃。或展紙揮毫。或坐石點茶。或傾瓢樽於花前。或投竹竿於湖上。唯從意之所適。而弛張乃得其宜矣。是余與衆同樂之意也。因命之曰借樂園。天保十年歲次己亥夏五月。

天に日月有り、地に山川有り、萬物を曲成して遺さず。禽獸草木、各其の性命を保つ者、一陰一陽其の道を成し、一寒一暑其の宜しきを得るを以てなり。諸を弓馬に譬ふ。弓に一弛一弛ありて而して恒に勁く、馬に一馳一息有りて而して恒に健なり。弓に一弛なければ必ず撓み、馬に一息なければ必ず墮る。是れ自然の勢なり。夫れ人は萬物の靈にして、而して其の或は君子と爲り、或は小人と爲る所以の者は何ぞや。其の心の存すると存せざるとに在るのみ。語に曰く性相近く、習相遠しと。善に習へば君子と爲り、不善に習へば小人と爲る。今善なる者を以て之を言へば、四端を擴充して以て其の徳を脩め、六藝に優遊して以て其の業を勤む。是れ其の習則ち相遠き者なり。然して其の氣稟或は齊しき能はず、

是を以て屈伸緩急、相待ちて其の性命を全うする者、夫の萬物と何を以てか異ならんや。故に心を存し徳を修め其の萬物と異なる者を養ふは、其の性に率ふ所以にして、形を安んじ神を怡ばし其の萬物と同じき者を養ふは、其の命を保つ所以なり。二者皆其の節に中らば、善く養ふと謂ふべし。故に曰く、苟も其の養を得ば、物として長ぜざるなく、苟も其の養を失へば、物として消せざるなし。是れ亦自然の勢なり。然らば則ち人も亦弛息なかるべからざるや固よりなり。嗚呼孔子の會點に與する、孟軻の夏諺を稱する、良、以あるなり。果して此の道に由らば、則ち其の弛息して形を安んじ神を怡ばす、將た何の時にして可ならんか。必ず其の花晨に吟咏し、月夕に飲宴する者は、文を學ぶの餘なり。鷹を田野に放ち、獸を山谷に驅る者は、講武の暇なり。余嘗て吾が藩に就き山川を跋涉し、周ねく原野を視、城西に開豁の地あるに直ふ。西は筑峯を望み、南は仙湖に臨む。凡そ城南の勝景、皆一瞬間の間に集まる。遠瞻遙嶽、尺寸千里、攢翠疊白、四瞻一の如し。而して山は以て動植を發育し、水は以て飛潛を馴擾す。洵に知仁一趣の樂郊と謂ふべきなり。是に於て梅樹數千株を藝る以て魁春の地を表す。又二亭を作りて好文と曰ひ、一遊と曰ふ。嘗に

以て他日友誼の所に供するのみにあらず。蓋し亦國中の人をして優游存養するところありしめんと欲す。國中の人苟も吾が心を體し、夙夜懈らず、既に能く其の徳を修め、又能く其の業を勤め、時に餘暇有らば、乃ち親戚相携へ、朋友相伴ひ、悠然として二亭の間に逍遙し、或は詩歌を唱酬し、或は管絃を弄撫し、或は紙を展べ毫を揮ひ、或は石に坐し茶を點じ、或は瓢樽を花前に傾け、或は竹竿を湖上に投じ、唯意の適く所に從ひて、而して弛張乃ち其の宜を得ん。是れ余が衆と樂しみを同じうするの意なり。因りて之に命じて借樂園と曰ふ。天保十年歲己亥に次る夏五月。

借樂園。天保十年烈公が水戸府城の西神崎に經始せる庭園、今俗に常磐公園と言ふ。

筑峯。筑波山。所在は常陸國筑波郡。

仙湖。仙波沼、又、千波沼とも書き、府城の南にあり。元は周圍三里餘と稱せられたるも、今は一部を残して大部を墾田に化せり。

好文。園中に立てたる亭の名。上層を樂壽樓と言ふ。

一遊。園西樓山に立てたる亭の名。のち廢す。

夫天地之於萬物也。煦嫗覆育。神妙不測矣。然及其廣大無窮也。其所賦與者。或不能齊焉。是以凡四方之國。有寒暖燥濕。而民生其間者。其性各異。南方暖燥。人心寬柔而恭順。衣食有餘。故生育自多矣。北方寒濕。人心凝悍而猛烈。衣食俱乏。故生育自少矣。若夫不火食。不粒食。穴居野處。衣皮被羽。亦風土之使然也。嗚呼我神州正氣純粹。寒暖得宜。人心仁厚而義勇。衣食饒居處安。器械備。雖一物不待求之于他而足矣。然中世以降。海外交易大行。而蠻舶所齎者。藥石砂糖。珍禽奇獸。皮角羽毛。諸玩好之物也。所與于彼者。大則金銀銅鐵。小則紙蠟脯脩之屬。皆日用之物也。蓋昇平無事。驕奢淫逸。好奇術異。有以致之。其弊至千今日。而殆有不可救者矣。如其大弊。則姑置焉。今其藥石亦天之所生。萬國各有焉。而異產之於我也。固有不可不熟肺腸者。故適服之則其有奇驗亦宜矣。遂至曰藥物精良。不及海外。而我之所產及

傳之醫方。皆棄而不省焉。是何心哉。蓋海外奇藥。其價最貴。故富貴之人。獨得嘗之。然未聞其保齡百千歲者。而貧賤之人。雖不得嘗之。亦未聞人々短折。而或保長壽者。往々有焉。今富貴之人。獨得之亦大善矣。然而他日邊釁一開。交易路絕。則將奈之何。且藥物者用之易盡。而金銀者一與之則不能再取者也。舉難獲之至寶。以換易盡之藥物。是何心哉。今與其棄至寶於蠻夷也。不如下如以其財製良藥之爲愈矣。蓋上世大己貴命與少彥名命。戮力一心。經營天下。定醫藥之方。當是時。未聞取奇藥于海外也。余自少小。慨然而深歎之。三十二年于此矣。每聞見海內所產之藥物與所傳之醫方。採而集之。今設局於弘道館。使醫生檢閱精製焉。因命之曰贊天堂。蓋人心之靈。誰不知天之所賦與。各有處分乎。嗚呼自我國中推及天下。則庶乎知神州之所以爲神州矣。

夫れ天地の萬物に於けるや、煦嫗覆育、神妙不測なり。然れども其の廣大無窮に及びて

や、其の賦與する所の者、或は齊しき能はず。是を以て凡そ四方の國、寒暖燥濕あり、而して民の其の間に生ずる者、其の性各異なる。南方は暖燥、人心寛柔にして恭順、衣食餘あり。故に生育自ら多し。北方は寒濕、人心凝悍にして猛烈、衣食俱に乏し。故に生育自ら少し。夫の火食せず、粒食せず、穴居野處し、皮を衣、羽を被るが若きも、亦風土の然らしむるなり。嗚呼我が神州は正氣純粹、寒暖宜しきを得、人心仁厚にして義勇、衣食饒かに居處安く、器械備り、一物と雖も之を他に求むるを待たずして足れり。然るに中世以降、海外交易大に行はれ、而して蠻舶齎す所の者は、藥石砂糖、珍禽奇獸、皮角羽毛、諸小玩好の物なり。彼に與ふる所の者は、大は則ち金銀銅鐵、小は則ち紙蠟脯脩の屬、皆日用の物なり。蓋し昇平無事、驕奢淫逸、奇を好み異を街ひ、以て之を致すあり。其の弊今日に至りて殆んど救ふべからざるもの有り。其の大弊の如きは姑く置く。今其の藥石も亦天の生ずる所、萬國各有り。而して異産の我に於けるや、固より肺腸に熟せざる者あり、故に適之を服すれば其の奇驗あるも亦宜なり。遂に藥物の精良は、海外に及ばずと曰ふに至る。而して我の産する所及び傳ふる所の醫方は、皆棄てて省みず。是れ何の心ぞや。蓋

し海外の奇藥は其の價最も貴し。故に富貴の人獨り之を嘗むるを得。然れども未だ其の齡を保つ百千歳なる者を聞かず。而して貧賤の人は之を嘗るを得ずと雖も、亦未だ人々の短折を聞かず、而して或は長壽を保つ者、往々にしてあり。今富貴の人獨り之を得るも亦大に善し。然れども他日邊釁一たび開け、交易の路絶ゆれば則ち將た之を奈何ん。且つ藥物は之を用ひて盡き易く、而して金銀は一たび之を興ふれば再び取る能はざる者なり。獲難きの至寶を擧げて盡き易きの藥物と換ふ、是又何の心ぞや。今其の至寶を蠻夷に棄つるよりは、其の財を以て良藥を製するの愈れりと爲すに如かず。蓋し上世 大己貴命、少彥名命と、戮力一心、天下を經營し、醫藥の方を定む。是の時に當りて、未だ奇藥を海外に取りしを聞かず。余少小より慨然として深く之を歎ずること、此に三十年。海内産する所の藥物と、傳ふる所の醫方とを見する毎に、採りて之を集む。今局を弘道館に設け、醫生をして檢閱精製せしめ。因りて之に命じて贊天堂と曰ふ。蓋し人心の靈、誰か天の賦與する所各處分あるを知らざらんや。嗚呼我國中より推して天下に及ぼさば、則ち 神州の神州たる所以を知るに庶からん。

贊天堂。記文に明かなる如く、弘道館内に設けたる醫方藥物研究の局。

種梅記

予自_(歲)少愛_(歲)梅。庭植_(歲)數十株。天保癸巳始就_(歲)國。國中梅樹最少。南上之後。每春_(歲)手自採_(歲)梅實。以輸_(歲)於國。使_(歲)司園吏種_(歲)之借樂園及近郊隙地。今茲庚子再就_(歲)國。爲_(歲)種者蔚然成_(歲)林。開_(歲)花結_(歲)實。適會_(歲)弘道館新成。乃植_(歲)數十株於其側。又令_(歲)國中士民每家各植_(歲)十株。夫梅之爲_(歲)物。花則冒_(歲)雪先_(歲)春。爲_(歲)風騷之友。實則含_(歲)酸止_(歲)渴。爲_(歲)軍旅之用。嗚呼有_(歲)備者無_(歲)患。數歲之後。文葩布_(歲)國。軍儲亦可_(歲)充積_(歲)也。孟子不_(歲)云乎。七年之病。求_(歲)三年之艾。可_(歲)不_(歲)戒哉。聊記以示_(歲)後人_(歲)云。天保十一年歲次庚子冬十月。

予少きより梅を愛し、庭に數十株を植_(歲)つ。天保癸巳始めて國に就く。國中梅樹最も少し。南上の後、每歲_(歲)手づから梅實を採り、以て國に輸し、司園の吏をして之を借樂園及び近郊の隙地に種_(歲)ふしむ。今茲庚子再び國に就く。種を爲せし者蔚然として林を成し、花を開き

實を結_(歲)べり。適_(歲)弘道館新に成るに會す。乃ち數千株を其の側に植_(歲)ふ。又國中の士民をして每家各十株_(數)を植_(歲)ふしむ。夫れ梅の物爲る、花は則ち雪を冒し春に先だち、風驗の友と爲り、實は則ち酸を含み渴を止め、軍旅の用を爲す。嗚呼備ある者は患無し。數歲の後、文葩國に布き、軍儲も亦充積すべきなり。孟子云はずや、七年の病に、三年の艾を求むと、戒めざるべけんや。聊か記して以て後人に示すと云ふ。天保十一年歲次庚子に次る冬十月。

種梅記。此の文、碑に刻して弘道館中に立てたり。

先春梅記

兒玉匡忠園中。有_(歲)古梅一株。樹圍丈餘。高三丈。枝葉縱橫。根幹輪囷。冰姿玉骨。老而逾奇。花紅白斑_(歲)色。及_(歲)花時。清香馥郁遠襲_(歲)人。往歲。先君文公在_(歲)藩也賞遊吟詠。時爲_(歲)寬政三年己亥正月十有一日_(歲)矣。匡忠之宅。其父匡次所_(歲)賜。而岡崎朝堅舊宅也。相傳此樹佐竹氏之舊物。而不_(歲)知_(歲)換_(歲)主幾許。歲月荏苒。物在人亡。文公之賞遊。在_(歲)朝堅父朝能時。至_(歲)今三十有七年。匡忠慨然恐_(歲)其久而事湮

滅。請予記其事。將以刻石傳之不朽。予大嘉其志。且也。文公休憩。遺愛所存。不可無言。遂應其請。名之曰先春梅。且記其梗概以與之。係以銘曰。

色秀衆樹。香掩群芳。高標迥絕。老幹屈強。一經風詠。漸換星霜。遺愛長存。千秋彌章。

兒玉匡忠の園中、古梅一株あり。樹圍丈餘、高さ三丈、枝葉縱横、根幹輪囷、氷姿玉骨、老いて逾奇に、花は紅白色を班ち、花時に及び、清香馥郁遠く人を襲ふ。往歲先君文公の藩に在るや賞遊吟詠せり。時に寛政三年己亥正月十有一日と爲す。匡忠の宅は、其の父匡次の賜はる所、而して岡崎朝堅の舊宅なり。相傳ふ此の樹は佐竹氏の舊物にして、主を換ふること幾許なるを知らずと。歲月荏苒、物在りて人亡し。文公の賞遊は、朝堅の父朝能の時に在り、今に至りて三十有七年なり。匡忠慨然其の久しくして事の湮滅するを恐れ、予に其の事を記さんことを請ひ、將に以て石に刻して之を不朽に傳へんとす。予大に其の志を嘉し、且また文公休憩、遺愛の存する所、言なかるべからず。遂に其の請に應

じ、之に名づけて先春梅と曰ふ。且つ其の梗概を記して之に與へ、係るに銘を以てす曰く、色は衆樹に秀で、香は群芳を掩ふ。高標迥絶、老幹屈強、一たび風詠を經、漸く星霜を換ふ。遺愛長に存し、千秋彌章なり。

兒玉匡忠。水藩臣にして城下南町に住す。

文公。水藩主第六世。諱は治保、字は子安、舜山と號す。權中納言從三位。第五世良公の長子にして、母は後祥院夫人。太政大臣一條兼香公の女。實は所生榊原氏にて夫人に子養せらる。明和三年襲封、文化二年薨す。享年五十五。

岡崎朝堅。水藩の重臣。

養鷹舎棟梁記

昔者先君威公開邸也。寢門宮室。府舍園囿。經營協ト。位置得宜。當是時。養鷹舎在邸西臺上。至肅公時。會有事故。因徙之駒込別墅。既而別墅亦爲隨性夫人宮。於是。又徙于後樂園中北山麓。嗟夫開邸而來二百有餘年。其間天

災流行。祝融煽炎。宮殿樓閣會厄運者。殆二三回。而斯舍常免其禍。依然獨存。蓋其遷徙出於不得已而有得天幸者也。今欲傳遺制于無窮。乃改卜園之南向陽地。用其舊材而補修營築。庶斯舍之不朽也。天保三年歲在玄黓執徐冬十一月穀旦。

昔、先君威公の邸を開くや、寢門宮室、府舍園圃、經營トに協ひ、位置宜しきを得たり。是の時に當り、養鷹舎は邸西の臺上に在り。肅公の時に至り、會、事故あり。因りて之を駒込の別墅に徙す。既にして別墅も亦、隨性夫人の宮と爲る。是に於て、又後樂園中北山の麓に徙す。嗟、夫れ開邸してより二百有餘年、其の間天災流行し、祝融煽炎、宮殿樓閣厄運に會ふ者、殆んど二三回にして、而も斯の舍常に其の禍を免れ、依然として獨り存す。蓋し其の遷徙は已むを得ざるに出でて而も天幸を得し者あるなり。今遺制を無窮に傳へんと欲し、乃ち改めて園の南向の陽地を卜し、其の舊材を用ひて補修營築し、斯の舍の不朽を庶ふなり。天保三年歲玄黓執徐に在り冬十一月穀旦。

肅公。諱は綱條、字は九成、鳳山と號す。水藩主第三世にて、義公の兄、高松侯英公諱は頼重の第二子にて、義公の嗣となる。母は土井大炊頭利勝の女。元祿三年襲封し享保三年薨す。享年六十三。權中納言從三位。

摸本先公書法記

日記局所藏。視聽日録及家乘書法凡例十七箇條。元祿二年己巳。義公所定正手書一通。追加十六條。享保九年甲辰。成公手書一通。寶曆十二年壬午爲祝融所禍。文公時手書其遺制。而以藏之。至文政十年丁亥。亦罹祝融之禍。唯存三通謄寫耳。今局長請予更書之。予觀其謄寫。實摸擬。文公手書者也。故敬重之。不別書其遺制。聊記其事以附與之云。別有武公手書一通。是亦摸擬手書者也。

日記局に藏する所の、視聽日録及び家乘書法凡例十七箇條。元祿二年己巳、義公定正する所の手書一通、追加十六條。享保九年甲辰、成公手書一通。寶曆十二年壬午祝融の禍

する所と爲る。文公の時其の遺制を手書して、以て之を蔵す。文政十年丁亥に至り、亦祝融の禍に罹り、唯二通の謄寫を存するのみ。今局長予に更に之を書せんことを請ふ。予其の謄寫を觀るに、實に文公の手書を模擬せる者なり。故に之を敬重し、別に其の遺制を書せず。聊か其の事を記して之を附與すと云ふ。別に武公の手書一通あり、是も亦手書を模擬せる者なり。

日記局。水藩の日次の雜事を記録する爲に、義公が延寶年中設置せる局。

視聽日録。日記局にて、柳營に關する諸事を、見聞の儘に収録せるもの。

家乘。日記局にて水藩の諸事を記録せるもの。享保四年に至り視聽日録と合して百六十六卷となし、

世子曹局所記日次記四十二卷、就藩日記八卷、雜錄別記百六十六卷を併せて檢例提要と云ふ。

成公。水藩主第四世、諱宗堯、字子勳。號觀山、參議從三位左近衛權中將、享保十五年薨す、時に年二十六。

武公。水藩主第七世、諱は治紀、字は徳民、鶴山と號す。文公の長子にて母は正禮夫人、一條准后道

香公の女。參議從三位左近衛權中將。文化二年襲封、十三年薨す。享年四十四。

彈正壺記

此壺者。其初不知何人所藏焉。底有款識。刻貞和三及花押。而亦不知何人所作也。慶長年間。天下茶事盛行。豐臣太閤殊愛此壺。深藏之。時淺野彈正長政有軍功。以充其賞。彈正受而儲茶經年。香味不變。於是獻之。神君。神君亦愛玩之。以彈正所獻之故。銘之曰彈正壺。既而與玉堂茶入同賜之威公。爾後傳以爲重器。慎勿毀傷焉。天保八年丁酉夏五月。

此の壺は、其の初何人の藏する所なるを知らず。底に款識あり、貞和三及び花押を刻す。而して亦何人の作る所なるを知らざるなり。慶長年間天下茶事盛んに行はる。豐臣太閤殊に此の壺を愛し、深く之を藏せり。時に淺野彈正長政軍功あり、以て其の賞に充つ。彈正受けて茶を儲へて年を経、香味變ぜず。是に於て之を神君に獻ず。神君も亦之を愛玩し、彈正獻する所の故を以て、之に銘して彈正壺と曰ふ。既にして玉堂の茶入と同じく之を威公に賜ふ。爾後傳へて以て重器と爲す。慎みて毀傷する勿れ。天保八年丁酉夏五月。

淺野彈正長政。藝州侯の祖、彈正少弼たりしを以て、爰に彈正と曰ふ。

二二

採桑老假面記

採桑老假面。元祿中。我西山公獲諸水戸城西石塚村之坪明神祠。而深奇之。使人間諸出目洞白。洞白鑒定。以爲日光所造翁假面。今按猿樂之行不遍四百年左右。而日光在世。殆近千年。則當時專用之於猿樂。後人因以用之於猿樂耳。此余所以斷爲採桑老也。嗚呼。物之經千歲者。固既可奇。而況斯器係西山公遺愛。則豈可弗什襲珍藏耶。乃書其由以傳於後云。嘉永七年甲寅閏七月。

採桑老假面。元祿中、我が西山公諸を水戸城西石塚村の坪明神祠に獲て、而して深く之を奇とし、人をして諸を出目洞白に問はしむ。洞白鑒定して、日光が造る所の翁假面と爲す。今按ずるに猿樂の行はるる四百年左右に過からず。而して日光の世に在る、殆んど千年に近し。則ち當時専ら之を猿樂に用ひ、後人因りて之を猿樂に用ひしのみ。此れ余の斷

じて採桑老と爲す所以なり。嗚呼、物の千歳を経る者、固より既に奇とすべし。而して況んや斯の器は、西山公の遺愛に係る。則ち豈什襲珍藏せざるべけんや。乃ち其の由を書し、て以て後に傳ふと云ふ。嘉永七年甲寅閏七月。

西山公。義公の事前出。

水戸城西石塚村之坪明神祠。茨城郡石塚村は城西三里餘にて今は東茨城郡。

出目洞白。通稱加兵衛、又備後掾とも淡路掾とも云ひ名は滿喬。面打の名手にて、大野出目二世と稱せる出目友閑滿庸の養子となり、その三世を稱し、正徳五年歿す、年八十三。

日光。年代未詳なるも、古代の假面製作の名手と傳へらる。近江三井寺の僧と云ふ。

時習齋記

人心不同。猶三面之異。有下獨坐書齋。讀書者。有下群居酒席。好行杯者。有下服法服。坐廣殿。樂雅樂者。有下服袂服。登紅樓。弄淫聲者。譬諸草木區以別矣。草有香草。有臭草。木有灌木。有喬木。然不可使臭草爲香

二二

草。不可_レ使_三喬木爲_二灌木。人乃異_三于此。可_レ使_下惡人化以爲_三善人。貪者化以爲_二廉夫。頑夫化以爲_レ義者。化_レ之有_レ道。學以_レ韜_レ之。時至行_レ之。言乃淳々。事乃察々。矜而不_レ爭。犯而不_レ校。出則溫良恭謙。入則孝悌忠信。內則明察剛健。外則愚昧柔弱。如_レ此則人日遷_レ善。自不_レ知_三其他。是以化_二一人。則爲_三二人。二人又化_二一人。則爲_三四人。四人又化_二一人。則爲_三八人。如_レ此化_レ之。則爲_三千萬。爲_二億兆。雖_レ然廣施能救。堯舜亦猶病_レ之。夫有_レ意化_レ之。則不_レ能_レ化_レ之。無_レ意化_レ之則自然遷_レ善。不_レ知_レ被_レ化。化_レ之者。亦不_レ知_レ化_レ之。是謂_三不_レ識不_レ知順_二帝之則。故余每_レ開_レ卷追_三古賢迹。孔子曰不_二亦說_一乎。

人心の同じからざるは、猶ほ面の異なるがごとし。書齋に獨坐して書を讀む者あり。酒席に群居して杯を行るを好む者あり。法服を服て廣殿に坐し、雅樂を樂しむ者あり。袷服を服して紅樓に登り、淫聲を弄する者あり。諸を草木の區以て別つに譬ふ。草に香草あり、臭草あり。木に灌木あり、喬木あり、然れども臭草をして香草たらしむべからず、喬木を

して灌木たらしむべからず。人は乃ち此に異り、惡人をして化して善人と爲し、貪者を化して廉夫と爲し、頑夫を化して義者と爲さしむべし。之を化するに道あり。學んで以て之を韜め、時至りて之を行ふ。言は乃ち淳淳、事は乃ち察察、矜りて争はず、犯して校せず、出でては則ち溫良恭謙、入りては則ち孝悌忠信、内は則ち明察剛健、外は則ち愚昧柔弱、此の如くんば則ち人日々に善に遷り、自ら其の他を知らず。是を以て一人を化すれば、則ち二人と爲り、二人又一人を化すれば、則ち四人と爲り、四人又一人を化すれば、則ち八人と爲る。此の如く之を化すれば、則ち千萬と爲り、億兆と爲る。然りと雖も廣施能救は、堯舜も亦猶之を病む。夫れ意ありて之を化すれば、則ち之を化する能はず。意なくして之を化すれば則ち自然に善に遷り、化を被るを知らず、之を化する者も、亦之を化するを知らず。是を識らず知らず帝の則に順ふと謂ふ。故に余卷を開く毎に古賢の迹を追ふ。孔子曰く亦說しからずやと。

時習齋。烈公の書室に名づくるか。

瓢之爲物也。其形枵然。素無文彩美麗。然其內虛而能容。是爲可尙耳。我鼎山公愛而不舍。頃後樂園中。新營小亭。穿瓢形之窓。自撰瓢窓記。公之愛瓢可謂深矣。蓋古聖君明主。如几杖鏡磐。往々有所銘。見物而孜孜警省。公之所爲。亦思其德齊乎。考之古人。許由顔子。樂道而耽其閑者也。張果韓湘子玩世而神其術者也。如公之所愛。蓋事關家國。然則一瓢之微。而隱顯殊趣。孟子所謂。彼一時此一時者乎。應命謹述一言云。

瓢の物爲るや、其の形枵然、素より文彩美麗なし。然れども其の内虚にして能く容る、是尙ぶ可しと爲すのみ。我 鼎山公愛して舍かず。頃後樂園中、新に小亭を營み、瓢形の窓を穿ち、自ら瓢窓記を撰す。公の瓢を愛する深しと謂ふべし。蓋し古の聖君明主、几杖鏡磐の如き、往往銘する所あり。物を見て孜孜として警省す。公の爲す所も、亦其の徳の齊しからんことを思ふか。之を古人に考ふるに、許由顔子は、道を樂しみて其の閑に耽

る者なり。張果韓湘子は世を玩びて其の術を神にする者なり。公の愛する所の如きは、蓋し事家國に關す。然らば則ち一瓢の微にして、而も隱顯趣を殊にす。孟子の所謂、彼一時此一時たる者か。命に應じ謹みて一言を述ぶと云ふ。

瓢亭。哀公が江邸後樂園中に營みたる小亭を指す。文に見ゆる如く、瓢形の窓を穿ちて、哀公自ら瓢窓記を撰せるもの即ちこれ。記文は鼎山詩文稿にあり。

鼎山公。水滸主第八世。諱は齊修、字は子誠。鼎山、天然子、信天翁、瓢亭等の號あり。武公の長子にて實は庶出。嫡母は恭禮夫人、紀伊大納言重倫卿の女。權中納言從三位。文化十三年襲封、文政十二年薨す、享年三十三。

序

丙丁錄序

夫于支相配。數窮六十。終而復始。丙午丁未。世傳爲厄歲。其說蓋出於陰陽家

者流。固無_下足_二深信_一者。唯宋人陳亮舉_二其說_一。反覆丁寧。以勵_二其君_一。亦蓋有_レ爲而然也。往年己亥之秋。適觀_二宋人紫望丙丁龜鑑_一。其所_レ載災異變故之迹。歷然著明。亦可_二以爲_二警戒之一端_一矣。因試搜_二皇朝史籍_一。歷_二觀丙丁_一。其厄_二於水旱疾疫_一者有_レ之。其厄_二於饑饉盜賊_一者有_レ之。乃命_二微臣_一輯而錄_レ之。命曰_二丙丁錄_一。嗚呼赫々神州。正氣之所_レ萃。神明之所_レ護。誠非_二西土之可_レ比。且警戒之不_レ可忘也。固無_レ待乎丙丁。然丙丁在_レ近。以_レ此爲_レ戒。亦不_レ爲_レ無_レ助。然則所_二以備_レ之之術如何。曰治教並行。倉稟充實。則雖_レ有_二饑饉_一。民可_二得而濟_一矣。恩信兼施。武備大修。則雖_レ有_二變異_一。國可_二得而保_一矣。齊昭不敏。世_二守_二東藩_一。固將_二日夜勉勵以從_二事於斯_一。抑幕府者天下政教之樞機。四海萬民之所_二瞻仰_一也。方今賢能並進。治具悉張。何厄歲之足_レ憂。雖_レ然。區々私心。亦頗有_下類_二杞人_一者。故敢善_二寫一本_一恭獻_レ之。傳曰。備_二豫不虞_一。古之善教也。則斯書亦可_レ少哉。

夫れ干支の相配するは、數六十に窮まり、終りて復た始む。丙午丁未は、世に傳へて厄歲と爲す。其の説は蓋し陰陽家者流に出づ。固より深く信するに足る者なし。唯宋人陳亮其の説を擧げ、反覆丁寧、以て其の君を勵ます。亦蓋し爲にするありて然るなり。往年己亥（天保十年）の秋、適宋人紫望が丙丁龜鑑を觀るに、其の載する所の災異變故の迹、歴然著明なるも、亦以て警戒の一端と爲すべし。因つて試に皇朝の史籍を搜り、丙丁を歴觀するに、其の水旱疾疫に厄せるもの之あり、其の饑饉盜賊に厄せるもの之あり。乃ち微臣に命じ輯めて之を録し、命じて丙丁錄と曰ふ。嗚呼赫赫たる神州、正氣の萃る所、神明の護る所、誠に西土の比すべきに非ず。且つ警戒の忘るべからざるや、固より丙丁を待つなし。然れども丙丁近きに在り、此を以て戒と爲すも、亦助なしと爲さず。然らば則ち之に備ふる所以の術如何。曰く治教並行し、倉廩充實すれば、則ち饑饉ありと雖も、民得て濟ふべし。恩信兼ね施し、武備大に修らば、則ち變異ありと雖も、國得て保つべし。齊昭不敏、世、東藩を守る。固より將に日夜勉勵して以て斯に従事せんとす。抑も幕府は天下政教の樞機、四海萬民の瞻仰する所なり。方今賢能並び進み、治具悉く張る、何の厄歲か之れ憂ふるに足らん。然りと雖も、區區たる私心、亦頗る杞人に類する者あり。故に敢て一

本を善寫し恭しく之を獻ず。傳に曰く、豫め不虞に備ふるは、古の善教なり、則ち斯の書も亦少くべけんや。

三〇

破邪集序

邪教之入_二神國_一。豐臣太閤固嘗禁_二絶之_一。東照宮固嘗驅_二攘之_一。台徳 大猷二公皆善繼善述。而寛永之亂。發_二於至治之日_一。時人或以_二海隅小寇_一目_レ之。而逆儀所_レ被。鄰境皆應。西海爲_レ之震擾。其禍大矣。然聚_二邪徒於一城_一而殲_二戮之_一。不_レ可_レ謂_レ非_二天意_一。厥後禁令益嚴。邪徒或有_二來者_一。戮_二其人_一。火_二其舟_一。使_二蠻夷永絶_二窺竄之心_一。比_レ之西土明末僅能驅逐。而不_レ能_二掃蕩_一者。不_レ嘗_二霄壤_一。可_レ謂_レ偉矣。至_二常憲公時_一。海外復有_レ輸_二妖邪之書_一者。賴_二當時能辨_二其奸_一。不_レ得_レ逞_二其害_一。方今蠻夷來逼日甚_二一日_一。外奮_二武衛_一。內息_二邪說_一。是我急務。而審_二萬國形勢_一。立_二守禦長策_一。或不_レ能_レ無_レ取_二乎彼_一。非_二特船艦銃砲之制_一也。故海内爭講_二蟹行之書_一。亦自然之勢。而彼長_二於誑誘_一。即我今日所_レ講。亦安知_二異日不_レ爲_二邪說之媒_一哉。

是可_レ憂也。余庫中藏_二破邪集_一。即明人所_レ輯。彼其在_レ上者。既不_レ能_レ掃_二蕩邪教_一。唯一_二志士以_二空言_一。無_レ排_二之_一。雖_レ切何補。然在_二今日_一。則未_二必無_二小補_一。乃命_レ梓布_レ世。願此書不_レ無_二駁雜之說_一。讀者舍_二其疵_一而取_二其醇_一可也。

邪教の神國に入る、豐臣太閤固より嘗て之を禁絶す。東照宮固より嘗て之を驅攘す。台徳 大猷二公皆善繼善述す。而して寛永の亂、至治の日に發す。時人或は海隅の小寇を以て之を目す。而も逆儀の被る所、隣境皆應じ、西海之が爲に震擾す、其禍大なり。然れども邪徒を一城に聚めて之を殲戮す、天意に非ずと謂ふべからず。厥の後禁令益嚴に、邪徒の或は來る者あれば、其の人を戮り、其の舟を火き、蠻夷をして永く窺竄の心を絶たしむ。之を西土明末僅に能く驅逐して、而も掃蕩する能はざる者に比すれば霄壤も嘗ならず。偉なりと謂ふべし。常憲公の時に至り、海外復た妖邪の書を輸する者あり。當時能く其の奸を辨するに頼り、其の害を逞しうするを得ず。方今蠻夷の來逼は日一日より甚し。外に武衛を奪ひ、内に邪説を息む。是れ我が急務にして、而して萬國の形勢を審かにし、守禦の長策を立つ。或は彼に取るなき能はず、特に船艦銃砲の制のみに非ざるなり。故に海内争ひ

て蟹行の書を講ずるも亦自然の勢にして、而も彼は誑誘に長ず。即ち我が今日講ずる所、亦安んぞ異日邪説の媒と爲らざるを知らんや。是れ憂ふべきなり。余の庫中に破邪集を藏す。即ち明人の輯むる所、彼其の上に在る者、既に邪教を掃蕩する能はず、唯一二の志士空言を以て之を舐排す。切なりと雖も何の補あらん。然れども今日に在りては則ち未だ必しも小補なからず。乃ち梓に命じて世に布く。願ふに此書は駁雜の説なしとせず。讀者其の疵を捨てて其の醇を取れば可なり。

破邪集。八卷。明人の原著を校刻せるもの。耶蘇教の害毒を擧ぐ。

孝經序

嚴君教_レ余。以_三先讀_三孝經。夫孝主_レ誠。誠者乃德之本也。故以_レ孝事_レ君則忠。以_レ孝事_レ長則順。以_レ孝接_三萬物。則物無_レ不_レ治。是以天子以_レ孝臨_レ下。則天下平。諸侯以_レ孝馭_レ民。則國治。卿大夫以_レ孝交_三臣僕。則臣僕率行。士庶人以_レ孝教_三妻子。則妻子順從。孝之道。嗚呼大哉。余年甫四歲。始讀_三孝經。至_レ今十有九。未_レ

能_レ之行。是以親騰_三寫一卷。置_三之于懷。欲_レ無_レ忘_三之于心。也。余素不敏。雖_レ不能_レ行_レ之。願終身學_レ之。以報_三嚴君志。云爾。

嚴君余に教ふるに、先づ孝經を讀むを以てす。夫れ孝は誠を主とす。誠は乃ち徳の本なり。故に孝を以て君に事ふれば則ち忠、孝を以て長に事ふれば則ち順、孝を以て萬物に接すれば、即ち物として治まらざるなし。是を以て天子孝を以て下に臨めば、則ち天下平に、諸侯孝を以て民を馭すれば、則ち國治まり、卿大夫孝を以て臣僕と交はれば、則ち臣僕率行し、士庶人孝を以て妻子に教ふれば、則ち妻子從順なり。孝の道、嗚呼大なる哉。余年甫めて四歳、始めて孝經を讀み、今に至りて十有九、未だ能く之を行はず。是を以て親ら一卷を謄寫し、之を懷に置き、之を心に忘るるなからんと欲するなり。余素より不敏、之を行ふ能はずと雖も、願はくは終身之を學び、以て嚴君の志に報いんとしか云ふ。

嚴君。武公の事、前出。

日省錄序

或有問於予曰。日省錄。何爲而作也。予答之曰。其爲省己之過不及。作之也。嚴君以敬之一字。爲吾俗稱。故以敬呼吾。日不知其幾何。故敬之一字。常在心。而近敬父兄。遠敬鬼神。嚴君名吾。豈徒哉。且嚴君所賜。名紀教。字叔寬。蓋取於敬敷五教在寬之語也。故不可不直。又以政之字。爲吾諸器記號。故吾側視器物。則皆有政之字。朝夕視之。政字不離心。夫政正也。正而無文。則近於剛毅木訥。文而無正。則近於巧言令色。正文相接。以爲政之字。吾雖愚而日視之。則於政之字。又足以得其用。吾猶弱。冀待君子之斥。非而已矣。文化十三丙子孟夏。

或る人予に問ふあり曰く、日省録は、何の爲にして作るやと。予之に答へて曰く、其れ己の過不及を省みん爲に之を作るなりと。嚴君敬の一字を以て、吾が俗稱と爲す。故に敬を以て吾を呼ぶ、日に其の幾何なるを知らず。故に敬の一字、常に心に在り。而して近くは父兄を敬し、遠くは鬼神を敬す。嚴君吾に名づく、豈徒ならんや。且つ 嚴君の賜ふ

所、名は紀教、字叔寬、蓋し敬敷五教寬に在りの語に取れるなり。故に直ならざるべからず。又政の字を以て、吾が諸器の記號と爲す。故に吾が側に器物を視れば、則ち皆政の字あり。朝夕之を視、政字心を離れず。夫れ政は正なり、正にして文なければ、則ち剛毅木訥に近し。文にして正なければ、則ち巧言令色に近し。正文相接して、以て政の字を爲す。吾愚なりと雖も而も日、之を視れば則ち政の字に於て、又以て其の用を得るに足らん。吾猶弱し。冀くは君子の非を斥くるを待つのみ。文化十三丙子孟夏。

以敬之一字爲吾俗稱。公の小名敬三郎を言ふ。

名紀教、字叔寬。烈公は諱は齊昭、字は子信なるも、茲に言ふは初諱初字なり。

白石意隆三書序

白石意隆著眞寶盈虛農民三書。皆道下所以脩己以治人之意也。昔賢所爲。何嘗不。然。夫意隆者。達武兼好文事。古云。爲臣不易。而所爲如此。則何難之有。頃閱三書。而大有所興起焉。遂令騰寫。潛心繙閱。想其所幸八田形

勢物情。山自爲文。水自爲章。其道治平。其民和悅。是非得之所學耶。嗚呼學之不可已。余於意隆信焉。遂題片言于其書云。

白石意隆、眞實・盈虛・農民の三書を著す。皆己を脩めて以て人を治むる所以の意を道へるなり。昔賢の爲す所、何ぞ嘗て然らざらん。夫れ意隆は、武に達し兼ねて文事を好む。古云ふ、臣爲る易からずと。而して爲す所此の如し、則ち何の難きことか之れあらん。頃ろ三書を閲して、而して大に興起する所あり。遂に謄寫せしめ、潛心繙閱す。想ふに其の宰する所の八田の形勢物情、山は自ら文を爲し、水は自ら章を爲す。其の道は治平、其の民は和悅、是れ之を學ぶ所に得るに非ずや。嗚呼學の以て已むべからざる、余意隆に於て信ず。遂に片言を其の書に題すと云ふ。

白石意隆。水藩士、通稱又衛門、迷悟堂の號あり。寛政七年出仕し、文政二年致仕す、のち一如と稱す。九年歿す。年七十四。

眞實盈虛農民三書。三書何れも一卷の成書にて、眞實は詳しくは眞實琢志と言ひ、文化元年成る。盈虚は民盈虚論と言ひ、文化三年成る。農民は農民制詞と言ひ、文化八年成る。

八田。那珂郡下の村名。今も同郡玉川村の大字なり。史家は和名鈔の久慈郡八部郷を茲に擬定す。享和元年、水藩にて郡奉行の治所を此の地に置き、その隸屬を八田組と言ふ。

雲霓圖說序

凡勞心者。先事而能計。勞力者。臨事而能動。時有盛衰。歲有豐凶。豐凶天地之所爲。而盛衰人之所爲也。故太平不忘亂。豐歲不忘饑死。智也。至其死地而辨事也。雖愚者所不爲也。余丑歲從封襲七年。必近爲有凶歲。果從舊冬陰雨。今茲雖至初冬而猶不止。五穀枯腐。然則明年必爲旱。故日夜勞之。使圖水器而以教兆民。欲使之救民憂。則大旱來必需然仰之。故銘之曰雲霓。

凡そ心を勞する者は事に先ちて能く計り、力を勞する者は、事に臨みて能く勤む。時に盛衰あり、歲に豐凶あり。豐凶は天地の爲す所にして、盛衰は人の爲す所なり。故に太平に亂を忘れず、豐歲に餓死を忘れざるは智なり。其の死地に至りて事を辨ずるは、愚者と雖

も爲さざる所なり。余丑歲封を襲いでより七年、必ず近く凶歳ありと爲す。果して舊冬より陰雨、今茲初冬に至ると雖も而も猶止まず、五穀枯腐す。然らば則ち明年は必ず旱を爲さん。故に日夜之を勞し、水器を圖して以て兆民に救へしめ、之をして民憂を救はしめんと欲す。則ち大早來れば必ず霈然之を仰ぐ。故に之に銘して雲霓と曰ふ。

丑歲。烈公の襲封せる文政十二年己丑を言ふ。

説

醫弊説

凡事有善有惡。善端或生弊。因循苟且。必至於善惡相混有不可辨者。夫醫藥者保命之大具。死生存亡之所係也。不可不慎焉。記曰。醫不三世不服其藥。其慮深矣。雖然未聞三世相繼以爲良醫者。故有特達其術者。則雖不三世將用之。而其世官者亦非可廢。於是醫官生員滋多。各自成一

家而其所見亦異矣。嗟可不慎哉。今夫王公大人。一有疾。則衆醫會議。有司監省。而後調藥以進焉。雖有良醫。不得一人專任以施方劑。是其所以尊重而敬慎之者。至矣盡矣。然其所以尊重敬慎。而或至于不起者何也。蓋其弊有三矣。衆醫之會議也。各盡其心。知而無不言矣。然人心之不同猶面也。百醫診之。則一證爲百證。是以群議喧然。是非叢起。終無一定。自非傑然致身盡忠。洞然視垣一方人者。不能辨駁異論以濟其險難。今任其職者。皆斗筭庸醫。固非有見識者。當其執匕調藥時。衆醫或默視。則左顧右眄。傾首遜言。欲在此不譏。在彼不嘲矣。唯急於免身。緩於祛疾。故其所調皆尋常寬藥柔劑。而未下能疏其源除其根。遂使糜理入膏肓。幸而經日彌月。則自以爲得其驗。驕色大言。睥睨惰慢。自稱國手。而不忍容衆議。唯有所貪賞賜之心也。既而變證橫出。則危懼戰栗。恐罪相及。脅肩屈身。退遜辭讓。或稱譽他醫。欲令其代己以調藥。當是時。先醫曰疾小愈。後醫曰疾太

劇。其反覆無常如此。是其弊一也。衆醫固非無貪賞之意。其初各說主張。證經辨。方以僥倖萬一。及其危篤。則歛枉拱手。默然而退。唯恐有執レヒ調藥之命矣。是其弊二也。夫貪欲驕肆。要執レ七顯已功者。沈黙而不敢盡言。似有卓識者。其心庶幾其疾曠日持久。落吾手。浸譖調醫。欺罔左右。既而得志先醫調劑。雖切對其證。誹謗萬端。罵詈不已。必以他方換之。特示其異案。及至於大故。則或歸咎於氣候。或逃罪於後手。其甚者曰命也。是與所謂刺人曰非我也兵也者。何以異哉。是其弊三也。方夫衆醫會集。群議沸騰。而人不能辨其是非。以謂此中必有是。然不能決其疑。是以禱諸鬼神。假諸卜筮及讖緯術數。無所不至。唯願得良醫。以施良劑藉天之靈。幸得良醫。則其慶祥不可言矣。不幸而得庸醫。則再三而或瀆鬼神卜筮。不啻瀆鬼神卜筮。或至使有天命者而短折。其惑人也甚矣。嗚呼王公大人不可疾也。良藥滿筐。良醫滿堂。然而良醫不能盡其方。良藥不能奏其効。當

是之時。雖欲爲孤豚。豈可得乎。其所以然者何也。其所以尊重敬慎者。至矣盡矣。故疾則必受其弊。是其善端或生弊。而遂至于善惡相混而不能辨者也。可勝歎哉。若夫士民雖不能得良藥。而能全其性命者。無其弊故也。蓋良藥之爲驗也至嚴矣。故其所施一違則變爲毒。而其害尤甚矣。老子曰。民之輕死。以其求生之厚。諺曰。不用藥勝中醫。宜哉。嗟與庸醫所玩弄。而損其壽。不如飲湯茶以終天命焉。雖然祿衆醫。豫備不虞之疾也。今爲醫生者。去此三弊。熟議諱論。盡心致身。而唯其藥之驗。其疾之治是圖焉。又擴充及士民。不侮鰥寡。不廢困窮。則可謂仁之術而已矣。

凡そ事に善あり惡あり。善端或は弊を生ず。因循苟且、必ず善惡相混じて辨ずべからざる者あるに至る。夫れ醫藥は保命の大具、死生存亡の係る所なり、以て慎まざるべからず。記に曰く、醫は三世ならざれば其の藥を服せずと。其の慮深し。然りと雖も未だ三世相繼ぎて以て良醫爲る者を聞かず。故に特に其の術に達せる者あらば、則ち三世ならずと雖も

將に之を用ふべし。而して其の世官の者も亦廢すべきに非ず。是に於て醫官生員滋、多く、各自ら一家を成して而して其の見る所も亦異れり。嗟愼まざるべけんや。今夫れ王公大人、一たび疾あれば、則ち衆醫會議し、有司監省して、後調藥して以て進む。良醫有りと雖も、一人專任して以て方劑を施すを得ず。是れ其の尊重して之を敬愼する所以の者、至れり盡せり。然れども、其の尊重敬愼する所以にして、而も或は不起に至るは何ぞや。蓋し其の弊三あり。衆醫の會議するや、各、其の心を盡し、知りて言はざるなし。然れども人心の同じからざる猶面のごとし。百醫之を診れば、則ち一證は百證と爲る。是を以て群議喧然、是非蠱起し、終に一定なく、傑然身を致し忠を盡すに非ざるよりは、洞然垣一方人を視る者、異論を辨駁して其の險難を濟ふ能はず。今其の職に任ずる者、皆斗筭の庸醫、固より見識ある者に非ず。其の七を執り藥を調ふる時に當り、衆醫或は默視すれば、則ち左顧右盼、傾首遜言、此に在りて譏らず、彼に在りて嘲らざらんことを欲す。唯身を免るるに急に、疾を祛くに緩なり。故に其の調ずる所は皆尋常の寬藥柔劑にして、未だ其の源を疏し其の根を除く能はず、遂に膜理をして膏肓に入らしむ。幸にして日を経月を彌

れば、則ち自ら以て其の驗を得たりと爲し、驕色大言、睥睨情慢、自ら國手と稱して、而して敢て衆議を容れず、唯賞賜を食ふの心あり。既にして變證横出すれば、則ち危懼戰栗、罪の相及ばんことを恐れ、肩を脅し身を屈し、退遜辭讓、或は他醫を稱譽し、其れをして己に代りて調藥せしめんと欲す。是の時に當り、先醫曰く疾小しく愈ゆと。後醫曰く疾太はだ劇しと。其の反覆常なき此の如し。是れ其の弊の一なり。衆醫固より賞を食ふの意なきに非ず。其の初め各主張を説き、經辨を證し、方に以て萬一を僥倖し、其の危篤に及んでは、則ち衽を斂め手を拱き、默然として退き、唯七を執り藥を調ふるの命有るを恐る。是れ其の弊の二なり。夫れ貪欲驕肆、七を執り己が功を顯はすを要する者、沈黙して敢て言を盡さず、卓識ある者に似たり。其の心は其の疾曠日持久、吾手に落ら、調醫を浸譜し、左右を欺罔するに庶幾し。既にして志を得れば先醫の調劑、切なりと雖も其の證に對し、誹謗萬端、罵詈已まず、必ず他方を以て之に換へ、特に其の異案を示す。大故に至るに及べば、則ち或は咎を氣候に歸し、或は罪を後手に逃れ、其の甚しき者は曰く命なりと。是れ所謂人を刺して我に非ざるなり兵なりと曰ふ者と何ぞ以て異らんや。是れ弊の三

なり。夫の衆醫會集し、群議沸騰に方り、而も人其の是非を辨ずる能はず、以て謂ふ此中必ず一是ありと。然れども其の疑を決する能はず。是を以て諸を鬼神に禱り、諸を卜筮及讖緯術數に假り、至らざる所なく、唯良醫を得て良劑を施さんことを願ひ天の靈を藉る。幸にして良薬を得れば、則ち其の慶祥言ふ可らず。不幸にして庸醫を得れば再三にして或は鬼神卜筮を瀆す。管に鬼神卜筮を瀆すのみならず、或は天命有る者をして短折せしむるに至る、其の人を惑はすや甚し。嗚呼王公大人疾むべからざるなり。良藥筐に滿ち、良醫堂に滿つ。然して良醫其の方を盡す能はず、良藥其の効を奏する能はず。此の時に當つて、孤豚と爲らんと欲すと雖も、豈得べけんや。其の然る所以の者は何ぞや。其の尊重敬慎する所以の者、至れり盡せり。故に疾めば必ず其の弊を受く。是れ其の善端或は弊を生じ、而して遂に善惡相混じて辨ずる能はざるに至れる者なり。歎ずるに勝ふべけんや。若し夫れ士民の良薬を得る能はずと雖も、而も能く其の性命を全うする者は、其の弊なきが故なり。蓋し良薬の驗たるや至嚴たり。故に其の施す所一たび違へば變じて毒と爲り、而して其の害尤も甚し。老子曰く、民の死を輕んずるは、其の生を求むるの厚きを以てなり

と。諺に曰く、薬を用ひざるは中醫に勝ると。宜なる哉。嗟其れ庸醫の玩弄する所と爲りて、其の壽を損ふよりは、湯茶を飲みて天命を終るに如かず。然りと雖も衆醫を祿するは、豫め不虞の疾に備ふるなり。今醫生爲る者、此の三弊を去り、熟議議論、心を盡し身を致して、而して唯其の薬の驗、其の疾の治はれ圖れ。又擴充して士民に及ぼし饑寒を侮らず、困窮を廢せずんば、則ち仁の術と謂ふべきのみ。

茶説

人之於禮。不可一日無也。大則邦國之經綸。小則閭閻之細務。有禮則治。無禮則亂。雖小技亦然。余暇日爲雲花之技。其中自有禮節。廢之則事亦不可行也。而其可取者三焉。可舍者三焉。以易得之器。與難得之寶。比焉。而不耻者所以示以富貴。交貧賤也。其調魚食爲美味者。所以示化。不肖爲賢也。其聚古物以玩之者。所以示慕古也。若夫垢清器。傷全物。以贗古製者。教民僞也。匕箸碗盞。博之千金。果菜魚鳥。競致珍異者。教

民奢也。品評器什。極口贊揚者。教民諛也。舍此取彼。斟酌以用之。可謂善行茶禮者也歟。金玉之爲至寶。芻豢之爲美味。人之所同好也。我則不然。以瓦木爲具。以芋栗爲羞矣。富貴之爲尊。貧賤之爲卑。亦人之所同然也。我則不然。貴賤共席而不相褻。促膝劇談。雖臣子相伍焉。是數者吾技之所獨也。質而雅。和而不流。君子之交也。孔子曰。禮與其奢也寧儉。雖小技其庶幾乎。

人の禮に於ける、一日もなかるべからざるなり。大は則ち邦國の經綸、小は則ち閭閻の細務、禮あれば治まり、禮なければ亂る。小技と雖も亦然り。余暇日雲花の技を爲す。其の中自ら禮節あり、之を廢すれば事も亦行ふべからざるなり。而して其の取るべきもの三、舍つべきもの三なり。得易きの器を以て、得難きの寶と比す、而して耻ぢざるは富貴を以て貧賤に交はるを示す所以なり。其の魚食を調へて美味と爲すは、不肖を化して賢と爲すを示す所以なり。其の古物を聚め以て之を玩ぶは、古を慕ふを示す所以なり。若し夫れ清

を垢し、全物を傷けて以て古製に贋するは、民に偽を教ふるなり。匕箸碗盞、之を千金に博し、果菜魚鳥、競ひて珍異を致すは、民に奢を教ふるなり。器什を品評し、口を極めて贊揚するは、民に諛を教ふるなり。此を捨て彼を取り、斟酌して之を用ふ、善く茶禮を行ふものと謂ふべきか。金玉の至寶爲り芻豢の美味爲る、人の同じく好む所なり。我は則ち然らず。瓦木を以て具と爲し、芋栗を以て羞と爲す。富貴の尊爲る、貧賤の卑爲るも、亦人の同じく然る所なり。我は則ち然らず。貴賤席を共にして相褻さず、膝を促して劇談し、臣子と雖も相伍す。是の數者は吾が技の獨する所なり。質にして雅、和して流れざる、君子の交なり。孔子曰、禮は其の奢らんよりは寧ろ儉なれと。小技と雖も其れ庶幾らんか。

太平無忠臣説

太平無忠臣。非無忠臣。不能盡忠也。國家危傾。則有殺身而忠言者。國家太平。則無終身而忠言者。其故何也。太平久則政刑稍紊。紀綱漸弛。是以讒

諂面諛左_レ右於君側。姦曲便佞周_レ旋於朝廷。外爲_レ君謀內爲_レ己利。薦舉相黨。賄賂公行。其或得_レ官以_レ賄賂多少_レ爲_レ差。至於甚者_レ雖_レ無_レ罪或罰。雖_レ有_レ罪必免。是因_レ其賂與_レ不_レ賂焉耳。謂_レ正道_レ者爲_レ迂濶_レ而誹謗。謂_レ直言_レ者爲_レ阿諛_レ而貶斥。仁義以輔_レ君。慈惠以率_レ民者。見_レ怪_レ于妻妾。見_レ疑_レ于子弟。其弊習以爲_レ俗。故有_レ志者蹙頰而大息焉耳。是太平久而人忘_レ戰鬪_レ故也。謂_レ之亂邦。蓋亂邦者。非_レ曰_レ有_レ戰鬪_レ之謂_レ也。所謂不_レ居者也。亂邦乃至_レ戰鬪_レ之漸也。是以稱_レ太平_レ呼_レ萬歲_レ者。余之所_レ甚懼_レ也。夫治不_レ忘_レ亂。存不_レ忘_レ亡。而備_レ不_レ慮_レ者。固太平萬歲之祥也。且夫守成也難。欲_レ使_レ國不_レ亂也。然而忘_レ祖宗之所_レ以櫛風沐_レ雨。撥_レ亂致_レ治者。以爲_レ天下太平。而驕奢淫逸。遂至_レ危亡_レ者。自古以來不可_レ舉數_レ矣。神祖曰。本朝之諸侯相并吞也。固無_レ損_レ益_レ於本朝之地也。如自_レ夷蠻_レ而有_レ削_レ地。則雖_レ寸地_レ本朝之耻莫_レ大_レ焉者。可_レ以爲_レ監戒_レ矣。今夫眞太平。而雖_レ本朝動_レ干戈_レ者。如有_レ夷蠻襲來。則夫何以防_レ之哉。太平久則人不

知_レ戰鬪之辛苦。優游怠惰不_レ活_レ用其器。故虎以如_レ鼠。龍以如_レ蛇。騏驥以爲_レ騫。牛刀以割_レ鷄。而曰_レ太平無_レ忠臣。嗚呼、其眞無_レ忠臣耶。其眞不_レ能_レ盡_レ忠也。

太平に忠臣なし。忠臣なきに非ず、忠を盡す能はざるなり。國家危傾すれば、則ち身を殺して忠言する者あり。國家太平なれば、則ち身を終へて忠言する者無し。其の故何ぞや。太平久しければ政刑稍、紊れ、紀綱漸く弛む。是を以て讒諂面諛君側に左右し、姦曲便佞朝廷に周旋し、外は君の爲に謀り内は己の爲に利す。薦舉相黨し、賄賂公行す。其の或は官を得るに賄賂の多少を以て差を爲し、甚しき者に至りては罪なしと雖も或は耐し、罪ありと雖も必ず免る。是れ其の賂と賂せざるとに因るのみ。正道を謂ふ者は迂濶と爲して誹謗し、直言を謂ふ者は阿諛と爲して貶斥す。仁義以て君を輔け、慈惠以て民を率ゐる者は、妻妾に怪まれ、子弟に疑はる。其の弊習以て俗と爲る。故に志有る者は蹙頰して大息するのみ。是れ太平久しくして人戰鬪を忘るる故なり。之を亂邦と謂ふ。蓋し亂邦とは戰

鬪あるを曰ふの謂に非ず、所謂居らざる者なり。亂邦は乃ち戰鬪に至るの漸なり。是を以て太平を稱し萬歳を呼ぶは、余の甚だ懼るる所なり。夫れ治に亂を忘れず、存に亡を忘れず、而して不慮に備ふるは、固より太平萬歳の祥なり。且つ夫れ守成は難し。國をして亂れざらしめんと欲すればなり。然れども祖宗の風に櫛り雨に沐し、亂を撥め治を致す所以を忘るる者、以て天下太平と爲し、而して驕奢淫逸、遂に危亡に至る者は、古より以來擧げて數ふべからず。神祖曰く、本朝の諸侯の相并呑するや、固より本朝の地に損益なし。如し夷蠻よりして地を削ることあらば、則ち寸地と雖も本朝の耻焉より大なるものなし。如以て監戒と爲すべし。今は夫れ眞に太平にして、而して本朝の干戈を動かす者と雖も、如し夷蠻の襲來あらば、則ち夫れ何を以て之を防がんや。太平久しければ人戰鬪の辛苦を知らず、優游怠惰其の器を活用せず。故に虎は以て鼠の如く、龍は以て蛇の如く、騏驎は以て鶩と爲り、牛刀は以て鶏を割く。而して太平忠臣なしと曰ふ。嗚呼其れ眞に忠臣なきか。其眞は忠を盡す能はざるなり。

富貴無孝子説

富貴家無_二孝子_一。非_レ無_二孝子_一、不能_レ盡_二孝也_一。語曰。子生三年然後免_二於父母之懷_一。蓋三年不_レ免_二於懷_一。是以其慕_二父母_一也厚。其愛_レ子也深矣。是自然之道也。今夫富貴家生_レ子也。必擇_二諸婦之可者_一。而乳_二養之_一。謂_二之乳母_一。凡其爲_二乳母_一者。皆託_二己子於他人_一以奉_二其上_一焉。其子亡而唯有_レ乳者。以爲_二不祥_一而不_レ畜也。於_レ是與_二之俸金_一。給_二之支米_一。以優_二其費用_一。唯欲_二其乳汁之饒_一也。故富貴家以_二其乳員之多_一。少_二爲_二甲乙_一焉。夫父子之道天性也。父生_レ之。母育_レ之。自_二天子_一至_二于庶人_一皆然矣。當_二其胎養時_一。其母無_二疾苦_一。則其生子亦健而長成。今富貴之子在_二其胎_一。則食_二其乳_一。既生則食_二他人乳_一。而不_レ育_二于其母_一。不_レ食_二其乳_一。以爲_レ貴。是以其生母者。兩乳鼓張。肩背強几。氣血凝滯而殆如_二狂者_一。不堪則備_二他人子_一以食_二其乳_一。而緩_二其患_一。豈不_レ悖_二天性_一哉。且夫富貴之家。父子隔_二其居_一以爲_レ禮。故子若有_レ疾。父母不能_レ親視_二其疾_一何也。害_二于其養_一矣。父母有_レ疾。則亦然矣。是其左

右侍養者多。而其子不常在父母之側故也。至若富貴之人嘗無飢寒之患。故養之以膏粱。而不甘。衣之以錦繡。而不美。以謂是其常事而已。未足以為孝。假使薄食以養其口腹。麤服以適其身體。然而不能進御之。是內雖以孝外爲不孝也。如此者不可舉數矣。盡誠而爲不誠。夫何相反哉。而曰富貴家無孝子。嗚呼其真無孝子耶。其真不能盡孝也。

富貴の家に孝子なし。孝子なきに非ず孝を盡す能はざるなり。語に曰く、子生れて三年然る後父母の懷を免ると。蓋し三年懷を免れず、是を以て其の父母を慕ふや厚く、其の子を愛するや深し。是れ自然の道なり。今夫れ富貴の家子を生むや必ず、諸婦の可なる者を選びて、之を乳養し、之を乳母と謂ふ。凡そ其の乳母と爲る者は、皆己が子を他人に託して其の上に奉ず。其の子亡せて唯乳ある者は、以て不祥と爲して畜せざるなり。是に於て之に俸金を與へ、之に支米を給し、以て其の費用を優にし、唯其の乳汁の饑ならんを欲するなり。故に富貴の家は其の乳員の多少を以て甲乙を爲す。夫れ父子の道は天性なり。父

之を生み、母之を育む。天子より庶人に至るまで皆然り。其の胎養の時に當り、其の母疾苦なくんば、則ち其の生子も亦健にして長成す。今富貴の子其の胎に在り、則ち其の乳を食ふ。既に生るれば他人の乳を食ひ、而して其の母に育まれず、其の乳を食まず、以て貴しと爲す。是を以て其の生母は、兩乳鼓張し、肩背強凡、氣血凝滯して殆んど狂者の如く、堪えざれば他人の子を備ひて其の乳を食ましめ、而して其の患を緩にす。豈天性に悖らざらんや。且つ夫れ富貴の家、父子其の居を隔つるを以て禮と爲す。故に子若し疾あり、父母親しく其の疾を視る能はざるは何ぞや、其の養に害あり。父母疾あれば、則ち亦然り。是れ其の左右侍養の者多くして、而して其の子常に父母の側に在らざるが故なり。富貴の人の若きに至りては嘗て飢寒の患なし、故に之を養ふに膏粱を以てするも而も甘んぜず、之に衣するに錦繡を以てするも、而も美とせず、以て是れ其の常事と謂ふのみ。未だ以て孝を爲すに足らず。假に薄食して其の口腹を養ひ、麤服して其の身體に適はしむるも然れども之を進御する能はず。是れ内に孝を以てすと雖も外不孝を爲すなり。此の如きもの擧げて數ふべからず。誠を盡して而も不誠を爲す。失れ何ぞ相反せるや。而して富貴

の家に孝子なしと曰ふ。嗚呼其れ眞に孝子なきか、其の眞は孝を盡す能はざるなり。

五四

麟毛説

凡物多則賤之。少則尊之。尊者爲寶。賤者爲用。夫麟之爲物也。雖婦人小子。無不知其名者。雖賢人君子。無能見其形者。蓋少也。魯哀公西狩獲奇獸。人不_レ知其名。仲尼觀之曰。麟也。然後人知_レ其爲麟。當是時。若有_レ知麟者。則仲尼亦不可名曰麟也。且麟之爲靈也昭々。則何爲網羅所獲。抑亦爲_レ矯時政之失而出歟。然則麟爲不祥。而亦出者歟。頃日余歩庭中。適得白毛長一尺有餘。問之左右。皆曰。都下往々然矣。於是試閱曆記。慶安三年雨_レ毛。天明三年又雨_レ毛。文化七年八月十五日夜。烈風暴雨。明日又雨_レ毛。其應或水災。或饑饉。皆爲凶兆也。由是觀之。今天雨_レ毛而警_レ人歟。然人惟知_レ其毛之爲獸毛。而不能_レ知其獸之名與形。因私命之曰麟毛。且夫今茲三夏陰雨冷涼。年不_レ順成。是以麟雨_レ毛以警_レ人歟。然則其謂之不祥也亦宜。謂之靈獸也亦可歟。

亦可歟。

凡そ物多ければ之を賤し、少なければ之を尊ぶ。尊きは寶と爲し、賤しきは用と爲す。夫れ麟の物爲るや、婦人小子と雖も、其の名を知らざる者なく、賢人君子と雖も能く其の形を見る者なし。蓋し少なければなり。魯の哀公西狩して奇獸を獲、人其の名を知らず。仲尼之を觀て曰く、麟なりと。然る後人其の麟爲るを知る。此の時に當り、若し麟を知る者あらば、則ち仲尼も亦名づけて麟と曰ふべからざるなり。且つ麟の靈爲るや昭昭たり。則ち何ぞ網羅の獲る所と爲らん。抑も亦時政の失を矯めんが爲にして出でたるか。然らば則ち麟は不祥の爲にしても亦出づる者か。頃日余庭中を歩み、適、白毛の長さ一尺有餘のものを得たり。之を左右に問ふに、皆曰く、都下往往にして然りと。是に於て試に曆記を閲するに、慶安三年毛を雨らす。天明三年又毛を雨らす。文化七年八月十五日夜烈風暴雨、明日又毛を雨らす。其の或は水災、或は飢饉に應ず、皆凶兆と爲すなり。是に由りて之を觀れば、今天毛を雨らして人を警しむるか。然れども人は惟其の毛の獸毛爲るを知りて、而して其の獸の名と形とを知る能はず。因りて私かに之を命じて麟毛と曰ふ。且つ夫れ今

五五

五十六
茲三夏陰雨冷涼年順成ならず。是を以て鱗毛を雨らして人々警しむるか。然らば則ち其の之を不祥と謂ふも亦宜し。之を靈獸と謂ふも亦可なるか。

知足論

夫盲之與聾。啞之與跛。人之所惡也。耳聰目明。言辨行健。人之所美也。然脩身用盲聾啞跛。則利于行。其故何耶。盲則不視美色。聾則不聽惡聲。啞則不出逆言。跛則不爲奔競。夫以衆人之心。爲心。則知足。以衆人之目。爲目。則明足。以衆人之耳。爲耳。則聰足。以衆人之言。爲言。則辭足。以衆人之足。爲足。則行足。若夫心如愚昧。則無悔。背足如面手。則雖隆冬盛夏。足以防寒暑矣。不自視。故明也。不自聞。故聰也。不自言。故辨也。不自成。故事成也。足而知足以養性也。靜而知靜以脩身也。稼穡民之所艱難。故不食滋味。養性足不美。夏衫避暑。則足不麗。冬服禦寒。則足無爲。而能治不言以達。國安而民不勞。世靜人不以爭。一人知足則一國知足。夫人志滿

樂極。則慾逾熾。慾逾熾。則雖足而不知足。雖大而不知大。雖有而不知有。雖美而不知美。故大者小之。有者無之。夫物有一則善。有二則惡。故不知足之足。逾不足。不足而足者。是之謂知足。

夫れ盲と聾と、啞と跛とは、人の惡む所なり。耳聰に目明に、言辨に行健なるは、人の美とする所なり。然れども身を修むるに盲聾啞跛を用れば、則ち行に利す。其の故は何ぞや。盲なれば則ち美色を視ず、聾なれば則ち惡聲を聽かず、啞なれば則ち逆言を出さず、跛なれば則ち奔競を爲さず。夫れ衆人の心を以て心と爲さば、則ち智足り、衆人の目を以て目と爲さば、則ち明足り、衆人の耳を以て耳と爲さば、則ち聰足り、衆人の言を以て言と爲さば、則ち辭足り、衆人の足を以て足と爲さば、則ち行足る。若し夫れ心愚昧の如くなれば、則ち悔なく、背足面手の如くならば、則ち隆冬盛夏と雖も、以て寒暑を防ぐに足らん。自ら視ず、故に明なり。自ら聞かず、故に聰なり。自ら言はず、故に辨なり。自から成さず、故に事成るなり。足りて足るを知る、以て性を養ふなり。靜にして靜を知る、

以て身を修むるなり。稼穡は民の艱難する所、故に滋味を食せず性を養ふ、不美に足る。夏衫暑を避くれば、則ち不麗に足る、冬服寒を禦けば則ち無爲に足る。而して能治は言はずして以て達し、國安くして民勞せず、世靜にして人以て争はず。一人足るを知れば一國足るを知る。夫れ人志滿ち樂極まれば、則ち慾逾、熾に、慾逾、熾なれば則ち足ると雖も而も足るを知らず。大なりと雖も而も大なるを知らず、有りと雖も而も有を知らず、美と雖も而も美を知らず。故に大なる者は之を小とし、有る者は之を無しとす。夫れ物は一あれば則ち善く、二あれば則ち悪し。故に足るを知らざるの足るは、逾、足らず、足らずして足る者は、是れ之れを足るを知ると謂ふ。

歌聖堂說

貫之目_二人麻呂_一。以爲_二歌聖_一。又云。人麻呂難_レ爲_レ上。赤人難_レ爲_レ下。然則赤人亦歌聖耳。是二人振_二於上古_一者也。而中古以來。千有餘歲。無_二復一人歌聖_一何乎。蓋上古之作_レ歌也。無_二法律_一。無_二禁語_一。長短任_レ情。字句隨_レ意。其所_二歌詠_一。發_二於

天然之至情_一。不_レ假_二一點人爲_一矣。自是文質彬彬。盡_レ美盡_レ善。故有_二歌聖_一也。中古至_二定家_一。體局_三三十一字語_一。亦禁_二連哉_一等。設_レ法甚嚴。琢喪_二天真_一。乃不_二復出_二歌聖_一也。或曰。定家設_レ法。而多秘_レ之。挾_二私於其間_一。鄙哉定家爲_レ定也。由_レ是定家以來。法日愈密。歌日愈降。人亦自苦_レ之。遂變爲_二連歌_一。連歌亦多_レ法。又變爲_二狂歌發句之類_一。雅聲掃_レ地矣。抑吾今何足_レ與_二定家_一衡_上。然而吾所_レ志者。歌聖耳。頃有_下以_二歌聖_一命_二其堂_一者_上。需_レ書_二額字_一余欣_二其志之有_二相符_一也。故併_二記其說_一以贈_レ之。夫聖者所_レ得_レ希也。然題_二諸座右_一。時々省_レ之。亦欲_レ無_二其志之汗下_一而已。

貫之人麻呂を目して、以て歌聖と爲す。又云ふ、人麻呂は上と爲し難く、赤人は下と爲し難しと。然らば則ち赤人も亦歌聖のみ。是の二人は上古に振へる者なり。而して中古以來、千有餘歲、復一人の歌聖なきは何ぞや。蓋し上古の歌を作るや、法律なく、禁語なく、長短情に任せ、字句意に隨ふ。其の歌詠する所、天然の至情に發し、一點の人爲を假

らず、自ら是れ文質彬彬、美を盡し善を盡す。故に歌聖あるなり。中古定家に至り、體は三十一字語を局り、亦た連載を禁ずる等、法を設くる甚だ嚴、琢して天真を喪ふ。乃ち復た歌聖を出さざるなり。或は曰く、定家法を設け、而も多く之を秘し、私を其の間に挟むと。鄙しい哉定家の定爲るや。是に由りて定家以來、法は日愈、密に、歌は日愈、降り、人も亦自ら之に苦しみ、遂に變じて連歌と爲る。連歌も亦法多く、又變じて狂歌發句の類と爲り、雅聲地を掃へり。抑も吾今何ぞ定家と衡するに足らん。然れども吾志す所は、歌聖のみ。頃ろ歌聖を以て其の室に命くる者あり、額字を書すを需む、余其の志の相符する有るを欣ぶなり。故に其の説を併記し以て之を贈る。夫れ聖は希に得る所なり。然れども諸を座右に題して、時時之を省るも、亦其の志の汗下なきを欲するのみ。

蟻說

穴居而能潜。有_レ時而發_レ翼昇_レ天。能類_レ龍出_レ入順宜。往來不_レ由_レ徑。迎送不_レ失_レ拜。有_レ備_二禮儀_一之蟲。謂_二之蟻_一也。隱則不_レ可_レ見。顯則不_レ可_レ禦。常以_レ土築

城矣。高樓有_レ物。知而來則智也。以_二美味_一歸_二城中_一。施_二其友_一則仁也。身小而敵_レ大。怒而食_レ人。則勇也。既備_二禮儀_一。亦有_二三德_一。則雖_レ龍何勝_レ之乎。予燕間視_レ蟻。而有_レ所_レ感矣。小蟲且如_レ之。況人而可_レ無_二禮儀_一乎。終述_二小説_一。書_二之高殿階下_一云。文政八年歲在乙酉六月。

穴居して能く潜み、時ありて翼を發し天に昇る。能く龍に類し、出入順宜、往來徑に由らず。迎送拜を失はず、禮儀を備ふるの蟲あり、之を蟻と謂ふなり。隱るれば則ち見るべからず、顯はるれば則ち禦ぐべからず。常に土を以て城を築く。高樓物あらば、知りて來るは則ち智なり。美味を以て城中に歸り、其の友に施すは則ち仁なり。身小にして大に敵す、怒りて人を食むは、則ち勇なり。既に禮儀を備ふる、亦三德あり。則ち龍と雖も何ぞ之に勝らんや。余燕間蟻を視て、感ずる所あり。小蟲すら且つ之の如し。況んや人にして禮儀なかるべけんや。終に小説を述べ、之を高殿の階下に書すと云ふ。文政八年歲乙酉に在り六月。

自我知_二其視_一矣。耳我知_二其聽_一矣。鼻我知_二其嗅_一矣。口我知_二其味_一矣。手我知_二其執_一矣。足我知_二其陷_一矣。鬚髮我知_二其爲_レ賁矣。凡具_二於一身_一者。皆有_二其官_一。而有_二其用_一焉。獨至_二于臍_一。我不_レ知_二其爲_レ何用_一也。然則雖_レ無_レ臍。亦可乎。然而耳聰目明。故惑_二聲色_一。鼻嗅口味。故溺_二香甜_一。惟臍也者。固不_レ感焉。不_レ凝_二滯于物_一。不_レ陷_二溺于事_一。雖_二已有_レ善而不_レ誇。雖_二人有_レ惡而不_レ毀。若_二手足_一乃動搖而勞瘁矣。惟臍也者。固不_レ動焉。止_二當_レ止之處_一。而無_レ不_レ中。在_二不動之地_一。而無_レ不_レ安。髮亦在_レ高而顯。故有_レ時乎亂。惟臍也者。乃居_レ卑而能隱。故無_レ有_レ尤焉。非擇而居_二其所_レ居。固隱矣。是以不_レ危也。君子不_レ居_二於危_一非耶。由_レ是觀_レ之。雖_レ無_レ臍。豈有_レ缺_二於用_一乎。然而無_レ臍則不_レ可_レ謂_二一身全具_一焉。且夫臍也者。固靜一而卑。以自收者也。以_二此道_一往。則無_レ有_レ譽。亦無_レ有_レ毀。無_レ有_レ可。亦無_レ有_二不可_一。是可_二以和_二天下之民_一矣。所謂無爲之爲。無用之用。嗚呼無爲之

玄德。豈有_レ勝_二於臍_一者上哉。

目は我其の視るを知り、耳は我其の聽くを知り、鼻は我其の嗅ぐを知り、口は我其の味はふを知り、手は我其の執るを知り、足は我其の蹈むを知り、鬚髮は我其の賁爲るを知る。凡そ一身に具はる者は、皆其の官ありて、而して其の用あり。獨り臍に至りては、我其の何の用を爲すを知らざるなり。然らば則ち臍なしと雖も、亦可ならんか。然れども耳聰に目明、故に聲色に惑ひ、鼻嗅ぎ口味はふ、故に香甜に溺る。惟臍や、固より感ぜず、物に凝滯せず、事に陷溺せず。己に善ありと雖も而も誇らず、人に惡ありと雖も而も毀らず。手足の若きは乃ち動搖して勞瘁す。惟臍や、固より動かす、當に止まるべき處に止まり、而して中せざるなく、不動の地に在りて、而して安んぜざるなし。髮も亦高きに在りて顯はる、故に時ありてか亂る。惟臍や、乃ち卑に居りて能く隱る、故に尤あるなし。擇びて其の居る所に居るに非ず。固より隱る、是を以て危からず。君子危ふきに居らざる非か。是に由て之を觀れ、臍なしと雖も、豈用を缺くこと有らんや。然れども臍なければ則ち一身全具すと謂ふべからず、且つ夫れ臍や、固より靜一にして卑しく、以て自ら收むる者な

り。此の道を以て往けば、則ち譽あるなく、亦毀あるなし、可あるなく、亦不可あるなし。是れ以て天下の民を和すべし。所謂無爲の爲、無用の用。嗚呼無爲の玄德。豈勝に勝る者あらんや。

銘

虎琵琶銘 井序

虎琵琶原係水戸城南吉田郷藥王院所藏。槽板木理斑然如虎文。因以名焉。相傳佐藤忠信所愛玩。其赴役於西海也。路過常陸。以提携不便。託諸藥王院而去。既而忠信以節義顯。斯器遂傳于本寺云。近古好事之徒往々有知之者。然以其沈埋僻境。亦不甚顯於世也。天保癸巳之春。予始就國。政務之暇。巡覽神祠佛寺。適至藥王院而觀之。知其爲名器。乃齋歸藏諸器府。燕閒時或出而彈之。殆使人悵然有懷古之感。豈非烈士遺風餘韻使之

然耶。蓋忠信之於斯器。獨愛斑然之文。而予之於此器。併愛忠信之節義。不亦滋奇乎。嗚呼琵琶之沈埋僻境者。予既得而珍之。苟有士之潔身自重。晦迹山林。不爲世用者。安可不禮而致之哉。請以斯器爲警。因銘其匣曰。

烈士遺愛。 猛虎其名。 幾歲潛匿。 獨守幽貞。 一嘯風起。 以放鄭聲。 四絃俱直。 佞人莫撓。

虎琵琶は原水戸城南吉田郷藥王院の所藏に係る。槽板の木理斑然として虎文の如し。因りて以て名づく。相傳ふ佐藤忠信の愛玩する所と。其の役に西海に赴くや、路常陸を過ぎ、提携の不便を以て、諸を藥王院に託して去る。既にして忠信節義を以て顯はれ、斯の器遂に本寺に傳ふと云ふ。近古好事の徒往往にして之を知る者あり。然れども其の僻境に沈埋せるを以て、亦甚だ世に顯はれざるなり。天保癸巳（四年）の春、予始めて國に就き、政務の暇、神祠佛寺を巡覽し、適藥王院に至りて之を觀、其の名器爲るを知る。

乃ち齋し歸り諸を器府に藏す。燕閒時に或は出して之を彈す。殆んど人をして悵然として懐古の感あらしむ。豈烈士の遺風餘韻の之をして然らしむるに非らんや。蓋し忠信の斯の器に於ける、獨り斑然の文を愛するのみ。而して予の此の器に於ける、忠信の節義を併せ愛す。亦滋、奇ならずや。嗚呼琵琶の僻境に沈埋せる者、予既に得て之を珍とす。苟も士の潔身自重して、迹を山林に晦まし、世用を爲さざる者あらば、安んぞ禮して之を致さざるべけんや。請ふ斯の器を以て誓と爲さん。因りて其の匣に銘して曰く。
烈士の遺愛、猛虎は其の名、幾歳か潜匿して、獨り幽貞を守る、一嘯風起り、以て鄭聲を放つ、四絃俱に直し、佞人攫るる莫れ。

水戸城南吉田郷藥王院。和名鈔に出でたる那珂郡吉田郷の地に當り、後茨城郡吉田村に屬し、現今は水戸市壺町に入る。此の地に延喜式の名神大社に出でたる吉田神社ありて、日本武尊を祭り常陸第三宮と稱す。日本武尊富國を過ぎ給ふ時兵を城内朝日山に憩はせ給ひしに由りて、顯宗帝の御宇創建すと官ふ。藥王院は當社の神宮寺にて吉田山神宮寺と號し、桓武帝の勅願を奉じて延暦年間に草創し、寺内六坊、末寺八寺門徒十二寺ありしも後皆廢す。後天台宗に隸し、比叡山青蓮院末にて、

東叡山の支配に歸し、名利なるも、近世荒廢の趣あり。城内の藥師堂有名なり。

琵琶銘

武夫講武。志在攘夷。弓銃餘暇。據鞍彈絲。

又撥皮上有海月畫一

孤月在手。其影明々。忽聞波浪。其聲錚々。

又

或琵琶。樂以忘憂。一張一弛。和而不流。

又

月邪琵琶。其影何明。波邪四絃。其聲何清。

又

形如科斗。聲似瀑泉。撥花彈月。人呼爲仙。

武夫武を講ず、志は攘夷に在り。弓銃の餘暇、鞍に據りて絲を彈ず。

又撥皮の上に海月の畫有り

六八

孤月手に在り、其の影明明たり。勿ち波浪を聞く、其の聲錚錚たり。

又

或は琵琶或は琴、樂みて以て憂を忘る、一張一弛、和して流せず。

又

月か琵琶、其の影何ぞ明なる。波か四絃、其の聲何ぞ清き。

又

形は科斗の如く、聲は瀑泉に似たり。花に撥き月に彈ず、人呼んで仙と爲す。

望遠鏡銘 並序

望遠鏡一架。西夷所_ニ舶載。製作精緻。明可_ニ以洞_ニ察百里外。夷亦特貴_ニ重之。安政乙卯三月二十一日。大將軍特命賜_レ余。初余患_ニ夷狄窺_ニ窺邊海。有_レ所_ニ建白。不_レ省。退而修_ニ藩屏之職。練_ニ隊伍繕_ニ器械。鑄_ニ大砲數百門。尋忤_レ旨解

職。屏_ニ居別墅。癸丑之夏。墨夷來_ニ浦賀乞_ニ互市。慎德公方寢_レ疾。念_ニ余前日之言。使_ニ閣老阿部正弘來就_レ余議_ニ守禦之備。尋又受_レ命。日與_ニ閣老會_ニ議於城中。公薨。今大將軍襲_ニ闕職。督_ニ勵群臣。益議_ニ外事。余以_ニ間散_ニ預_ニ大議。意不_ニ自安。屢請_レ免不_レ允。乃取_下所_ニ嘗造_ニ大砲七十四門。使_下男慶篤獻_ニ之將軍。以表_レ余宿志。將軍嘉_レ之。賜_ニ慶篤鞍馬。賜_ニ余廩米歲五千苞。眷遇亦厚。而魯夷乍西乍東。墨夷亦益來逼。有志惶駭不_レ遑。咨詢。遂開_ニ長崎下田箱館三港。關夷拂夷陸續而來。邊境多事。識者憤歎。而余更受_レ命。聽_ニ軍國之政。增_ニ賜廩米五千苞。余既屢請_レ免不_レ獲。又不_レ欲_ニ無_レ功而受_レ賞。遂固辭不_レ受。因有_ニ斯賜云。異日使_ニ將軍果有_ニ英斷。耶。不_レ有_ニ此器。何以熟_ニ視夷船。一擊慶_レ之。此固一重器。孰謂_ニ夷狄器不_レ足_レ用哉。銘曰。

戎狄所_レ造。取以禦_レ戎。百里之遠。盡在_ニ鏡中。

又

六九

望遠鏡一枚。蘭人所齎也。今藏之資賓武庫。蓋東藩實爲邊海要衝。宜洞察虜情。以戒守備。慎勿毀傷焉。銘曰。

遠隔海濤。照破秋毫。黠虜隱見。肺肝難韜。

又

千里鏡一筒。是爲窺敵之要具。其直千金。其製精微。尤爲奇品。爲之銘曰。一望千里。敵情洞然。秘計密策。機會是先。

望遠鏡一架、西夷の舶載せる所。製作精緻、明以て百里の外を洞察すべし。夷も亦特に之を貴重す、安政乙卯(二年)三月二十一日、大將軍特命して余に賜ふ。初め余夷狄が邊海を窺窺するを患へ、建白する所あるも省られず。退きて藩屏の職を修め、隊伍を練り器械を繕め、大砲數百門を鑄。尋いで旨に忤ひて職を解き、別墅に屏居す。癸丑(嘉永六年)の夏墨夷浦賀に來り互市を乞ふ。慎徳公方に疾に寢す。余が前日の言を念ひ、關老阿部正弘をして來りて余に就き守禦の備を議せしむ。尋で又命を受け、日、關老と城

中に會議す。公薨す。今大將軍閣職を襲ぎ、群臣を督勵し、益々外事を議す。余間散を以て大議に預り、意自ら安んぜず。屢、免を請うて允されず。乃ち嘗て造る所の大砲七十四門を取り、男慶篤をして之を將軍に獻じ、以て余が宿志を表せしむ。將軍之を嘉みし、慶篤に鞍馬を賜ひ、余に廩米歳に五千苞を賜ひ、眷遇も亦厚し。而して魯夷乍ち西し乍ち東し、墨夷も亦益、來り逼る。有志惶駭諮詢に遑あらず。遂に長崎・下田・箱館三港を開く。閩夷拂夷陸續として來り、邊境多事、識者憤歎す。而して余更に命を受け、軍國の政を聽き、廩米五千苞を増賜す。余既に屢免を請ひて獲ず。又功なくして賞を受くるを欲せず。遂に固辭して受けず。因りて斯の賜ありと云ふ。異日、將軍をして果して英斷あらしめんか、此の器あらずんば、何を以て夷船を熟視し、一撃之を襲にせん。此れ固より一重器なり。孰れか夷狄の器用ふるに足らずと謂はんや。銘に曰く。戎狄造る所、取りて以て我を禦ぐ、百里の遠きも、盡く鏡中に在り。

又

望遠鏡一枚、蘭人の齎す所なり。今之を資賓武庫に藏む。蓋し東藩は實に邊海の要衝爲

り。宜しく虜情を洞察して、以て守備を戒むべし。慎みて毀傷する勿れ。銘に曰く。
遠く海濤を隔て、秋毫を照破す。黠虜隠見、肺肝も鞘し難し。

又

千里鏡一筒、是れ敵を窺ふの要具爲り。其の直千金、其の製精微、尤も奇品と爲す。之
が爲に銘して曰く。

一望千里、敵情洞然たり、秘計密策、機會是れ先んず。

大將軍。十三代將軍溫恭公、諱は家定。

墨夷來浦賀。墨夷は米人を指す。ハリイ等の通市を乞ひしを言ふ。

慎徳公。十二代將軍、諱は家慶。

關老阿部正弘。幕末の政治家阿部伊勢守正弘。字は叔道、裕軒と號し、備後國福山の藩主。天保十四
年後、老中にて徳望あり、烈公の幕議に遣ひたる時は、正弘執政の時代なるも、前後を通じて烈公
と關係深し。

男慶篤。水藩主第十世にて烈公の長子。母は文明夫人にて、中務卿有栖川詔仁親王の妹にて、登美宮

と稱す。慶篤は諱にて字は子有、南山と稱す。樞中納言從三位、弘化元年襲封し、明治元年薨す。

享年三十七。私諱順公。

魯夷。嘉永六年露使ブーチャチン等長崎に來り互市を請ふ。

墨夷亦益來逼。安政元年ハリイ再び來り、神奈川下田諸地にて條約を締し、三年領事ハリス下田に來
りし事等を指す。

關夷拂夷陸續而來。英佛諸國の來寇せるを指す。

軍鼓銘

震天動地。起_レ雲發_レ風。三軍踊躍。進思_レ盡_レ忠。

又

陣師鞠旅。以警以進。

震天動地、雲を起し風を發す、三軍踊躍、進んで忠を盡さんことを思ふ。

又

陣師鞠旅、以て警め以て進む。

鉦銘

士氣方壯。踊躍爭先。商聲一震。三軍肅然。

又

旌旗在目。進退從之。金鼓在耳。緩急由之。臨機應變。或正或奇。商聲一振。節制在斯。

又

申明約束。節制馳騁。以警萬衆。軍容嚴整。

士氣方に壯に、踊躍先を争ふ、商聲一たび震へば、三軍肅然たり。

又

旌旗目に在り、進退之に従ふ。金鼓耳に在り、緩急之に由る。臨機應變、或は正或は奇。商聲一たび振へば、節制斯に在り。

又

約束を申明し、馳騁を節制す。以て萬衆を警め、軍容嚴整。

軍艦鉦銘

嚴肅紀律。戒慎號呼。形小聲大。萬艦合符。

嚴肅たる紀律、戒慎たる號呼。形小に聲は大、萬艦符を合す。

時鐘銘

陰晴昏曉。待爾而知。起臥飲食。賴爾而爲。肄文講武。稼穡耘耔。

鐘々震警。用適其時。

陰晴昏曉、爾を待つて知る。起臥飲食、爾に賴つて爲す。肄文講武、稼穡耘耔。鐘々たる震警、用ひて其の時に適ふ。

破形銅花瓶銘

金生水。水生木。數相推。用相屬。孰是客。孰是主。可_二以文_一。

可_二以武_一。

又

金既生_レ水。 水又生_レ木。 木生_二維何_一。 變化神速。

金は水を生じ、水は木を生ず。數は相推し、用は相屬す。孰れか是れ客、孰れか是れ主。以て文とす可く、以て武とす可し。

又

金既に水を生じ、水又木を生ず。木は維れ何を生ずるや、變化神速。

茶筥銘

酒既有_レ德。 茶豈無_レ功。 醉後一碗。 兩腋生_レ風。

又

燕好延_レ友。 茶以爲_レ媒。 清_レ神通_レ志。 笑語佳哉。

酒既に德あり、茶豈功なからん、醉後の一碗、兩腋風を生ず。

又

燕好く友を延き、茶以て媒を爲す。神を清め志を通ず、笑語佳き哉。

古鏡銘

整_二衣冠_一。 尊_二瞻視_一。 詰_二戎兵_一。 護_二天子_一。 妖魅消。 雄風起。 嗟爾明。

如_二秋水_一。 留_二吾神_一。 永在_レ此。

衣冠を整へ、瞻視を尊ぶ。戎兵を詰め、天子を護る。妖魅消え、雄風起る。嗟爾の明、秋水の如し。吾が神を留め、永く此に在り。

鏡銘

平生愛_レ之。 朝省_二吾曲_一。 外緇勿_レ憂。 内明是足。

平生之を愛し、朝に吾が曲を省みる。外緇憂ふる勿れ、内明是れ足る。

端硯銘 井序

端硯之有_レ名尙矣。 余所_二常用_一。 盖其物也。 或曰。 硯之用在_二發墨_一。 質苟堅緻。 木

瓦亦可。何以端硯爲。况皇國不_レ乏_二其產_一乎。余謂不_レ然。克明四目。所以治_二天下_一。硯獨不_レ當_レ尙_レ眼乎。乃作_レ銘曰。

硯面之眼。仰兮可_二以觀_二天象_一。硯背之眼。俯兮可_二以察_二下土_一。豈獨爲_二觀美_一而已哉。

端硯の名あること尙し。余常に用ふる所、蓋し其の物なり。或は曰く、硯の用は發墨に在り。質苟も堅緻ならば、木瓦も亦可なり、何ぞ以て端硯と爲さん。況んや皇國其の産に乏しからざるをやと。余謂ふ然らず、克明四目は、天下を治むる所以、硯獨り眼を尙ぶべからざらんや。乃ち銘を作つて曰く。

硯面の眼は、仰ぎて以て天象を觀るべし。硯背の眼は、俯して以て下土を察すべし。豈獨り觀美を爲すのみならんや。

加茂川石硯銘

鴨綠洗_二沐毛_一。激_二揚文波_一。

鴨綠毛顯を洗沐し、文波を激揚す。

適茶泉銘 井序

有_二天然者_一。有_二人作者_一。以_二人作者_一較_二之天然之美者_一。則人作者必劣矣。以_二天然者_一較_二之人作之美者_一。則人作者必優矣。故因_二天然之美者_一。而加_二之人作_一。則其美者愈美矣。夫物則皆有_レ然者也。吾國城南常磐村有_二一小岡_一。杉樹數百。老幹高枝。偃蓋蒼鬱。號曰_二綠岡_一。其林中有_二乳泉_一。清冷可_レ愛。蓋陸羽所謂乳泉漫流者也。其湧雖_レ微。其味尤美。實天然之甘泉也。此地也。土墮而不可_レ耕。故久爲_二棄地_一矣。有_二人能相_二地宜_一者。曰此地宜_レ茶。因試植_レ之。枝葉繁茂而秀。花實馥郁而香。花可_二以調_レ藥。芽可_二以爲_レ飲。凡其芽自_二立春_一。八十八日而摘者。銘曰_二一掬春_一。而又廿一日而摘者。銘曰_二初昔_一。又廿一日而摘者。銘曰_二中昔_一。又廿一日而摘者。銘曰_二後昔_一。是相_二天然之地宜_一。以爲_二茶園_一。而使_二人作助_一之也。於_レ是汲_二彼甘泉_一。以煮_二此新芽_一。其味美不可_レ言矣。既喫未_レ至_二四五碗_一。而兩腋習々。清風颯然。如_二羽化而登仙_一。夫酒以能醉_レ人而生_二怠惰_一。茶以能醒

✓眠而助_二精神_一。是以或驚_二周公_一而待_レ旦。或失_二胡蝶_一而對_レ書。或陪_二棋局_一。或伴_二談筵_一。春海秋山。遊觀所_レ至。非_レ茶何待。或曰。以_二天然之泉_一煮_二人作之茶_一。故味美也。或曰人作之茶美。故天然之泉亦味美也。余曰。天然之泉與_二人作之茶_一。俱在_二一小園中_一。故併_二得其宜_一也。夫物則皆有_レ然者也。因命_二斯泉_一曰_二適茶泉_一。係以_レ銘。銘曰。

天然之美。 任_二之天然_一。 人作之美。 人作使_レ然。 天然而美。 使_二人作然_一。
人作得_レ美。 卽是天然。

天然なる者あり、人作なる者あり。人作の者を以て之を天然の美なる者に較ぶれば、則ち人作は必ず劣る。天然の者を以て之を人作の美なる者に較ぶれば、則ち人作の者必ず優る。故に天然の美なる者に因りて、之に人作を加ふれば、其の美は愈々美なり。夫れ物は則ち皆然かある者なり。吾が國城南常磐村に一小園あり。杉樹數百、老幹高枝、偃蓋蒼鬱、號して綠岡と曰ふ。其の林中に乳泉あり、清冷愛すべし。蓋し陸羽の所謂乳泉

漫流なる者なり。其の湧微なりと雖も其の味尤も美に、實に天然の甘泉なり。此の地や、土壙にして耕すべからず、故に久しく棄地爲り。人の能く地宜を相する者あり、曰く此の地茶に宜しと。因りて試に之を植う。枝葉繁茂して秀で、花實馥郁として香し。花は以て藥を調ふべく、芽は以て飲と爲すべし。凡そ其の芽の立春より八十八日にして摘む者は、銘して一掬春と曰ひ、而して又廿一日にして摘む者は、銘して初昔と曰ひ、又廿一日にして摘む者は、銘して中昔と曰ひ、又廿一日にして摘む者は、銘して後昔と曰ふ。是れ天然の地宜を相して、以て茶園と爲し、而して人作をして之を助けしむるなり。是に於て彼の甘泉を汲み、以て此の新芽を煮る。其の味の美言ふべからず。既に喫して未だ四五碗に至らずして、而も兩腋習々、清風颯然、羽化して登仙するが如し。夫れ酒は以て能く人を酔はしめて怠情を生じ、茶は以て能く眠を醒して精神を助く。是れを以て或は周公を驚かして旦を待ち、或は胡蝶を失して書に對し、或は棋局に陪し、或は談筵に伴ひ、春海秋山、遊覽至る處、茶に非ずして何ぞ待たん。或は曰く、天然の泉を以て人作の茶を煮る、故に味美なりと。或は曰く、人作の茶美なり、故に天然の泉も

亦味美なりと。余曰く、天然の泉と人作の茶と、俱に一小園中に在り、其の宜しきを併せ得たるなり。夫れ物は則ち皆然かある者なり。因りて斯の泉に命じて適茶泉と曰ひ、係くるに銘を以てす。銘に曰く。

天然の美、之を天然に任す。人作の美、人作然らしむ。天然にして美、人作をして然らしむ。人作の美を得る、即ち是れ天然。

吾國城南常磐村。元、重に水戸の西南に當る一帶の地を常磐と言ひ、和名鈔の那珂郡常石郷に當ると見らるれど、古代の常石郷は更に廣かりし如く、後、水戸市の西北の一部西南一帶の地を東茨城郡常磐村と稱したれど、市區改正後、水戸市に歸屬したり。

綠岡。借樂園の西南に當れる丘阜にて、常磐の地なれど、今、東茨城郡綠岡村大字見川に屬す。古くより水戸公の別墅あり。事は朱舜水の高枕亭志に詳かなり。天保年中、烈公此の地を茶園とせられしが、現在徳川公爵邸を此の丘阜に置く。

座右銘

無_レ汲_シ々于名。無_レ汲_シ々於汗。逆語不_レ可_レ發。諫言不_レ可_レ忤。人之善惡_レ不_レ知。

已之惡患_レ不_レ顧。貧賤則患_レ禮儀之闕失。富貴則懼_レ驕奢之溜蠹。天之明命可_レ畏。衆之多言可_レ懼。好_レ善之人。入德之門。盡_レ美之聖。無_レ爲之務。老_レ老幼_レ幼。賢_レ賢秀_レ秀。事勿_レ爲_レ始。新必法_レ舊。競_レ々是恭乾_レ々能懋。不_レ須_下以_レ聲色_レ化_レ民。以至_三于無聲無臭。雖_レ欲_レ掩_レ名。普天率土豈不_レ稱_三其名。

名に汲汲たるなかれ。汗に汲汲たるなかれ。逆語は發すべからず。諫言は忤ふべからず。人の善は知らざるを惡み、己の惡は顧みざるを患ふ。貧賤なれば禮儀の闕失を患ひ、富貴なれば驕奢の溜蠹を懼る。天の明命は畏るべし、衆の多言は懼るべし。善を好むの人は、入德の門なり。美を盡すの聖は、無爲の務なり。老を老とし幼を幼とし、賢を賢とし秀を秀とせよ。事始を爲すなかれ。新は必ず舊に法れ。競競是れ恭に、乾乾能く懋めよ。聲色を以て民を化するを須ずして、以て無聲無臭に至らば、名を掩はんと欲すと雖も、普天率土豈其の名を稱せざらん。

竹瓶銘并序

人之爲性也。以誠生。以禮正。竹之爲質也。以直生。以節貞。近者余獲一奇竹於小庭之中。一節四枝。左右分生。亦可爲君子之雅翫。遂手自製之。爲插花之器。乃係以銘曰。

水得節止。花得水榮。我愛爾性。能節且貞。

人の性たるや、誠を以て生れ、禮を以て正す。竹の質たるや、直を以て生じ、節を以て貞なり。近者余一奇竹を小庭の中に獲たり。一節四枝、左右分生す。亦以て君子の雅翫と爲すべし。遂に手自ら之を製し、挿花の器と爲し、乃ち係くるに銘を以てす曰く。水は節を得て止り、花は水を得て榮ゆ。我は爾が性を愛す、能く節にして且つ貞なれ。

船破銘

怒濤塵虜。

怒濤虜を塵にす。

枕銘

何見胡蝶。何見周公。一枕之内。睡醒空々。

何ぞ胡蝶を見、何ぞ周公を見ん。一枕の内、睡醒空空たり。

箏銘

放三鄰聲兮。以貞如賢。遠三佞人兮。以直如紋。

鄭聲を放ち、以て貞なること賢の如し、佞人を遠ざけ、以て直なること紋の如し。

笛銘

龍兮龍兮。神晦其容。雅聲備内。篠竹亦龍。

又

作樂作樂。非徒聲清。兄弟既翕。和樂且成。

龍や龍や、神は其の容を晦ます。雅聲内に備はる、篠竹も亦龍。

又

樂を作し樂を作す、徒に聲清きに非ず。兄弟既に翕ひ、和樂且く成る。

垂箴遠物古經明。後世但誇率服名。

垂箴遠物古經明に、後世但誇る率服の名。

鳥銃銘并序

夫鳥銃。天文中。海舶載來。初傳于薩州種島。島主時高者。獻諸將府。從是傳于諸州。爲軍用之要器。其爲器殺人之具。又活人之器也。撥亂立治。濟世安民。用之則顯。不用則藏。出則爲忠。入則爲仁。外則脩文。內則備武。雖有凸凹。直在其中。一以制十。百爲制千。維道維一。中而無偏。故爲之者又中。而不可偏。雖有不長。此術者。直則中。雖有長。此術者。偏則不中。在富貴則無諂。在貧賤則無厭。是乃足爲修身之教。乃作之銘。銘曰。

戒之戒之。勿滿勿缺。守中不失。發皆中節。

夫れ鳥銃は、天文中海舶載せ來り、初めて薩州種ヶ島に傳はる、島主時高なる者、諸を將府に獻す。是れより諸州に傳はり、軍用の要器と爲る。其の器爲る殺人の具、又活人の器なり。亂を撥め治を立て、世を濟ひ民を安んず。之を用ふれば則ち顯れ、用ひざれば則ち藏る。出でては則ち忠を爲し、入りては則ち仁を爲す。外には則ち之を脩め、内には則ち武に備ふ。凸凹ありと雖も、直其の中に在り。一は以て十を制し、百は以て千を制す。維れ道維れ一、中にして偏なし。故に之を爲す者も又中る、而して偏す可からず。此の術に長ぜざる者ありと雖も、直ならば中り、此の術に長ずる者ありと雖も、編すれば中らず。富貴に在りて則ち諂する無く、貧賤に在りて則ち厭ふなし。是れ乃ち身を修むるの教と爲すに足る。乃ち之れが銘を作る、銘に曰く。

天文中。天文十二年八月葡萄牙船薩摩國種子島に來り鐵砲を傳ふ。

島主時高。當時同島の領主にして、氏を種子島と稱す。時高もと時堯に作る。時堯葡人に鐵砲の法を傳授せしめ、金兵衛尉清定等諸臣に命じて、鑄法を攻究せしめ、歲月を経て成功し、のち海内に傳播するに至りしこと、鐵砲記に見ゆ。

贊

鯉魚贊

六々之鱗。江湖養_レ眞。可_レ屈可_レ伸。有_レ時見_レ神。

六六の鱗、江湖眞を養ふ。屈すべく伸ぶべし、時有りて神を見る。」

眞田信州松浦靜山大關括囊齋小照贊

治不_レ忘_レ亂。武備相誇。實爲_ニ益友_一。俱護_ニ國家_一。

治に亂を忘れず、武備相誇る。實に益友爲り、俱に國家を護る。

眞田信州。眞田信濃守幸眞、信濃國松代の藩主にて幕末の一賢侯。老中となり幕政に與聞し、參畫する所多し。

松浦靜山。松浦壹岐守清、靜山又雪州と號す。肥前國平戸の藩主にして、儒學に博達にて、又趣味多く、甲子夜話の隨筆あり。亦幕末の名侯なり。

大關括囊齋。大關土佐守増業、字は不比、括囊齋は號。下野國黒羽藩主。國學に通じ、烈公の眷遇を

受く。

藤楠二公合圖贊

批_レ鱗晦_レ迹。敵愾殞_レ身。一去一死。建延二仁。

鱗に批れて迹を晦し、敵愾身を殞す。一は去り一は死す、建延の二仁。

蝮蛇贊

鈎牙蓄_レ毒。褰鼻含_レ怒。前噬不_レ退。令_ニ人驚怖_一。

鈎牙毒を蓄へ、褰鼻怒を含む。前んで噬み退かず、人をして驚怖せしむ。

孔明贊

鞠躬盡瘁。死而後已。異_レ代同_レ調。有_ニ我楠子_一。

又

管樂之比。所_レ負不_レ愧。名達_ニ海外_一。人稱_ニ其智_一。豈是他術。亦有_ニ仁義_一。

鞠躬盡瘁、死して後已む。代を異にし調を同じくす、我に楠子有り。

又

管樂之れ比す、負ふ所愧ぢず。名は海外に達し、人は其の智を稱す。豈是れ他術ならん、亦仁義あるのみ。

撰甲畫像自贊

雲從龍兮。風從虎兮。風雲所激。百蠻就虜。

雲は龍に従ひ、風は虎に従ふ。風雲激する所、百蠻虜に就く。

達磨贊

桃栗三年兮柿八年。面壁九年。頭顱皆圓。

桃栗三年柿八年、面壁九年、頭顱皆圓し。

題伯夷叔齊二像并序

孤竹君之二子伯叔。父常有欲立叔之意矣。及父卒。共讓而隱於首陽。食薇餓死。國人立其中子。孔子謂伯叔曰。古賢人也。求仁得仁。孟子曰。

不孝有三。無後爲大。伯叔共讓。而無中子。則亡其社稷。不孝莫大焉。

中子不讓而立。以存其社稷。然則中子亦賢也。然後世稱伯叔而不稱中子。何。孔子曰。揚名於後世以顯父母。孝之終也。蓋存其國家也易。讓其國家也難。故後世尚二子之德也。我先君義公命工人。令造二子之像。以置後樂園中。命曰得仁堂。予欽慕之餘。手自寫二像。且爲之讚。

弃食首陽餓。求仁世稱賢。人壽非千歲。名譽在萬年。

孤竹君の二子伯叔、父常に叔を立てんと欲するの意あり。父卒するに及び、共に讓りて首陽に隠れ、薇を食ひて餓死す。國人其の中子を立つ。孔子伯叔を謂て曰く、古の賢人なり、仁を求めて仁を得たりと。孟子曰く、不幸に三あり、後なきを大と爲すと。伯叔共に讓りて、而して中子なかりせば、則ち其の社稷を亡ふ、不孝焉より大なるはなし。中子讓らずして立ち、以て其の社稷を存す。然らば中子も亦賢なり。然るに後世伯叔を稱して中子を稱せざるは何ぞ。孔子曰く、名を後世に揚げて以て父母を顯はす、孝の終

なりと。蓋し其の國家を存するや易く、其の國家を護るや難し。故に後世二子の徳を尙ぶなり。我が先君 義公工人に命じて、二子の像を造らしめ、以て後樂園中に置き、命けて得仁堂と曰ふ。予欽慕の餘、手自ら二像を寫し、且つ之が讚を爲くる。首陽に弃食して餓え、仁を求めて世賢を稱す。人壽千歳に非ず、名譽は萬年に在り。

朝比奈泰亨畫像贊

朝比奈泰亨歴事三世。今年齡六十八。恭謹奉職。長子泰亮亦能遵其教。無墜家聲。泰亨其教子以義方者歟。頃泰亮使内藤昌重圖父之肖像。謂吾雖拙劣。親接過庭之慈訓。幸免罪戾。厚沐君恩。而予之不肖。豈得下教誨孫子。如乃父上乎。庶傳茲像于家。永令孫子如在嚴君目下。忠子君孝于父上乎。或傳其像示予。且告以泰亮之語。予大嘉其志焉。爲之贊曰。

謹恭家法。其德永傳。孫子奉教。何只千年。

朝比奈泰亨三世に歴事し、今年齡六十八、恭謹職を奉ず。長子泰亮も、亦能く其の教に遵ひ、家聲を墜すなし。泰亨は、其れ子に教ふるに、義方を以てする者か。頃泰亮内藤昌重をして父の肖像を圖せしめ謂ふ、吾れ拙劣と雖も、親しく過庭の慈訓に接し、幸に罪戾を免れ、厚く君恩に沐す。而して予の不肖、豈孫子を教誨すること乃父の如きを得んや。庶くは茲の像を家に傳へ、永く孫子をして嚴君の目下に在るが如く、君に忠に父に孝ならしめんかと。或ひと其の像を傳へて予に示し、且つ告ぐるに泰亮の語を以てす。予大に其の志を嘉みし、之が爲に贊して曰く。

恭謹たる家法、其徳永に傳ふ。孫子教を奉ず、何ぞ只千年ならん。

朝比奈泰亨、通稱彌太郎。朝比奈氏はもと今川氏の家臣たりしも、徳川時代に至りて、右兵衛尉泰雄より世々水藩に仕へ、城代又家老の重職にあり。泰亨も執政たり。

泰亮。泰亨の子、又彌太郎と稱す。

題跋

大日本史跋

右大日本史二百四十二卷。劄劄始成。而志表則未備也。齊昭嘗謂。帝大友實踐天位。而後世莫能知。後醍醐帝南狩。實擁神器。而後世莫能辨明。不有直筆。帝大友終銜冤萬古。而後醍醐帝按劍之憤。終不獲伸矣。若曰正閔之辨。非臣子所當議。則神器之重。萬世寶鎮。授受至嚴。以絕凱觀。此乃天祖之所以肇鴻基於無窮者。凜々乎可畏也。昭々乎不可誣也。大統所歸。惟神器是視。則萬世之公論。自有不可欺者矣。此斯書之所以直書而不疑也。是爲跋。嘉永四年辛亥五月。

右大日本史二百四十二卷。劄劄始成。而志表未備。則未備是らざるなり。齊昭嘗謂。帝大友實に天位を踐みたまへり、而して後世能く知るなし。後醍醐帝南狩、

實に神器を擁したまへり、而して後世能く辨明する莫し。直筆有あらずんば、帝大友終に冤を萬古に銜み、而して後醍醐帝按劍の憤、終に伸ぶるを護ざらん。若し正閔の辨、臣子の當に議すべき所に非ずと曰はば、則ち神器の重、萬世の寶鎮、授受至嚴、以て凱觀を絶つ。此れ乃ち天祖の鴻基を無窮に肇めたまひし所以の者、凜凜乎として畏るべきなり。昭乎として誣ふべからざるなり。大統の歸する所、惟、神器足れ視ば、則ち萬世の公論、自ら欺くべからざる者あり。此れ斯の書の直書して疑はざる所以なり。是を跋と爲す。嘉永四年辛亥五月

題義公肖像後

正徳中先君肅公命工造義公肖像。安置西山別莊。文化丁丑之秋。別莊火。肖像亦罹災。今茲命工新造肖像。安置別莊。其面容即用久昌寺所藏義公假面。不致改造焉云。天保五年甲午四月。

正徳中、先君肅公に命じて、義公の肖像を造らしめ、西山の別莊に安置す。文化丁丑

(十四年)の秋、別荘火け、肖像も亦災に罹れり。今茲工に命じ新に肖像を造らしめ、別荘に安置す。其の面客は即ち久昌寺に藏する所の義公の假面を用ひ、敢て改造せずと云ふ。天保五年甲午四月。

西山別荘。義公菟裘の地にて、水戸より北方五里太田の西北なる、峰巒の間の凹所なり。今、久慈郡譽田村に屬す。義公の棲居は、後に僧舎と一惠日庵と言ひしが、文化年中回祿の災に罹り、後天保中修造せるもの、現存の山莊なり。

久昌寺、西山新宿の丘阜にありて、義公の生母靖定夫人谷氏の廟寺、日蓮宗なり。太田町に近接し、今寺下に縣立高等女學校あり。

大久保忠真書軸跋

此一軸者。幕府執政加賀守大久保忠真之所書也。家臣忠臣之先。神祖所屬舊臣而與忠真同姓也。忠臣偶求忠真書。忠真書文中子語與之。文中子論群臣和同之間。而忠真微意。蓋在使忠臣守正也。語曰。政者正也。又曰。其身正。不

令而行。其身不正。雖令不從。如令政出不正。則黜陟失宜。賄賂公行。賢者退而不肖者進矣。嗚呼爲執政者。以斯語爲事其用心之要可觀焉。歎賞之餘。爲之表裝而與忠臣。使常懸壁間。日省己。則亦以爲終身之益耳。

此の一軸は、幕府の執政加賀守大久保忠真の書する所なり。家臣忠臣の先は、神祖所屬の舊臣にして、忠真と同姓なり。忠臣偶々、忠真の書を求め、忠真文中子の語を書して之に與ふ。文中子群臣和同の間を論ず。而して忠真の微意、蓋し忠臣をして正を守らしむるに在るなり。語に曰く、政は正なり。又曰く、其身正しければ、令せずして行はれ、其の身正しからざれば令すと雖も従はず。如し令政不正に出づれば、即ち黜陟宜を失ひ、賄賂公行し、賢者退きて不肖者進むと。嗚呼執政爲る者、斯の語を以て事を爲す其の用心の要觀るべし。歎賞之餘、之が表装を爲して忠臣に與へ、常に壁間に懸け日々己を省みしむ。則ち亦終身の益爲るのみ。

大久保忠真。文に見ゆる如く大久保加賀守忠真、相模國小田原藩主。文政元年八月老中に補せられ、

天保八年三月卒す。

家臣忠臣。水藩士大久保甚五左衛門忠臣。

法華堂釜題辭

此釜房州小湊誕生寺所藏。所謂法華堂也。先君義公嘗製此釜。銘曰法華堂。以賜住持大中孝師。蓋世之名器有稱阿彌陀堂者。故名焉。爾後傳爲寶器。往歲大乘寺日華借備。哀公之覽。公以義公之遺制。特加敬重。會公卽世。此器留在邸中。今返之本寺。日華需予題字。因書以與之云。

此の釜は房州小湊誕生寺の藏する所、所謂法華堂なり。先君義公嘗て此の釜を製し、銘じて法華堂と曰ひ、以て住持大中孝師に賜ふ。蓋し世の名器に阿彌陀堂と稱する者あり、故に名づく。爾後傳へて寶器と爲す。往歲大乘寺日華借りて、哀公の覽に備ふ。公義公の遺制なるを以て、特に敬重を加ふ。會、公世に卽き、此の器留りて邸中に在り。今之を本寺に返す。日華予に題字を需む、因りて書して之に與ふ。

房州小湊誕生寺。現在は安房郡湊村に屬す。日蓮の父貫名重忠居館の地と言ひ、建治二年門弟日家の創建する所。

住持大中孝師。義公當時の誕生寺住職。

明徵錄跋

右明徵錄十卷。彰考館編修青山延于字子世所著也。文化乙亥之夏。先君召延于於藩邸。延于因獻其書。先君喜之。乃命講之。紀教侍宴間。先君語次屢及其事。尋侍講筵。預聽其進講。則其書蓋述神祖平定天下。創業垂統之盛。及諸將立功胎謀。嘉言懿行之美。苟爲子孫臣民者。雖庶孽寒微。而不可不不知其艱難。以奉遵遺訓。今據此書而徵之。則爲君之難。爲臣之不易。深切而著明。儀刑之孚。聿修之德。庶乎其有感激而不能自己者矣。因命繕寫一通。置諸座右云。

右明徵錄十卷。彰考館編修青山延于字子世の著す所なり。文化乙亥の夏、先君延于を藩邸

に召す。延子因りて其の書を獻す。先君之を喜び、乃ち命じて之を講ぜしむ。紀教宴間に侍す。先君語次屢、其事に及ぶ。尋いで講筵に侍し、其の進講を預り聽くけば、則ち其の書は蓋し、神祖天下を平定し、創業垂統の盛、及び諸將の立功胎謀、嘉言懿行の美を述ぶ。苟も子孫臣民爲る者、庶孽寒微と雖も、其の艱難を知りて以て遺訓を奉遵するを知らざるべからず。今此の書に據りて之を徵すれば、則ち君爲るの難き、臣爲るの易からざる、深切にして著明に、儀刑の孚、聿修の徳、其れ感激して自ら已む能はざる者あるに庶からん。因りて命じて一通を繕寫せしめ、諸を坐右に置く。

明徴録。文意に明かなる如く、東照公の創業及び宗室良臣の言行を録して、後世の儀刑とせるもの。紀事台徳大猷二公の代に及ぶ。

彰考館。大日本史の編修所にて明暦年間小石川の公邸に建て左傳の杜預序中の彰往考來の字を取りて命名す。後、水戸の城中にも置き江水并存して、國史編修の業を續成せり。修史の完了は明治三十九年なりしも、明治に入りて江戸の史館は廢し、水戸の史館は曾樂園の東部、常磐神社隣接の地に置きて、公爵家の文庫となれり。修史の行はれし時代には江水兩史館に編修數員を置きて、事に當

らしめ、編修總裁をして之を統率せしむ。

青山延子。通稱を量介と言ひ、字は子世、雲龍、又、拙齋と號す。水藩儒臣一之進延壽、號は孫溪の子、文政六年總裁に進み、天保十四年死す六十八歳。長子量太郎延光、字は伯彌號は佩弦。次子量平延昌、字は仲卿、號は松溪。三子、六大夫延之、字は叔卿、號は柳庵。四子量四延壽、字は季卿、號は鐵槍、皆文學あり。次は佐藤氏、三は佐佐木氏の嗣となる。

文化乙亥。文化十二年。此の書の成りたるは實は文化六年なれども、明治三年に至りて漸く刊行せり。先君。武公。

炮式題辭

弓炮之用。大同而小異也。弓有三連之速。炮有碎壁之勝。故今並用之。要之各有所長。不可偏廢也。而弓者古器也。炮者新器也。古器既有禮。新器未有禮。玩之於昇平之世者。不可無其禮也。某少好炮頗得其術。乃與二三同好者。私議其列序進退之節。勝負褒貶之法。筆以成卷。名之炮式。因叙其事於卷端。云爾。文政丙戌九月。

弓炮の用は、大同にして小異なり。弓に三連の速あり、炮に碎壁の勝あり。故に今之を並用す。之を要するに各長ずる所あり、偏廢すべからざるなり。而して弓は古器なり。炮は新器なり。古器既に禮あり、新器未だ禮あらず。之を昇平の世に玩ぶ者、其の禮なかるべからざるなり。某少より炮を好み頗る其の術を得たり。乃ち二三同好の者と、私かに其の列序進退の節と勝負褒貶の法を議し、筆して以て卷を成し。之を炮式と名づく。因りて其の事を卷端に叙すとしか云ふ。文政丙戌九月。

神發流傳書題辭

余自幼好鳥銃。居常玩之。年甫九歲。乃請武公始得放三十錢丸。當時未及師門。浪放者數年。武公恐其或傷手毀面。命入竹谷高謙之門。而受教于市川明利。日放丸數百。或至千數。而如彼巨砲大丸。亦猶自曉其秘訣。嗚呼。世之通砲術者何限。而未嘗聞騎馬放砲如射者也。余常憂之。乃肇騎砲之術。命曰神發流。國家備夷狄之具。莫捷焉。爲我子孫國臣者。勉勵勿

注意云爾。

余幼より鳥銃を好み、居常之を玩ぶ。年甫めて九歲、乃ち武公に請ひ、始めて十錢丸を放つを得たり。當時未だ師門に及ばず、浪放する者數年。武公其の或は手を傷け面を毀るを恐れ、命じて竹谷高謙の門に入りて、而して教を市川明利に受けしむ。日に丸を放つ數百、或は千數に至る。而して彼の巨砲大丸の如きも、亦猶ほ自ら其の秘訣を曉るがごとし。嗚呼、世の砲術に通ずる者何ぞ限らん。而も未だ嘗て騎馬砲を放つこと射の如き者を聞かざるなり。余常に之を憂へ、乃ち騎砲の術を肇め。命じて神發流と曰ふ。國家夷狄に備ふるの具、焉より捷きはなし。我が子孫國臣爲る者、勉勵して怠る勿れとしか云ふ。

神發流。文に見ゆる如く、烈公の考案實施せる馬上操砲の技を言ふ。

竹谷高謙。通稱忠衛門。水藩士にて世、砲術の家。

市川明利。水藩士砲術家。

題三試經札子筐

余之就國聽政之餘。每月朔至彰考館。試諸生以經義。南上之後。不得復親

聽其講義。故作試經札子。以附總裁。每月朔使諸生探章以講經。如在國日云。

余の國に就く聽政の餘、毎月朔彰考館に至り、諸生を試みるに經義を以てす。南上の後、復親しく其の講義を聽くを得ず。故に試經札子を作りて以て總裁に附し、毎月朔諸生をして章を探りて以て經を講ぜしむること、在國の日の如しと云ふ。

書古笙

讚岐國白峯寺藏古笙一管。相傳 崇德帝遺愛物也。有銘曰。吉野東南院作。而不載其名氏。於今無可考。蓋有所寓乃然耶。古雅可掬。神韻極妙。其爲當時之珍玩。可想見焉。敬感之餘。聊記其事云。

讚岐國白峯寺に古笙一管を藏す。相傳ふ 崇德帝遺愛の物と。銘あり曰く、吉野東南院の作と、而して其の名氏を載せず。今に於て考ふべきなし。蓋し寓する所ありて乃ち然るか。古雅掬すべく、神韻極妙、其の當時の珍玩たる想見すべし。敬感之餘、聊か其の事を

記すと云ふ。

讚岐國白峯寺。讚岐國綾歌郡白峯山上の古刹、今は同郡松山村青海にあり。崇德上皇の御陵白峯陵、又上皇追福の廟寺あり。頓證寺と稱す。

五十三驛圖題辭

五十三驛圖鑑。醍醐三寶院所藏也。頃者 智恩法王屬余題一辭。受而閱之。各驛人物風俗土宜物産悉圖狀之。最爲古雅可愛。然無欺識。竊謂岩佐又兵衛爲高貴人不通下情者。圖之歟。其初粘屏障間。後剝取以爲帖耳。蓋恐其久而散失也。余國務紛雜。久廢文墨。然懇請不可辭。因漫書所鑒。

五十三驛圖鑑は、醍醐三寶院の藏する所なり。頃者、智恩法王余に屬して一辭を題せしむ。受けて之を閱するに、各驛の人物風俗土宜物産悉く之を圖狀す、最も古雅愛すべしと爲す。然れども欺識なし。竊に謂へらく、岩佐又兵衛高貴人の下情に通ぜざる者の爲に之を圖せるか。其の初は屏障の間に粘り、後剝取して帖と爲せるのみ、蓋し其の久して散失

するを恐れてなり。余國務紛雜久しく文墨を發す。然れども懇請辭すべからず、因りて漫りに鑑する所を書す。

醍醐三寶院。山城國宇治郡醍醐寺、眞言宗醍醐派の大本山。三寶院は第十四世座主勝覺が寺内に永久三年創設する所。

知恩法王。當時の知恩院門跡。知恩院は現在、京都東山區林下町にありて淨土宗總本山。

岩佐又兵衛。江戸初期の風俗畫の大家にて號は勝以、土佐・狩野・雪谷・海北諸派を折衷して特色ある畫風を創始し、後世風俗畫の遠祖と目せらる。慶安三年七十三歳にて歿す。

水府收藏圖纂題辭

余家所傳重器及書畫玩好。先世遺愛之物。蓋汗牛充棟。不可臆記。緡閱亦不可三期日而終一也。於是命區別類纂。縮而圖之。以便通覽焉。時或將擇取充用。則亦爲之捷徑云。

余の家傳ふる所の重器及び書畫玩好、先世遺愛の物、蓋し汗牛充棟、臆記すべからず。緡閱も亦日を期して終るべからざるなり。是に於て命じて區別類纂し、縮めて之を圖せしめ

以て通覽に便す。時に或は將て擇取充用すれば、則ち亦之れが捷徑爲らん。

在藩恩命跋

余以天保庚子之春再就國。正土田之經界、建文武之學校。事已就緒。今茲辛丑秋七月三日、幕府命老中水野忠邦。授此書於余。老臣信守。致之本府。蓋特旨也。今大將軍賢明。振起紀綱。黜陟功過。廢典悉舉。弊風一變。於是乎遂有斯賜。而余功亦將成矣。夫欲大修政教者。每在國不五六年。或八九年。則不足有爲也。而況不一二年者乎。若夫因循苟且。優游卒歲。則經界或荒。學校亦廢矣。嗚呼爲余子孫者。奉戴斯命。而時乞在國。又或數年。以繼述余志。能修其政教。則雖饑饉時臻。蠻夷窺隙。何足憂哉。然後所以藩屏天下之責。庶幾可少塞也。感喜之至記以貽子孫云。

余天保庚子(十一年)の春を以て再び國に就き、土田の經界を正し文武の學校を建て、事已に緒に就く。今茲辛丑の秋七月三日、幕府老中水野忠邦に命じ、此の書を余が老臣信守に

授け、之を本府に致す。蓋し特旨なり。今の大將軍賢明、紀綱を振起し、功過を黜陟し、慶典悉く舉り、弊風一變す。此に於てか遂に斯の賜あり、而して余が功も亦將に成らんとす。夫れ大に政教を修めんと欲する者は、毎に國に在ること五六年、或は八九年ならずんば、以て爲すあるに足らざるなり、而して況んや一二年ならざる者をや。若し夫れ因循苟且、優游歳を卒らば、則ち經界或は荒れ、學校も亦廢せん。嗚呼余が子孫爲る者、斯の命を奉戴して、而して時に在國を乞ふこと、又或は數年、以て余が志を繼述し、能く其の政教を修めば、則ち饑饉時に臻り蠻夷隙を窺ふと雖も、何ぞ憂ふるに足らんや。然る後天下に藩屏たる所以の責、以て少塞すに庶幾からん。感喜の至、記して子孫に貽す。

建文武之學校。弘道館創設のこと。

老中水野忠邦。天保改革の領袖として有名なる近世の爲政家、水野越前守忠邦。肥前唐津藩主、後遠江濱松に移り、晩年出羽山形に轉封さる。天保五年より十四年、弘化元年より二年の二度老中となる。就中天保の施政は成功にあらざりしも、忠邦の最も力を用ゐしところなり。

老臣信守。水藩家老、中山備後守信守。水戸公の支族守山藩主松平播磨守頼就の子にて備前守信信の

養子となる。

大將軍。十二代將軍愼徳公。諱は家慶。

大將軍恩命跋

天保十四年癸卯四月十有七日從大將軍謁日光山神廟。事畢歸江戸。請再就國。五月十有六日。命許之。十有八日大將軍召余於大城。引見懇諭。手賜累世寶刀。副之以鞍鎧及黃金一百枚。實異數也。余自襲封以來。日夜奮勵。用心政事。十有五年于茲。志在恢弘祖業。而未之能也。方今昇平日久。海內怡熙。狃安逸。耽奢侈。無有談論及經國者。頼大將軍英明。克紹前烈。弊風漸改。於是余素志所在。亦幸得瀆清聽。去歲賜以親書。卽言忠信行篤敬六大字也。今又拜是賜。眷注之渥。獎勵之厚。將何以報之。嗚呼爲我子孫者。體彼聖語。佩此寶刀。內則懲姦宄。外則備蠻夷。以藩屏天下。則豈徒大將軍之賜不朽。祖宗之靈亦將有所憑頼焉。大將軍所諭辭命一通。及所注擬進退

儀節一通 皆執政越前守水野忠邦所書也。今裝潢成軸。以貽子孫云。

天保十四年癸卯四月十有七日 大將軍に従ひて日光山神廟に謁す。事畢りて江戸に歸り、再び國に就かんことを請ふ。五月十有六日、命じて之を許さる。十有八日 大將軍余を大城に召し、引見懇諭、手づから累世の寶刀を賜ひ、之に副ふるに鞍轡及び黄金一百枚を以てす、實に異數なり。余封を襲てより以來、日夜奮勵、心を政事に用ふる、茲に十有五年、志は祖業を恢弘するに在りて、而して未だ能はざるなり。方今昇平日久しく、海内恬然として、安逸に耽れ、奢侈に耽り、談論の經國に及ぶ者あるなし。大將軍の英明克く前烈を紹ぐに頼り、弊風漸く改まる。是に於て余が素志の在る所も、亦幸に清聽を濟すを得、去歲賜ふに親書を以てす。即ち言忠信行篤敬の六大字なり。今又是の賜を拜す、眷注の渥、獎勵の厚、將た何を以てか之に報ぜん。嗚呼我が子孫爲る者、彼の聖語を體し、此の寶刀を佩び、内には則ち姦宄を懲し、外には即ち蠻夷に備へ、以て天下に藩屏たらば、則ち豈徒に大將軍の賜朽ちざるのみならんや、祖宗の靈も亦將に憑頼する所あらんとす。大將軍諭す所の辭命一通、及び注擬せる所の進退儀節一通、皆執政越前守水野忠邦の書す

る所なり。今裝潢して軸と成し、以て子孫に貽すと云ふ。

書陶摸銅鼓

諸葛孔明作銅鼓。以備戰鬪急遽之用。平擊之則爲鼓聲。欹擊之則爲鉦聲。後世名之曰辟邪鼓。以珍奇焉。余手自陶摸小形。以爲文房之雅玩。平之則爲墨牀。爲酒盃。爲小碟。爲酒盤。起伏有時。愛玩無窮。唯意之所適而止。嗚呼文武同器。治亂異用。豈不亦奇乎。因聊爲之記。

諸葛孔明銅鼓を作り、以て戰鬪急遽の用に供す。平かに之を擊てば鼓聲を爲し、欹てて之を擊てば鉦聲を爲す。後世之を名づけて辟邪鼓と曰ひ、以て珍奇す。余手自ら陶にて小形に摸し、以て文房の雅玩と爲す。之を平にすれば墨牀と爲り、酒盃と爲り、小碟と爲り、酒盤と爲る。起伏時あり、愛玩窮りなし。唯意の適する所にして止む。嗚呼文武器を同くし、治亂用を異にす、豈亦た奇ならずや。因りて聊か之れが記を爲る。

盈筐錄題辭

先君武公嘗命立原萬。小宮山昌秀。輯錄神祖以後歷代明君良臣言行事蹟。其書未成。而公即世。萬亦物故。予繼公之遺志。更命昌秀卒其業。名之曰垂統大記。其所引用書籍。凡數百部。抄錄采輯。堆積充棟。因又命昌秀編次以爲四百三十一卷。名盈筐錄。嗚呼此書也。雖駁雜乎。歷代美事。莫不蒐羅。觀者孰不感激。即婦人孺子。亦能繙閱。不爲無裨益。故準據原文。以便誦讀云爾。

先君武公嘗て立原萬、小宮山昌秀に命じ、神祖以後歷代明君良臣の言行事蹟を輯録せしむ。其の書未だ成らずして、公世に即き、萬も亦物故す。予公の遺志を繼ぎ、更に昌秀に命じて其の業を卒へ、之に名づけて垂統大記と曰ふ。其の引用する所の書籍、凡そ數百部、抄録采輯、堆積棟に充つ。因りて又昌秀に命じて編次して四百三十一卷と爲し、盈筐錄と名づく。嗚呼此の書や駁雜乎と雖も、歷代の美事、蒐羅せざるなし。觀る者孰れか感激せざらん。即ち婦人孺子も、亦能く繙閱し、裨益なしと爲さず。故に原文に準據して、

以て誦讀に便すとししか云ふ。

立原萬。水戸藩學中興の碩儒にて、諱は萬、通稱甚五郎、致仕して翠軒と稱す。字は伯時。藩主文公の值遇を受け、彰考館總裁となり、藩政に獻替し、國防に留意し、功績最も多し。文政六年享年八十歳にて病歿す。

小宮山昌秀。立原翠軒の門下にて、經史に博達にて、典故にも通じ、最も考據に長ず。農政に明く、翠軒の實學を繼承せる第一人者と目せらる。昌秀は諱にて通稱次郎衛門、致仕して楓軒と曰ふ。字は子實、忍亭、芙蓉樓、楓軒の號あり。文公に起用せられ、侍讀、郡宰を経て側用人に至る。天保十一年享年七十五歳にて歿す。

參考源平盛衰記題辭

花有開落。月有盈虛。凡天地間。動靜之物。一盛一衰循環無窮。前車覆轍。實爲明戒。源平盛衰記。雖曰稗官野乘。亦萬世之龜鑑也。伊賀守新見正路。求余家藏參考本。謄寫方成。聊題三言於卷端。以贈焉云。

花に開落あり月に盈虛あり。凡そ天地間、動靜の物一盛一衰循環窮なし。前車の覆轍實に

明戒爲り。源平盛衰記は稗官野乘と曰ふと雖も亦萬世の龜鑑なり。伊賀守新見正路、余が家藏の參考本を求め、謄寫方に成る。聊か詹言を卷端に題して以て焉を贈ると云ふ。

參考源平盛衰記。義公の命じて編纂せしめしものにて四十八卷あり。平家物語十一部を始め百十餘部
○書を援引して、源平盛衰記を考訂せしもの。

伊賀守新見正路。字は義卿。幕臣にて從五位下に叙し兵部少輔、伊賀守に歴任す。大坂町奉行、小姓
組番頭其他、柳營の重職に當り、良吏の名高く、嘉永元年享年五十八にて病歿す。

書ニ水品

寶永中、幕府賜ふ所の唐の水玉一顆。徑貳寸八分。重貳百參拾二錢二分五釐。所謂天下
三玉者之一也。文政丁亥之冬。礫邸罹災。器什多燬。此玉亦失其所在。以爲既
燬。弘化乙巳之冬有_レ人得_レ之後樂園。予熟_ニ視之。則前所_レ失者。喜_ニ其無_レ恙。乃
命製_レ匣收_レ之。且記_ニ其所由。係_レ以_レ歌曰。
白銀母金毛今波色變天世爾玉而已在光殘禮留。

寶永中、幕府賜ふ所の唐の水玉一顆。徑貳寸八分。重さ貳百參拾二錢二分五釐。所謂天下
三玉なる者の一なり。文政丁亥(十年)の冬、礫邸災に罹り、器什多く燬く。此の玉も亦其
の所在を失ひ、以て既に燬けたりと爲す。弘化乙巳(二年)の冬人あり之を後樂園に得た
り。予之を熟視すれば、則ち前に失へる所の者、其の恙なきを喜び、乃ち命じて匣を製し
之を收めしめ、且つ其の所由を記し、係くるに歌を以てす曰く。

白銀母金毛今波色變天世爾玉而已在光殘禮留。

礫邸。江戸小石川の水戸公邸。

書ニ常山紀談後

我 神州威武之盛。海外無_ニ可_レ比之國。盖忠孝之情至深也。而近世貴賤狎_ニ於安
逸。心志懶惰。筋骨軟弱。甚而至_レ蔑_ニ視神祖及祖先之辛艱經營。而莫_レ有_ニ報國之
念。可_レ勝_レ歎哉。讀_ニ此等書_一者。能以_ニ古人之心_一爲_レ心。修_ニ其孝悌忠信_一。輔_レ之
以_ニ武器之妙用_一。則戰勝攻取。可_レ謂_ニ王者兵_一矣。

我が神州威武の盛んなる、海外に比すべきの國なし。蓋し忠孝の情至深なり。而して近世の貴賤安逸に狎れ、心志懶惰、筋骨軟弱、甚しくして、神祖及び祖先の辛艱經營を蔑視するに至り、而して報國の念あるなし、歎ずるに勝ふべけんや。此等の書を讀む者、能く古人の心を以て心と爲し、其の孝悌忠信を修め、之を輔くるに武器の妙用を以てすれば、則ち戰勝攻取、王者の兵と謂ふべし。

常山紀談。岡山藩士湯淺元禎、號常山の著す所にて、古來の名將賢士の事蹟を記す。

書ニ扶桑拾葉集後

先考哀公侍姫有_ニ靜子者。就_レ予請_ニ扶桑拾葉集。靜子久世氏。從_ニ太夫人宮_ニ而進_ニ御哀公。貞潔而有_ニ姿色。克謙克敬。有_レ間必以_ニ歌詞_ニ遣_レ情。蓋雖_ニ其性所_レ存。抑亦兩宮恩意之所_レ令_レ然也。公薨後。朝夕執_ニ事於_ニ太夫人左右。節行愈顯。予甚嘉焉。遂許_ニ其請_ニ而與_レ之云。

先考哀公の侍姫に靜子といふ者あり、予に就きて扶桑拾葉集を請ふ。靜子は久世氏、太夫

人の宮に従ひて 哀公に進御し、貞潔にして姿色あり、克く謙に克く敬に、間あれば必ず歌詞を以て情を遣る。蓋し其の性の存する所と雖も、抑も亦兩宮恩意の然らしむる所たり。公の薨後、朝夕 太夫人の左右に執事し、節行愈顯はる。予甚だ嘉す。遂に其の請を許し之を與ふと云ふ。

扶桑拾葉集。義公の命にて安藤爲實、爲章兄弟編纂を督して、皇朝の歌文を三十卷に輯成せるもの、

延寶六年に成り、書題は後西院帝の賜ふ所。

太夫人。哀公の夫人。十一代將軍文恭公家齊の女にて、峰姫と言ふ。峯壽院と號し、謚を孝文夫人と言ふ。

書ニ水玉

水晶一顆。形圓如_レ球。徑二寸六分。重百九十一錢七分。嘉永二年九月二十一日大將軍臨_ニ礪邸。多賜_ニ珍異。是其一也。今別造_レ匣藏_レ之。子孫其寶愛焉。歌曰。
世與爾石丹交而不磨者玉母白有光見益夜。

水晶一顆、形圓きこと球の如し。徑二寸六分、重さ百九十一錢七分。嘉永二年九月二十一日大將軍磯邸に臨み、多くの珍異を賜ふ、是れ其の一なり。今別に匣を造り之を藏む。子孫其れ寶愛せよ。歌に曰く
世與爾石丹交而不磨者玉母白有光見益夜。

春日神驗記題辭

此圖原軸爲春日神寶。人莫能見。獨勸修寺家傳一本。勅禁濫出。其嚴如此。余頃得而寫之。亦奇遇也。余謂。文物以古爲貴。武備以新爲便。故源氏物語寓言無實事。而其詞則有益於徵古。此圖本於佛法。其辭不足取。而畫則未嘗無益於徵古。是可爲寶也。物之難得者。最易散逸。子孫愛護。慎勿示人。

此の圖の原軸は春日神寶爲り。人能く見るなし。獨り勸修寺家に一本を傳ふ。勅して濫出を禁じたまふ、其の嚴なること此の如し。余頃得て之を寫す、亦奇遇なり。余謂ふ、文

物は古きを以て貴しと爲し、武備は新しきを以て便と爲す。故に源氏物語は寓言にして實事なく、而も其の詞は徵古に益あり。此の圖は佛法に本づき、其の辭は取るに足らず。而も畫は未だ嘗て徵古に益なしとせず、是を以て寶と爲すべきなり。物の得難き者は、最も散逸し易し。子孫愛護し、慎んで人に示す勿れ。

勸修寺家。播神家にて名家の一人、今の伯耆勸修寺氏の祖、贈太政大臣藤原良門の子贈太政大臣高藤十五世の孫經頼を家祖とす。別に高藤の裔なる吉田、甘露寺、鶴里小路、清閑寺、中御門、坊城の諸朝紳を總稱して勸修寺家とも言ふ。

題插花筒

吉野和田村有後醍醐帝遺宮。處土堀某守焉。其樓即燕寢。雖某亦不敢登云。嘗修其屋。獲鉅竹於椽。或贈之余。此筒是也。嗚呼方帝之居此。困厄極矣。今取其遺物。以爲玩好。無乃近於褻歟。雖然草木英華。莫非天地淑靈之氣。採而挿之亦可。以發幽光於千載之下矣。非敢玩之也。

吉野の和田村に後醍醐帝の遺宮有り。處士堀某守れり。其の樓は即ち燕寝、某と雖も亦敢て登らずと云ふ。嘗て其の屋を修め、鉅竹を椽に獲たり。或ひと之を余に贈る、此の筒是れなり。嗚呼。帝の此に居ますに方り、因厄極まれり。今其の遺物を取り以て玩好と爲す、乃ち襲すに近きことなからんや。然りと雖も草木英華、天地淑靈の氣に非ざるはなし。採りて之を挿すも亦以て幽光を千載の下に發すべし。敢て之を玩ぶに非ざるなり。

吉野和田村。大和國吉野郡賀名生の中にて、今賀名生村に屬す。大和志に、此地の華藏院址を延元中後醍醐帝の行在と爲す。

處士堀某。賀名生の士にて、その家、一時後村上帝の皇居に宛てられしと言ふ。

插花筒記

竹根活花筒弘化二年乙巳夏四月十有一日吾太夫人登大城。大將軍特命太夫人。傳旨而所賜也。其製精密巧妙可掬。實希世之物。今拜深恩。感佩之至。敬重而藏焉云。

竹根活花筒弘化二年乙巳夏四月十有一日吾太夫人大城に登る、大將軍特に太夫人に命じ旨を傳へて賜ふ所なり。其の製精密巧妙掬すべし。實に希世の物、今深恩を拜し、感佩の至、敬重して焉を藏むと云ふ。

書神樂笛

吉野川上莊有南朝皇孫遺宮。近歲遭風類毀。或獲小竹於其地以贈余。即遺宮屋材也。余乃製爲神樂笛。蓋皇孫不幸而居此地。此竹幸而充其用。故其材雖不_レ甚異亦爲人所寶愛。物之以_レ人重蓋如此。余聞萬里小路中納言好吹笛。乃以爲贈。竹而有_レ靈。安知_レ異日不_レ供大祭之用哉。

吉野川上莊に南朝皇孫の遺宮あり。近歲風に遭ひ類毀す。或ひと小竹を其の地に獲て以て余に贈る、即ち遺宮の屋材なり。余乃ち製して神樂笛と爲す。蓋し、皇孫不幸にして此の地に居まし、此の竹幸にして其の用に充つ、故に其の材甚だ異らずと雖も亦人の寶愛する所と爲る。物の人を以て重き蓋し此の如し。余萬里小路中納言好く笛を吹くを聞き、乃ち

以て贈と爲す。竹にして響あらば、安んぞ異日大祭の用に供せられざるを知らんや。

吉野川上莊。吉野郡の山間に川上村あり。此の地に南朝帝孫の遺蹟あることを古くより口碑に傳へたれど詳密し難し。大和志には川上莊神野谷金剛寺に南帝の裔自天王の陵ありと傳へ南朝遺史には同所に後龜山帝の孫なる忠義王尊秀王の石塔神牌あり、又村中に兩王の陵墓あり別に村中に後龜山帝の皇子實仁親王の廟ありと言ひ、陵墓一覽に後醍醐帝中宮新待賢門院後の陵あるを傳ふ。

書ニ横笛

横笛細大各一。相傳元祿中八重姫君嫁ニ我恭伯世子ニ時所ニ齋來。而共係ニ古獅子田所ニ造。藏在ニ寶庫ニ者。百數十年。無有ニ敢吹レ之者。以レ故ニ管依然殆如ニ新製。文政中哀公觀而珍レ之。以示ニ伶官山井東儀等。皆驚歎稱レ奇。公因授ニ齊昭ニ吹レ之。其音瀏亮。眞良管也。齊昭竊謂。凡物之舊者。必經ニ衆人愛翫。以レ故閱レ年愈久。則其色愈古。今此器閱レ年頗多。而其色如レ新。猶ニ古劍沈埋。鋒刃無レ玷。豈不レ奇哉。乃不ニ敢復吹レ之。謹藏ニ匣中。長存ニ古器之新色ニ云爾。

横笛細大各一。相傳ふ、元祿中八重姫君我が恭伯世子に嫁せし時齋し來る所、而して共に古獅子田の造る所に係ると。藏して寶庫に在る者、百數十年、敢て之を吹く者あるなし。故を以て二管依然として殆んど新製の如し。文政中哀公觀て之を珍とし、以て伶官山井東儀等に示し、皆驚歎奇を稱す。公因りて齊昭に授けて之を吹かしむ。其の音瀏亮、眞に良管なり。齊昭竊に謂へらく、凡そ物の舊き者は、必ず衆人の愛翫を経、故を以て年を閱すること愈久しければ、則ち其の色愈古し。今此の器年を閱すること頗る多く、而して其の色新しきが如し。猶古劍の沈埋して、鋒刃玷なきがごとし。豈奇ならずや。乃ち敢て復之を吹かず。謹みて匣中に藏め、長く古器の新色を存すとしか云ふ。

八重姫君。五代將軍常憲公綱吉の女。實は關白左大臣房輔公の孫輔信公の女にて元祿四年常憲公の養女となり、十一年恭伯世子に嫁し、世子薨後、養仙院と稱し、延享三年薨す。享年五十八のち隨性院と稱す。一女あり美代姫君と曰ひ、水藩主第四世成公宗堯に配す。即ち純懿夫人なり。

恭伯世子。肅公の長子にて嫡母は莊惠夫人、右大臣今出川公規の女。實の所生は岡崎氏。從三位左近衛權中將。寛永六年薨す。年二十五。

頃日相國鷹司公賜岩駒畫三禎。公三朝遺老。最爲光格帝所寵任。此畫即帝所賜云。齊昭於公幸有姻家之好。屢奉德音。所以拜此賜也。

頃日、相國鷹司公岩駒の畫三禎を賜ふ。公は三朝の遺老にして、最も光格帝の寵任したまふ所と爲る。此の畫は即ち帝の賜ふ所と云ふ。齊昭は公に於て幸に姻家の好あり、屢、德音を奉ず、此の賜を拜する所以なり。

相國鷹司公。關白左大臣鷹司輔平公の子、諱を政照と曰ふ。後醍醐、光格、仁孝三帝に歴事し、關白從一位左大臣准三宮。天保十二年薨去す。享年八十一。公關關白太政大臣從一位准三宮政通公の夫人は烈公の姉なり。

岩駒。當時著名の畫人にて岸氏、駒は名、一名昌明、字は貴然、華陽、同功館、可觀堂等の號あり。沈南蘋始め諸家を學んで一家を爲し、天保九年歿す。年九十。

書茶器

余獲後醍醐帝吉野遺宮椽竹。手製插花筒。又取其餘材。製此器。蓋摸帝之遺製所謂金輪寺者也。

余後醍醐帝吉野遺宮の椽竹を獲て、手づから插花筒を製し、又其の餘材を取り、此の器を製す。蓋し帝の遺製の所謂金輪寺なる者に摸せるなり。

書琵琶

今茲甲寅之夏。皇宮罹災。駐蹕於外。亡幾鄂虜航海。泊攝之浪華浦。淹留旬餘。畿內騷然。臣齊昭仰想行宮狹隘。無以慰宸衷。俯慨醜虜猖獗。未能伸皇威。屢陳鄙見於征夷府。而才疎論迂。未審用舍何如也。齊昭頃獲華欄材長三尺許。手製琵琶一面。竊謂方皇室之災。雅樂寶器得無屬烏有邪。乃因關白政通獻之行宮。豈敢望補寶器之闕乎。萬機之暇。或命侍臣彈還城之樂。歌太平。頌萬歲。洋洋乎盈耳。則內以紓宸憂。外以鎮妖邪。此器與有榮焉。臣竊爲天下祝之。

今故甲寅の夏（嘉永七年四月）皇宮災に罹り、蹕を外に駐めたまひ、幾も亡く鄂虜海を航し、攝の浪華浦に泊し、淹留旬餘、畿内騒然たり。臣齊昭仰いで 行宮狹隘、以て 宸衷を慰むるなきを想ひ、俯して醜虜猖獗、未だ皇威を伸ぶる能はざるを慨し、鄙見を征夷府に陳ぶ。而して才疎論迂、未だ用舎の如何を審かにせざるなり。齊昭頃ろ華欄材長さ三尺許りを獲、手づから琵琶一面を製し、竊かに謂へらく、皇室の災に方り、雅樂の寶器烏有に屬するなきを得んやと。乃ち 關白政通に因りて之を 行宮に獻ず。豈敢て寶器の關を補ふを望まんや。萬機の暇、或は侍臣に命じ還城の樂を弾じ、太平を歌ひ、萬歳を頌し、洋洋乎として耳に盈てば、則ち内は以て 宸衷を紓べ、外は以て妖邪を鎮め、此の器與りて榮あり、臣竊かに天下の爲に之を祝せん。

鄂虜。露使アーチャチンの互市を乞へる事件を指す。

琵琶之記

嘉永甲寅冬日。製_二琵琶一面。以獻_一 行宮。又用_二其餘材_一製_二一面。藏_二於家_一云。

嘉永甲寅冬日、琵琶一面を製し、以て 行宮に獻し、又餘材を用ひて一面を製し、家に藏むと云ふ。

書_二駒迎琵琶槽_一

講武餘暇。造_二於江戸小石川後樂園之琴畫亭_一。嘉永七年歲在_二甲寅冬十一月一陽來復之日_一。

講武の餘暇、江戸小石川後樂園の琴畫亭に造る。嘉永七年歲は甲寅冬十一月一陽來復の日に在り。

琴畫亭。小石川水戸公邸内の亭名。

小琵琶一面

嘉永甲寅端午、講武餘暇造。

嘉永甲寅端午、講武の餘暇造る。

電氣通標跋

電氣通標新法。隔遠之地。可坐而相報聞也。其意匠不爲不奇。然人或斷其通線。近里不達。且爲政者苟恃之。而終廢人馬之用。則予不保其緩急無狼狽者也。是爲跋。

電氣通標の新法は、隔遠の地、坐して相報聞すべきなり。其の意匠奇ならずとせず。然れども人或は其の通線を絶たば、近里達せず、且つ爲政者苟も之を恃みて、終に人馬の用を廢せば、則ち予其の緩急狼狽する者なきを保せざるなり。是を跋と爲す。

書義公遺墨後

先君 義公嘗寄書攝津廣嚴寺住持千殿。述楠子碑面之事。歲月既久。裝潢稍壞。頃就余請修之。乃命工重加裱糊以還之云。

先君 義公嘗て書を攝津廣嚴寺住持千殿に寄せ、楠子碑面の事を述ぶ。歲月既に久しく、裝潢稍壞る。頃余に就き之を修せんことを請ふ、乃ち工に命じ重ねて裱糊を加へ以て之を還すと云ふ。

攝津廣嚴寺住持千殿。廣嚴寺は醫王山と稱し、楠公墓域の近傍數町の處にあり。千殿は義公立碑の頃の住職なり。

書西山公手簡後

袴塚村大光院藏。先君義公與其祖先信政書。余觀其辭意鄭重。當時眷遇之厚亦可_レ以知也。天保癸巳初夏。

袴塚村大光院に、先君義公が其の祖先信政に與へし書を藏す。余觀るに其の辭意鄭重、當時眷遇の厚きも亦以て知るべきなり。天保癸巳初夏。

袴塚村大光院。袴塚村は今水戸市に入る。當時の修驗道と見ゆるも未考。

書西山公手簡後

西山先公書翰一軸。古德里氓所藏。余觀而不任感慕。造函以與之。子孫永珍襲焉。

西山先公の書翰一軸、古德里氓の藏する所、余觀て感慕に任へず。函を造りて之に與ふ。

子孫永へに珍襲せよ。

古徳。常陸那珂郡古徳村。今同村瓜連村の大字。

題ニ宮井俊繼遺物

金銀及書畫。係ニ宮井俊繼父子遺物。俊繼以善ニ鍼術。蒙ニ天子寵擢。金銀即其所ノ硯ニ聖體ニ者。書畫亦親王所ノ賜。皆可ニ貴重ニ也。予暇日一閱。因題ニ數字ニ以還之。

金銀及び書畫。宮井俊繼父子の遺物に係る。俊繼は鍼術を善くするを以て、天子の寵擢を蒙る。金銀は即ち其の聖體に硯する所の者、書畫も亦親王の賜ふ所、皆貴重すべきなり。予暇日一閱す。因りて數字を題して以て之を還す。

宮井俊繼。當時宮廷の鍼醫と見ゆるも未考。

書ニ古鑑

余好ニ整鑑。集ニ古之名器。時有テ人齋ニ一古鑑ニ來者。云是鎮守府將軍源滿仲遺物。

夫滿仲六孫王長子。源氏名將。且器之傳也。距今殆一千年。幸而不爲ニ烏有ニ古色可ノ愛。故捐ノ貲以購之。又副以ニ友成刀。道禪鞍及古武藏鎧等。傳ニ之子孫ニ云。

余整鑑を好み、古の名器を集む。時に人の一古鑑を齎し來る者あり。云ふ是れ鎮守府將軍源滿仲の遺物と。夫れ滿仲は六孫王の長子、源氏の名將たり。且つ器の傳や、今を距る殆んど一千年。幸にして烏有と爲らず古色愛すべし。故に貲を捐てて以て之を購ふ。又副ふるに友成の刀、道禪の鞍及び古武藏鎧等を以てし、之を子孫に傳ふと云ふ。

常福寺額字

額字二面。山野邊義觀所ノ求也。因書贈之云。

額字二面、山野邊義觀の求むる所なり。因りて書して之を贈ると云ふ。

常福寺。那珂郡瓜連村にあり。草地山蓮花院と稱し淨土宗檀林にて舊幕時代朱印地百石なり。今京都智恩院末寺にて末寺四十八箇寺あり。延文三年盛蓮社了實上人の開基にて、二世西蓮社了譽上人は小石川傳通院開山。

山野邊義親。水藩家考にて從五位下兵庫頭。助川堡に居り、食邑一萬石を領す。

書ニ古鎗蓋一

鎗蓋一枚。傳云北條氏之遺物。而赤穂義士大高正雄之所寶愛也。今爲小林某家藏。嗚呼一物之微。後人敬愛之。忠義之感人如此。可不勉哉。天保甲午夏。

鎗蓋一枚、傳へ云ふ、北條氏の遺物にして、赤穂の義士大高正雄の寶愛する所なりと。今小林某の家藏と爲る。嗚呼一物の微、後人之を敬愛す。忠義の人を感じしむる此の如し、勉めざるべけんや。天保甲午(天保五年)夏。

書ニ江戸氏手簡一

見川村民後藤五郎衛門所藏。江戸但馬守所與書翰三通。余觀而愛之。造函與之云。天保甲午夏。

見川村民後藤五郎衛門の藏する所、江戸但馬守與ふる所の書翰三通。余觀て之を愛し、函を造り之に與ふと云ふ。天保甲午の夏。

見川村。茨城郡見川村、水戸の西南外部に接し、今東茨城郡藤岡村大字見川。

後藤五郎衛門。元江戸氏の舊臣と傳へ、水戸藩の郷士、見川の舊家なり。

江戸但馬守。江戸氏は初め那珂を姓稱とし本國の舊族たり。藤原秀郷五世の孫公通の二子通直の裔と傳ふるも、考證家の間に中臣氏との説あり。南北朝時代、延元年間下總守通長力を帝事に竭し足利を要撃して功あり。北畠結城の諸元勳に呼應し、楠正家に應じ足利黨の佐竹貞義と戦ひ、のち佐竹の破る所となり亡滅せしも子通泰殘存しその子通高に至り江戸氏を稱し世々那珂東郡江戸郷、那珂西郡川和田赤尾關諸地を領し川和田に築城せるも、通高の孫通房に至り常陸大掾の居城水戸を鎌倉幕府より附與せらし應永三十四年大掾氏を襲ひて水戸城に入り、川和田より移りて茲に居り、一方佐竹氏の附庸たりしも又獨立の觀を呈し常北の一勢力たり。通房より七世を傳へ重通に至り天正十八年佐竹義重義宣父子の襲ふ所となり城陥り江戸氏覆没す。越前北の莊藩主結城中納言秀康卿の戚族たるを以てその後同家の臣隸となり、重通の孫朝祇に至り水戸氏と改めその嗣朝榮は竹屋中納言光長卿の四子にて、家既に落魄せるも、猶名族として尊重せられ、その後世、福井侯臣たり。近年那珂氏を稱すと言ふ。前掲通高の子通景以後、歴世多く但馬守に任ぜられたるも、此の但馬守は未考。恐らく重通の祖父忠通、又は父通政か。

書ニ親作刀與ニ德鄰

一三四

甲午初夏於ニ水戸ニ親作之。並銘之。授ニ市毛近江守德鄰云。

甲午初夏水戸に於て親ら之を作り、並に之に銘し、市毛近江守德鄰に授く。

市毛近江守德鄰。水戸の刀工にて一に近江介に作る。文政中の人にて白旗山に住す。今の八幡町なり。

書ニ團扇車ニ與ニ信守

此團扇車 幕府所ノ賜也。避暑之具可ノ謂ノ至矣。感佩之餘。常置ニ左右。今與ニ丹治信守。欲ノ使ノ信守仰ニ仁風ニ忘ニ炎熱ニ永謀ニ國政也。天保甲午夏。

此の團扇車は、幕府の賜ふ所なり。避暑の具至れりと謂ふべし。感佩之餘、常に左右に置く。今之を丹治信守に與へ、信守をして仁風を仰ぎ炎熱を忘れ、永く國政を謀らしめんと欲するなり。天保甲午夏。

丹治信守。水戸の家老中山備後守信守のこと。前掲在藩恩命跋に出づ。中山の先は北條の支族たりし入王寺の北條陸奥守氏照の家臣にて、その先世、武藏丹黨の一分支にて多治比氏なり。多治比、又丹治に作る。

軍艦 緞

古豊臣氏征ニ朝鮮ニ時。小早川秀秋所ノ用軍艦之小模形也。有ノ故傳之。今授ニ舟師長官。使ニ秘藏而備ニ不虞之摸則ニ云。天保丙申初春。

右豊臣氏朝鮮を征せる時、小早川秀秋の用ひし所の軍艦の小模形なり。故ありて之を傳ふ。今舟師長官に授け、秘藏して不虞の模則に備へしむと云ふ。天保丙申(七年)初春。

舟師長官。水藩の職名にてもと御舟大將と曰ひ後、御舟手と言ふ。

海瀕圖八帖

右新命ニ騰寫。以授ニ舟師長官。欲ノ使ノ能諳記而備ニ不虞ニ且施及ニ舟卒云。天保乙未閏日。

右新に騰寫を命じ、以て舟師長官に授く。能く諳記して不虞に備へ且つ施して舟卒に及ばしめんと欲すと云ふ。天保乙未閏日。

書ニ土木諸圖篋

一三五

余嘗纂輯名都大厦縮圖。堆積滿架。今收之于一函。以附與用人及普請奉行。欲令備土木考證云。天保七年丙申夏五月。

余嘗て名都大厦の縮圖を纂輯し、堆積架に滿つ。今之を一函に收め、以て用人及び普請奉行に附與し、土木の考證に備へしめんと欲すと云ふ。天保七年丙申夏五月。

佐渡金山縮形記

佐渡國金山縮形。使木工模造之。別有圖錄一卷。又謄寫焉。併藏之。以備他日穿掘金銀銅鐵之巧用上云。弘化二年乙巳夏月。

佐渡國金山の縮形、木工をして之を模造せしむ。別に圖錄一卷あり、又謄寫す。併せて之を藏し、以て他日金銀銅鐵を穿掘するの巧用に備ふと云ふ。弘化二年乙巳夏月。

書旭日梅畫幅宮

大將軍所親畫。天保壬寅正月十八日賜太夫人。太夫人命余記其由於匣云。

大將軍親しく畫く所、天保壬寅(十三年)正月十八日太夫人に賜ふ。太夫人余に命じ其の

由を匣に記せしむと云ふ。

書資治通鑑櫃

資治通鑑全部五十冊。爲和泉守藤堂高猷有造館所鑄。嘉永戊申之秋贈予云。

資治通鑑全部五十冊、和泉守藤堂高猷の有造館に鑄る所と爲す。嘉永戊申の秋予に贈ると云ふ。

和泉守藤堂高猷。伊勢國阿濃郡津候。

有造館。藤堂氏の文庫。

書活板東坡類濱策論

此書爲土屋寅直所贈。蓋彼家久藏之。故有款識也。嘉永己酉仲冬記。

此の書は土屋寅直の贈る所と爲す。蓋し彼の家に久しく之を藏す、故に款識あるなり。嘉永己酉(二年)仲冬記す。

土屋寅直。常陸國土浦藩主。

硯記

嘉永庚戌。太夫人謁大將軍于大城。淹留四日。歸邸。賜其所齎之硯。因記以藏焉。

嘉永庚戌（三年）、太夫人大將軍に大城に謁し、淹留四日、邸に歸り、其の齎す所の硯を賜ふ。因りて記して以て藏す。

時辰儀記

候鐘一。大將軍坐右物也。以見□□納采儀畢。是日特設内宴。乃以命賜之□□。嘉永四年己亥十二月五日記。

候鐘一、大將軍坐右の物なり。見□□納采儀畢るを以て、是の日特に内宴を設け、乃ち命を以て之を□□に賜ふ。嘉永四年己亥十二月五日記す。

見□□。順公か。望遠鏡銘参照。

時辰儀

此器以前年十月拜賜于幕府。方予遠倭權。嘉能登守與津克廣忠誠。今與之克廣。所以與共寵澤也。嘉永六年春三月。

此の器は前年十月を以て幕府より拜賜す。予倭權を遠ざくるに方り、能登守與津克廣の忠誠を嘉みし、今之を克廣に與ふ。寵澤を與に共にする所以なり。嘉永六年春三月。

能登守與津克廣。與津氏は水滸の世臣。克廣は藩老山野邊兵庫頭義親の弟にて與津を嗣ぐ。烈公に事へて家老となる。從五位下能登守。

飾棚器記

竹根刻衆仙遊戯之圖。蓋座右之玩器。嘉永五年十一月二十五日。大將軍侍女奉命。至于太夫人所。即賜之云。

竹根に衆仙遊戯の圖を刻す、蓋し座右の玩器なり。嘉永五年十一月二十五日、大將軍の侍女命を奉じ、太夫人の所に至り、即ち之を賜ふと云ふ。

紫綾平緒記

嘉永癸丑之冬十一月。天使就將拜新將軍。二條藤公豫賜予紫綬平緒。使用之拜賀之日。是則嵯峨天皇所奉熊野新宮寶器之摹造也。

嘉永癸丑(六年)の冬十一月 天使就將、新將軍を拜す。二條藤公豫ねて予に紫綬の平緒を賜ひ、之を拜賀の日に使用せしむ。是れ則ち嵯峨天皇熊野新宮に奉る所の寶器の摹造なり。

二條藤公。從一位左大臣二條齊信公。弘化四年薨去す。明治帝の攝政又關白たりし、從一位左大臣二條齊敬公の父。

題闕

天保十一年歲次庚子。秋八月。政務之暇。造之常陸水戸城中燕室。材用城中之古木云。

天保十一年歲庚子に次る秋八月、政務の暇、之を常陸水戸城中の燕室に造る。材は城中の古木を用ふと云ふ。

築

獲吉野行宮之小竹。謹以製。匣材亦爲山中之櫻木。

吉野行宮の小竹を獲て、謹みて製す。匣材も亦山中の櫻木爲り。

息距篇跋

神國之尊。譬猶元首之於人身也。元首居尊。實統支體。神國位東方。皇統連綿。昭臨四方。君君臣臣。萬古不易。名義之尊且嚴。超出宇內。是以仁義並行。文武兼備。瑞穗致豐。細戈稱足。風教所覃。卒土底平。以其本一也。妖夷則其地處西荒。譬猶腸腹也。腸腹雖張大。常藏汗穢。故饕餮無厭。唯利是貪。任膾臆而不疑。大隄斯小。君臣蠱惑蠢愚。施小惠。行小善。其極至無君無父。所以爲夷狄之道也。悠悠之徒唯見腸腹之大。而不知統體之貴。自視爲小。則其本者而所謂用夏變於夷也。嗚呼我東照宮恪守征夷之任。尊王室。攘夷狄。洞察夷奸。嚴妖法之禁。文子文孫。謹奉祖訓。驅除蕩掃。不使夷跡交中國。以清四海。不然則左衽侏離。既淪夷風矣。數百年太

平之基。未_レ必不_レ由_二於斯_一也。歲月之久。或恐_二禁網漸疏_一。而吞舟復漏_一也。區々之心。既刻_二破邪集_一。今又命_二臣僚_一。蒐_二錄當時驅除之方_一。夷奸之跡。公_三之於世_一。令_二人悟_一神國之所_レ以爲_二神_一。妖夷之所_レ以爲_二妖也_一。茲跋。

神國の尊は、譬ば猶は元首の人身に於けるがごとし。元首は尊に居り、實に支體を統ぶ。神國は東方に位し、皇統連綿、四方に照臨したまひ、君は君臣は臣萬古易らず。名義の尊且つ嚴、宇内に超出す。是を以て仁義並び行はれ、文武兼ね備り、瑞穂豊を致し、細戈足るを稱す。風教の覃ぶ所、卒土底平、其の本一なるを以てなり。妖夷は則ち其の地西荒に處り、譬へば猶は腸腹のごときなり。腸腹は張大と雖も、常に汗穢を藏す。故に饜飶厭くなく、唯利是れ貪り、智臆に任せて疑はず、大陡斯小、君臣蠱惑蠢愚、小惠を施し、小善を行ひ、其の極君を無みし父を無みするに至る、夷狄の道を爲す所以なり。悠悠の徒唯腸腹の大を見て、而して統體の貴きを知らず、自ら視て小と爲すは、則ち其の本を二にする者にして所謂夏を用ひて夷に變ずるなり。嗚呼我が東照宮征夷の任を恪守し、王室を尊び。夷狄を攘ひ、夷奸を洞察し、妖法の禁を嚴にす。文字文孫、謹みて祖訓を奉じ、驅除

蕩掃、夷跡を中國に交へしめず、以て四海を清む。然らずんば左衽侏離、既に夷風に淪まん。數百年太平の基、斯に由らずんばあらざるなり。歲月の久しき、或は禁網漸く疏にして、吞舟の復た漏るるを恐るるなり。區區の心、既に破邪集を刻し、今又臣僚に命じ、當時驅除の方、夷奸の跡を蒐録し、之を世に公にし、人をして神國の神爲る所以、妖夷の妖爲る所以を悟らしむるなり。茲に跋す。

息距篇。孟子滕文公章の息_二距_一說_二距_一說行_一の語を取りて篇名とせりも、主として徳川幕府の初世基督教を嚴禁せし願末を記せるものなるが、それを考證して前後の事情を明にし、法令、原委實、排邪、平賊の諸部に區分し二十二卷あり。

破邪集。前出。

涵德亭集會詩歌管絃跋

茲月十有八日。上公招_二群賢於後樂園涵德亭_一。設_二三席_一以催_二詩歌管絃之興_一。此日也天邊雲疎。而山端烟薄。黃菊芳而秋蘭秀矣。亭枕_二西湖_一而挾_二大井_一。水澄淡無_レ究。昔者承保中。白河帝幸_二西河_一。設_二詩歌管絃三船_一。群臣各隨_二其所_一長分_二乘_一之。

又攝政道長與群卿遊于大井河爲此興。世之與地。雖相去渺邈。興致則古今一揆。然則古人之所樂。今人亦爲樂也。其及龍管鳳簫鏘々起。予謂坐客曰。古云龍常無形。君仁則形。鳳恒莫鳴。君聖則鳴。然則可謂一堂之中。聚鳳龍之瑞矣。於茲群臣欣々然獻壽。四坐歡暢。上公有命。錄席上之詩歌爲一卷。使予跋焉。思後人之見此卷。猶今慕古人之樂也。謹記一言。以贊賞遊之盛舉云。文政三年九月。

茲月十有八日、上公群賢を後樂園の涵徳亭に招き、三席を設けて以て詩歌管絃の興を催す。此の日や天邊雲疎にして、山端烟薄く、黃菊芳く、秋蘭秀づ。亭は西湖に枕みて大井を挽き、水澄淡にして窮なし。昔者承保中、白河帝西河に幸したまひ、詩歌管絃三船を設け、群臣各其の長する所に隨ひ之に分乘し。又攝政道長群卿と、大井河に遊び此の興を爲す。世と地と、相去ること渺邈と雖も、興致は則ち古今揆を一にす。然らば古人の樂しむ所、今人も亦樂と爲すなり。其の龍管鳳簫鏘々として起るに及び、予坐客に謂つて曰く、古云ふ龍は常に形なく、君仁ならば則ち形はる。鳳は恒に鳴くなく、君聖なれば則ち鳴くと。

然らば則ち一堂の中鳳龍の瑞を聚むと謂ふべし。茲に於て群臣欣欣然として壽を獻じ、四坐歡暢す。上公命有り、席上の詩歌を録して一卷と爲し、予をして跋せしむ。思ふに後人の此の卷を見ること、猶ほ今古人の樂を慕ふがごときなり。謹みて一言を記し、以て賞遊の盛舉を贊すと云ふ。文政三年九月。

洛陽花辭

鴻雁北日兮。燕子南時。朱明爰至兮。春秀惟施。薰風拂軒兮。夏景自移。獨臨中庭兮。吾樂未移。其樂不移何耶。曰聖人止善。知善則止兮。知惡則斷。是以我樂其善無限。其所以爲善者何。前庭之洛陽花。被風日之養幽姿。惟喜馥郁吐香。婀娜發葩。善哉天々焉。其柔弱。君子柔且弱。故強不如弱。解紛挫銳。和光同塵。其凋雖不待秋。生芽由其陳根。是則君子所珍。

鴻雁北するの日、燕子南するの時、朱明爰に至り、春秀惟れ施し、薰風軒を拂ひ。夏景自ら移る。獨り中庭に臨み、吾が樂み未だ移らず。其の樂移らざるは何ぞや。曰く聖人は善

に止まる。善を知れば則ち止り。悪を知れば則ち断つ。是を以て我は其の善を楽しみて眼なし。其の善を爲す所以の者は何ぞ。前庭の洛陽花、風日を被り幽姿を養ひ、惟、諷郁として香を吐き婀娜として葩を發するを喜ぶ。善い哉天天たり、其の柔弱。君子は柔且弱、故に強は弱に如かず。紛を解き銳を挫く。和光同塵、其の淵は秋を待たずと雖も、芽を生ずるは其の陳根に由る。是れ則ち君子の珍とする所。

坐右石記并歌

我 武公。以ニ文化六年一始就レ藩。巡ニ視封内一。抵ニ木田郷一。偶獲ニ此石一。既還ニ江都一。賜ニ之余一。余拜レ賜。常置ニ之坐右一。以爲ニ貞固之戒一。因題ニ此歌一。

天保三年壬辰荷月

追記

我が武公文化六年を以て始めて藩に就き、封内を巡視し、太田郷に抵り、偶此の石を獲たり。既に江都に還り、之を余に賜ふ。余賜を拜し、之を坐右に置き、以て貞固の戒と爲す。因りて此の歌を題す。

歌闕 天保三年壬荷月

追記

太田郷。當國久慈郡の名邑、今、同郡太田町。水戸の北方五里。今町の北方高阜に故城趾あり、何代の創營なるや未詳なれども、鎌倉の初期より佐竹氏は此の地を本據とせる如く、後世佐竹氏の居城となり、天正十八年左中將義重水戸を攻略せるも、嗣義宣を居らしめ自ら太田に老す。慶長七年左中將義宣秋田に轉封せらるる迄、義宣は水戸を本據とせるも、佐竹氏の水戸を自家の直隸に置きたるは天正の季年より慶長の初年迄の十餘年にて、その前は太田を根據としたるなり。

傳

武公源君小傳

水戸武公。文公之長子。母正禮夫人。一條准后道香公女。以ニ安永二年癸巳十月二十四日一。生ニ於江戶一。名治紀。字德民。號ニ鶴山一。生而溫和。風神秀俊。允恭允讓。嗜レ文備レ武。聽政脩令之暇。好詠ニ和歌一。公常謹ニ言行一。嘗曰。以俟ニ後君子一矣。所謂玄德自顯者也。天明五年乙巳三月十五日。始謁ニ俊明公一。四月十九日。加ニ元

服。叙_二從五位上。累歷_二從四位下左衛門督。七年丁未十二月三日。除_二少將。九年己酉閏六月。以_二文公命。娶_二紀伊香巖公女。八年丙辰十一月。除_二從三位。任_二右近衛權中將。文化二年乙丑十一月朔日。文公薨。公爲心喪三年。二年十二月十日。台使傳_レ命襲_レ封。食_二常陸五郡三十五萬石。二十八日任_二參議。中將如_レ故。六年己巳三月二十五日。以_二台命。始抵_二水戶。襲_二家士七十以上及致仕者於府城。且田_二獵亦隈丹下原。鑿_二鑿川。悉使_二諸士勵_二武備。七年庚午四月參府。十一年甲戌。十一月二十三日。迎_二大樹公之女公子。以妻_二鼎山公。十三年乙亥十月十八日。大樹公至_レ邸。十三年丙子。閏八月十九日薨。年四十四。諡曰_二武公。九月葬_二水戶瑞龍山。子有_二十三人。公常無_二疾病。終身僅_二三病矣。其詳見_二碑陰。

水戸武公は、文公の長子なり。母は正禮夫人、一條准后道香公の女。安永二年癸巳十月二十四日を以て江戸に生る。名は治紀、字は徳民、鶴山と號す。生れて溫和、風神秀俊、尤に恭允に讓、文を嗜み武を備へ、聽政脩令の暇、好みて和歌を詠す。公常に言行を謹む。

嘗て曰く、以て後君を俟つと。所謂文徳の自ら顯るる者なり。天明五年乙巳三月十五日、始めて俊明公に謁す。四月十九日、元服を加へ、從五位上に叙し、累ねて從四位下左衛門督を歴、七年丁未十二月三日、少將に除し、九年乙酉閏六月、文公の命を以て紀伊香巖公の女を娶る。八年丙辰十一月、從三位に除し、右近衛中將に任ず。文化二年乙丑十一月朔日、文公薨す。公爲に心喪三年。二年二月十日、台使命を傳へ封を襲ぎ、常陸五郡三十五萬石を食む。二十八日參議に任じ、中將故の如し。六年己巳三月二十五日、台命を以て、始めて水戸に抵り、家士七十以上及び致仕の者を府城に襲し、且つ亦隈、丹下原、鑿川に田獵し、悉く諸士をして武備を勵ましむ。七年庚午四月參府。十一年甲戌、十一月二十三日、大樹公の女公子を迎へて、以て鼎山公に妻はす。十三年乙亥十月十八日、大樹公邸に至る。十三年丙子、閏八月十九日薨す。年四十四、諡して武公と曰ふ。九月水戸瑞龍山に葬る。子十三人有り。公常に疾病なく、終身僅に三たび病む。其の詳は碑陰に見ゆ。

文公。前出、先春梅記の註。

正禮夫人。關白從一位左大臣准三宮一條道香公の女にて諱は澄子、八代姫君と稱す。明和六年文公に

嫁し天明元年長逝す。正禮夫人は私體なり。

俊明公。十代將軍諱は家治。

紀伊香巖公女。香巖公は紀伊大納言重倫卿。公女は武公の正室にて諡して恭穆夫人と言ふ。

亦隈。全隈、又熊等別字にも作る。茨城郡又熊村、今東茨城郡山根村大字全隈。和名鈔に出でたる那

珂郡全隈郷の地なりと言ふ。

丹下原。水戸の西南里餘にある原野。今東茨城郡綠岡村に屬す。

箕川。見村にも作る。前出の書江戸氏手簡參照。

迎大樹公之女公子、以妻鼎山公。大樹公女公子は哀公の正室孝文夫人。前出の書扶桑拾葉集後を參照

すべし。鼎山公は哀公。前の瓢亭記を見よ。

水戸瑞龍山。前出太田を去る里餘。久慈郡瑞龍村、今同郡豊田村大字瑞龍。水戸公歴世及び公族の諸

侯の塋域にて朱舜水の墓もあり。墓制は儒禮にて螭首龜趺馬鬣封にて碑面にはその私諡を刻す。

雜

上八洲文藻表

臣齊昭言。列聖宣威。實賴寶劍之利。萬國嚮風莫非神靈之靈。武既有餘。文豈不足。謨訓垂千典籍。勳烈耀於今古。黼黻皇猷。已有仰于先哲。蒐羅菁華。固將賴於後人。臣誠惶誠懼。頓首々々伏惟 天皇陛下。紹續鴻業。煦育黎民。德量如天地。霈澤如雨露。臣恭荷 皇恩。屏翰之寄最重。唯講武事。文史之學殊乏。竊謂 祖宗徽猷。先臣既有編著。而歷朝詔敕。近古未聞輯錄。名分之嚴。立言自有中國之體裁。絲綸之重。遣辭不襲西土之面貌。揮神鋒於毫端。姦雄以懼。扇和風於言表。忠孝斯勸。史冊所載。雖無掛漏。名山所藏。猶有遺軼。綴集成卷。編次以世。渙發大號。庶有以徵乎住古。敷揚舊典。亦將小補乎今日。若夫威風遠暢。寰宇寧靜。邊境無烽燧之警。朝野耽鉛槧之業。詞林之盛。先臣既嘗拾葉於前。藝圃之富。齊昭亦將採藻於後。琢雪鏤冰。雖壯夫之所恥。彫龍彩鳳。實治世之所競。乃加採錄。以附編末。先以詔敕。

所以示國體之尊嚴。次以辭章。所以表人文之隆蔚。八洲文藻百十二卷。謹隨表獻上。臣齊昭誠惶誠恐。頓首々々。謹言。

臣齊昭言す。列聖の威を宣べたまふ、實に寶劍の利に頼る。萬國の風に嚮ふ、神聖の靈に非ざるは莫し。武既に餘り有り、文豈足らざらん。謨訓典籍に垂れ、勳烈今古に耀く。皇猷を翻載する、已に先哲に仰ぐあり。菁華を蒐羅する、固より將に後人に頼らんとす。臣誠惶誠懼頓首頓首、伏して惟るに 天皇陛下、鴻業を紹續し、黎民を煦育したまひ、徳量は天地の如く、霈澤は雨露の如し。臣恭しく 皇恩を荷ひ、屏翰の寄最も重く、唯だ武事を講じ、文史の學殊に乏し。竊かに謂へらく、祖宗の徵猷、先臣既に編著あり、而して歷朝の詔敕、近古未だ輯録を聞かず。名分の嚴、立言自ら中國の體裁あり。絲綸の重、遺辭西土の面貌を襲がず。神鋒を毫端に揮て。姦雄以て懼れ、和風を言表に扇し、忠孝斯れ勸む。史册載する所、掛漏なしと雖も、名山の藏する所、猶遺軼あるがごとし。綴集卷を成し、編次世を以て大號を煥發す。庶くは以て往古に徵するあらん。舊典を敷揚する、亦將に今日に小補せんとす。若し夫れ威風遠暢、寰宇寧靜、邊境烽燧の警なく、朝野鉛槧の業に耽

り、詞林の盛。先臣既に嘗て前に拾葉す。藝圃の富、齊昭も亦將に後に採藻せんとす。琢雪鏤氷は、壯夫の恥る所と雖も、彫龍彩鳳は、實に治世の競ふ所。乃ち採録を加へ、以て編末に附す。先に詔敕を以てするは、國體の尊嚴を示す所以、次に辭章を以てするは、人文の降蔚を表はす所以なり。八洲文藻百十二卷、謹みて表に隨て獻上す。臣齊昭誠惶誠恐、頓首頓首、謹みて言す。

八洲文藻。文意に明かなる如く歷朝の詔敕を始め、辭章を輯録せるものにて百十二卷、目錄三卷あり。天保七年、小山田典清、久米傳高、岡宮永好、鶴峰戊申、西宮宣明、橋本長等に命じて編纂せしめ、四年朝廷に上り幕府に獻す。其後、八洲文藻後編八十七卷の編修あり。

座右警語六則

勿レ厭ニ謨訓之博奥。勿レ疑ニ老成之迂濶。聖賢之書。篇々深切好レ學。古而適ニ于時。老成之教。言々の確。善服膺而著ニ于行。勿レ使ニ名過レ實。勿レ後レ行而先レ言。人誰無レ過。棄レ已從レ人。施而勿レ思。報。受レ施

而勿忘。譽何足喜。譽恐生怠惰。毀何可怒。毀益于警省。勿一于靜。勿專于銳。當靜而靜。當銳而銳。當強而強。當弱而弱。可以進則進。可以退則退。蓋期于大中至正。行無過不及。然後進退遲速。從容而有餘裕也。

福不必善。禍不必患。禍福吉凶。皆所自招。不必求之鬼神。積善則富貴。積惡則貧賤。報應因仍。維是影響。故不患無位。而患無德。不思積財。而思積善。

勿好小勇。勿從小利。好小勇則大志不遂。從小利則大事不成。故聖賢以仁爲勇。以義爲利。

先佚者不與勞期。而勞至。先勞者不與佚期。而佚至。少壯努力。豈惜寸陰。

諷訓の博奥を厭ふなけれ。老成の迂濶を疑ふなけれ。聖賢の書は、篇篇深切なり、好く古を學びて時に適せよ。老成の教は、言言的確たり、善く服膺して行に著はせ。

名をして實に過ぎしむる勿れ。行を後にして言を先にする勿れ。人誰れか過ちなからん。己を棄てて人に従ひ、施して報を思ふなけれ。施を受けて忘るるなけれ。譽何ぞ喜ぶに足らん、譽は怠情を生ずるを恐る。毀何ぞ怒るべけん、毀は警省に益す。

靜に一なるなけれ。銳に専らなるなけれ。靜に當つては靜、銳に當つては銳、強に當つては強、弱に當つては弱。以て進むべくんば進み、以て退くべくんば退く、蓋し大中至正を期す。行、過不及なく、然る後進退遲速、從容として餘裕あるなり。

福は必しも善ならず。禍は必しも患ならず。禍福吉凶は、皆自ら招く所、必しも之を鬼神に求めず。善を積めば則ち富貴、惡を積めば則ち貧賤、報應因仍、維是れ影響。故に無位を患へずして無徳を患へ、積財を思はずして積善を思へ。

小勇を好む勿れ。小利に従ふ勿れ。小勇を好めば則ち大志遂げず。小利に従へば則ち大事成らず。故に聖賢は仁を以て勇と爲し、義を以て利と爲す。

先に佚する者は勞と期せずして勞至り、先に勞する者は佚と期せずして佚至る。少壯努力。豈ぞ寸陰を惜まざる。

霸王樹辭并序

一五六

春色闌而百花飛。綠葉繁而賞味乏。唯有霸王之樹。花麗刺銳。文武彬彬。黠童折體。折而復芽。狂夫拔根。拔而又活。或安玉盆。或移糞壤。居清居汚。惟其所適。爲方爲圓。任人所爲。泊々乎不知其苦辛。而堅剛之質。百折不磨。柔順之姿。與物相和。其受人之愛玩。不亦宜乎。遂係以辭曰。薰風起兮。飛花狂兮。鳴禽老兮。夏木蒼兮。唯有斯樹。艷々弄芳。既文而武。迺霸而王。

春色闌として百花飛び、綠葉繁くして賞味乏し。唯霸王の樹あり。花麗刺銳、文武彬彬たり。黠童體を折るも、折りて復び芽ばゆ。狂夫根を抜くも、抜いて又活く。或は玉盆に安んじ、或は糞壤に移る。清に居り汚に居り、惟其の適する所、方と爲り圓と爲り、人の爲す所に任じ、泊泊乎として其の苦辛を知らず。而して堅剛の質、百折磨せず、柔順の姿、物と相和す。其の人の愛玩を受くる、亦宜ならずや、遂に係るに辭を以てす。

曰く。

薰風起り、飛花狂ふ、鳴禽老い、夏木蒼し。唯斯の樹あり、艷艶芳を弄す。既に文にして武、迺ち霸にして王。

茶對

或問子學茶法乎。吾對曰未也。嘗聞之。其味也苦而甘。其器也匱而清。其室也樸而間。其庭也隘而幽。其交也睦而禮。數會而不費。能樂而不奢。如此而已矣。其反之者吾所不知也。

或ひと問ふ子は茶法を學べるかと。吾れ對へて曰く未だしと。嘗て之を聞く、其の味や苦にして甘、其の器や匱にして清、其の室や樸にして間、其の庭や隘にして幽、其の交や睦にして禮。數、會して費さず、能く樂んで奢らず、此の如きのみ。其の之に反する者は吾が知らざる所なり。

戒太田秀實

一五七

久慈郡太田郷有奇童稱長吉。家極貧。父耕母織。僅免饑寒。而長吉好讀書。年甫十一。善講誦經史。今茲暮春予以放鷹。投太田。臨益習館。一見異焉。乃又召之於旅館。時試以經史。旁及翰墨。予熟視其爲人。其好學出於天性。勿論已。其鳳目豐下。貌溫而氣勁。進退周旋。嫺雅可觀者。其前程豈易測耶。因命有司給以月俸。使其得專力於文學。且賜姓名曰太田秀實。抑幼而聰慧者。長不必倚偉。甚者則驕慢自恃。曾不若衆人。予深憂焉。嗚呼秀實勿生躁進之念。勿萌怠惰之氣。澹泊寧靜。明志致遠。維孝維敬。立身行道。以顯汝父母。不亦善乎。遂書其由。授郡宰鈴木宜尊。以戒秀實云。

久慈郡太田郷に奇童あり長吉と稱す。家極めて貧しく、父は耕し母は織り、僅かに饑寒を免かる。而して長吉讀書を好み、年甫めて十一、善く經史を講誦す。今茲暮春予放鷹を以て太田に投じ、益習館に臨み、一見異とせり。乃ち又之を旅館に召し、時に試るに經史を以てし、旁ら翰墨に及ぶ。予其の人と爲りを熟視するに、其の學を好むは天性に出づる

は、論なきのみ。其の鳳目豐下、貌は温にして氣は勁に、進退周旋、嫺雅觀るべき者、其の前程豈測り易からんや。因りて有司に命じ給するに月俸を以てし、其れをして力を文學に専らにするを得しめ、且つ姓名を賜ひて太田秀實と曰ふ。抑も幼にして聰慧なる者、長じて必しも雋偉ならず、甚しき者は驕慢自ら恃み、曾て衆人に若かず、予深く憂ふ。嗚呼秀實躁進の念を生ずるなけれ、怠惰の氣を萌すなけれ。澹泊寧靜、志を明にし遠を致し、維れ孝維れ敬、身を立て道を行ひ、以て汝が父母を顯はす、亦善からずや。遂に其の由を書し、郡宰鈴木宜尊に授け、以て秀實を戒しむと云ふ。

太田秀實。太田の村童にて、姓名は烈公より賜ふ所。その事情は文中に明かなり。

益習館。天保年間に領内諸地に建てたる藩營の一にて、太田に經始せしもの。

郡宰鈴木宜尊。當時の郡奉行と見ゆるも未考。

借樂園禁條

一凡遊園亭者。不許先卯而入。後亥而去。

- 一 男女之別宜正。不許雜沓以亂威儀。
- 一 沈醉讎暴及俗樂亦宜禁。
- 一 園中不許折梅枝。採梅實。
- 一 園中不許無病者乘轎。
- 一 漁獵有禁。不許踰制。
- 一 凡そ園亭に遊ぶ者は卯に先んじて入り、亥に後れて去るを許さず。
- 一 男女の別宜しく正すべし。雜沓して威儀を亂すを許さず。
- 一 沈醉讎暴及び俗樂も亦宜しく禁ずべし。
- 一 園中梅枝を折り梅實を採るを許さず。
- 一 園中無病の者轎に乗るを許さず。
- 一 漁獵禁あり、制を踰ゆるを許さず。

策問

予觀古昔聖賢。脩身治國。未_レ有_レ逸_ニ其心。而安_ニ其身_一者_上矣。文王自田_ニ渭陽。而得_ニ太公_一。周公一沐。三捉_レ髮。一飯三吐_レ哺。起以待_レ士。猶恐_レ失_ニ天下之賢人_一。成王因_ニ周公之教_一。知_ニ稼穡艱難_一。而民服_レ之。太甲被_レ放_ニ于桐宮_一。自徵_レ自戒。而民歸_レ之。是皆勞_レ身盡_レ力。成_ニ德與_レ行也。予讀書之次。及_ニ小學靜坐說_一。頗有_レ感矣。至_レ如_ニ管寧_一。嘗坐_ニ一木榻_一。積_ニ五十餘年_一。未_ニ嘗箕踞其榻上_一。當_レ膝處皆穿。予益_レ恠焉。人以_ニ事_レ父之道_一事_レ父。故事_レ父盡_レ孝。事_レ君盡_レ忠。而有_ニ餘力_一則以學_レ文。如_ニ之何_一五十餘年。坐_ニ一木榻_一。而可_レ清_レ心乎。周公雖_ニ上聖_一。而日讀_ニ百篇_一。仲尼天縱聖。而韋編三絕。有子惡_レ臥。自辟_レ掌。蘇生愁_レ睡。親針_ニ其股_一。居家必用曰。少不_ニ勤勞_一。老必艱辛。少能服_レ勞。老必安逸。子曰。終日不_レ食。終夜不_レ寢。以思無_レ益。不_レ如_レ學也。又曰。終日無_レ所用_レ心。難矣哉。不_レ有_ニ博奕者_一乎。爲_レ之猶賢_ニ於己_一。然則靜坐之教。無_レ益乎。將有_ニ深遠意味_一。有_レ合_ニ聖賢之意_一乎。尙百君子。爲_レ予解_レ蒙。

予古昔の聖賢を観るに、身を修め國を治む、未だ其の心を逸して、其の身を安んずる者あらず。文王は自ら渭陽に田して、太公を得、周公は一沐して、三たび髪を捉へ、一飯に三たび哺を吐き、起ちて以て士を待ち、猶ほ天下の賢人を失ふを恐る。成王は周公の教に因り、稼穡の艱難を知り、而して民之に服す。太甲は桐宮に放たれ、自ら徴し自ら戒め、而して民之に歸す。是れ皆身を勞し力を盡し、徳と行とを成せるなり。予讀書の次、小學靜坐の説に及び、頗る感あり。管寧の如きに至りては、嘗て一木榻に坐し、五十餘年を積み、未だ嘗て其の榻上に箕踞せず、膝を當つる處皆穿つ。予益、恠しむ。人父に事ふるの道を以て父に事ふ。故に父に事へて孝を盡し、君に事へて忠を盡す。而して餘力あらば則ち以て文を學ぶ。之を如何してか五十餘年、一木榻に坐して、而して心を清くすべきか。周公は上聖と雖も、而も日に百篇を讀み、仲尼は天籟の聖にして、而も韋編三たび絶つ。有子は臥を惡み、自ら掌に辟し、蘇生は睡を愁へ、親ら其の股に針す。居家必用に曰く、少くして勤勞せずんば、老いて必ず艱辛し、少くして能く勞に服すれば、老いて必ず安逸なりと、子の曰く、終日食はず、終夜寝ねず、以て思ふも益なし、學ぶに如かざるなりと。又

曰く、終日心を用ふる所なし、難い哉。博奕といふ者あらずや、之を爲す、猶ほ已むに賢れりと。然らば靜坐の教、益なきか、將た深遠の意味あるか、聖賢の意に合ふ有るか、尙くは百の君子、予が爲に蒙を解け。

詩

天保癸巳(四年)之春三月初就國。勝倉長者山獵場作

不逸遊田遺側陋。渭陽卜兆屬賢明。湛々朝露沾矛戟。

習々春風動旆旌。勝倉村裡鼓鐘響。長者山中弓銃鳴。

堪笑非能無所獲。空收一鹿試治兵。

不逸遊田側陋を遺る、渭陽卜兆賢明に屬す。湛湛たる朝露矛戟を沾し、習習たる春風旆旗を動かす。勝倉村裡鼓鐘響き、長者山中弓銃鳴る。笑ふに堪えたり能く獲る所なきに非ず、空しく一鹿を收めて治兵を試む。

勝倉長者山。勝倉は那珂郡の村名。今は同郡勝田町大字勝倉。水戸の東に隣接す。長者山は村中の邸名。

舟中聽樂

泛舟廣浦聞仙樂。鐘鼓管絃混曉濤。君子愛人真可慕。

割雞莫笑用牛刀。

舟を廣浦に泛べて仙樂を聞く、鐘鼓管絃曉濤に混ず。君子人を愛す真に慕ふべし、鶏を割くに牛刀を用ふるを笑ふなかれ。

廣浦。茨城、鹿島、那珂三郡の交界、周圍七里の湖沼にて潤沼川、那珂川によりて海に通ず。普通潤沼と言ひ又日沼、廣沼にも作る。古名蒜間之江。考證家は疑問とすれど、風土記の阿多加奈湖を之に擬すと。

中元資賓閣延館生。開宴賞月戲賦。

山蟬聲發雨初晴。資賓閣中涼氣生。尤喜今宵迎雅客。

文波湧月促詩情。

山蟬聲發して雨初めて晴れ、資賓閣中涼氣生ず。尤も喜ぶ今宵雅客を迎へ、文波月に湧いて詩情を促すを。

資資閣。那珂郡湊の西南の日和山一名御殿山に置きし館名なり。元祿中義公別殿を湊の御殿町に置かれたるを、後此の地に轉移し元治甲子の兵火にて廢毀す。湊は今、那珂湊町と云ひ、水戸より東三里許の海港なり。

掬翠亭

仰望ニ雲山ニ山鬱々。

俯臨ニ湖水ニ水漫漫々。

相看兩有ニ知仁樂。

掬水亭中天地寬。

仰いで雲山を望めば山鬱鬱、俯して湖水に臨めば水漫漫。相看す兩ながら知仁の樂あり、掬水亭中天地寬し。

浪華梅

備武兼文當日美。

先公盛德能張弛。

只今唯有梅花開。

併與ニ瓊葩ニ助ニ國史。

又

先公移植館庭隅。

歲月遷延猶未枯。

何事春來特含笑。

知吾無レ奈ニ士民癩。

備武兼文當日の美、先公の盛德能く張弛す。只今唯梅花の開くあり、併せて瓊葩と國史を助く。

又

先公移植す館庭の隅、歲月遷延すれど猶未だ枯れず。何事ぞ春來特に笑を含めるは、知りぬ吾れ士民の癩を奈んともするなきを。

浪華梅。義公難波津の梅を影考館庭に移植して文運の盛衰をトせしが、烈公の時に當り藥を發し繁茂せるを喜び、天保四年三月六日公史館に臨みて、家の風今も薫の盡きぬにぞ文好む木の盛知らるるの詠あり。詩も此時の作か。栗田寛の難波梅碑に此の梅樹の事詳かなり。烈公行實に四年癸巳年三十四歳、請ニ幕府ニ獲レ允就藩春三月五日至ニ水戸城、即日召ニ見執政以下諸臣、翌日臨ニ影考館ニ使ニ總裁會澤安讀ニ大日本史ニ作ニ梅花歌ニ題ニ之楹柱ニ賜レ宴而罷、自レ是後毎月朔至ニ影考館ニ試ニ儒生講經ニ參府後命ニ總裁ニ試レ經以爲ニ恒例。

霞浦舟中即事

一六八

宿雲濃淡戰陰晴。
蒼波十里凌空行。

霞浦壯觀不可名。

但使風帆指鹿島。

宿雲濃淡陰晴を戦はず、霞浦の壯觀名づくべからず。但だ風帆をして鹿島を指さしむれば、蒼波十里空を凌いで行く。

霞浦。茨城、鹿島、行方、新治、稻敷に接せる湖名。周圍三十六里。北浦と共に關東の大湖にて、兩湖は利根川、外瀨逆浦、内瀨逆浦にて相通じ、海に達す。

鹿島。北浦の東方瀨海一帯の地は鹿島郡にて、北浦の南端に近き地は和名鈔の鹿島郷と思はる。今の鹿島町はその一部にて、官幣大社鹿島神宮も町内にあり。霞浦より東方に延望の地なり。

余家嘗藏木魚。大可專席。乙未（天保六年）初夏。余見智恩法王於眞乘院。談偶及之。法王欲獲其器。余敬諾而退。乃搜索府庫。其器既亡矣。蓋往年丁亥。第宅之罹災。木魚亦俱烏有也。余无辭謝法王。聊以菩提

樹子製念珠一串。附以鄙章。敢呈左右云。

木魚烏有卵猶存。

收拾聊呈帝子門。

法海恩波無限處。

曇々應化二百餘鯤。

木魚は烏有卵は猶存す、收拾聊か呈す帝子の門。法海の恩波限り無き處、曇々應に百餘の鯤に化すべし。

天保乙未七月二十六日。會太田道灌忌辰。蓋其殞身距今已三百五十年矣。懸川城主源資始實其胤也。請余詩歌。余才拙學陋。且國事紛冗。久廢文雅。然余於資始。有通家之舊。義不可辭。聊賦一律。以叙追慕之意云。

天萃英靈生哲人。

凜然正氣恰如神。

雄圖嘗卜江城地。

異績尙存扇谷春。

報國忠精貫日月。

奉身節操高星辰。

聲名豈管垂青史。

慕景今猶在士民。

一六九

天英靈を萃めて哲人を生ず、凛然たる正氣恰も神の如し。雄圖嘗て卜す江城の地、異績尙存す扇谷の春。報國の忠精日月を貫き、奉身の節操星辰よりも高し。聲名豈嘗に青史に垂るのみならんや、慕景今猶士民に在り。

懸川城主源資始。遠江國佐野郡懸川藩主太田備後守資始。後從四位下侍從。老中となる。道灌の玄孫。重正始めて東照公に仕へ、その長子正重は多病を以て嗣家を辭し、弟備中守資宗祀を繼ぐ。資始はその後なり。重正の同母妹勝子は英勝院大夫人にて東照公の側室、水戸威公の義母なり。正重は大夫人の姪なるを以てその後世、水戸に仕へ執政を勤む。太田主水正、對馬守、下野守、丹波守に任ぜらるる者皆その家なり。烈公が余於資始有通家之舊と言はれたるは、大夫人以來の關係によるなり。

松平溪山歸其國。客路名勝必詠和歌。遙相示。因用其結字爲韻以報之云。

宇都山葛徑

宇都山上暮秋時。

葛與女蘿松柏垂。

霜葉滿蹊只看取。

寄來錦繡一篇詩。

函根嶺望土峯

峻嶒富嶽鎮坤元。

壓倒諸峯竦處尊。

特爲風人放吟詠。

尙驅雲霧納函根。

原吉原

最愛遊人不世情。

關河過處弄秋晴。

高天秀色芙蓉雪。

原吉原頭回首行。

小夜中山

一從西柄歌東路。

遺韻至今誰可攀。

騷客剩懸曾裡月。

幽懷也寫夜中山。

宇都山葛徑

宇都山上暮秋の時、葛と女蘿と松柏に垂る。霜葉蹊に滿ち只看取す、寄來る錦繡一篇の詩。

函根嶺に士峰を望む

峻嶒たる富嶽坤元に鎮し、諸峯を壓倒して竦處尊し。特に風人の吟詠を放にするが爲に、尙雲霧を驅つて函根に納む。

原吉原

最も愛す遊人世情ならざるを、關河過ぐる處秋晴を弄す。高天の秋色芙蓉の雪、原吉原頭首を回して行く。

小夜中山

一たび西納の東路を歌ひしより、遺韻今に至つて誰れか攀づべけん。騷客剩へ懸く宵裡の月、幽懷也た寫す夜中山。

松平溪山。未考。三河國幡豆郡西尾藩主松平左京亮乘全か。

賀三松平溪山入藩

海陸東西幾日程。

客中無恙馬蹄輕。

三州風物依然否。

跋三涉山川一宜養生。

海陸東西幾日の程、客中恙なく馬蹄輕し。三州の風物依然たりや否や、山川を跋涉して宜しく生を養ふべし。

酬三溪山老歸國所寄之佳什

蟬脫風塵外。

飄然歸三故鄉。

山光兼三水色。

收入三一奚囊。

蟬脫す風塵の外、飄然故郷に歸る。山光水色を兼ね。收めて一奚囊に入る。

寄題石川丈山詩仙堂

老猶鬢鏤放吟身。

韜三迹幽栖一自養三眞。

東望三士峯三懸三白扇。

西臨三鴨水三謝三紅塵。

畫圖應接千秋面。

詞賦同盟異代人。

三十六仙皆尙友。誰知爲三主人一又爲三賓。

老いて猶ほ鬢鏤放吟の身、迹を幽栖に韜まして、自ら眞を養ふ。東のかた士峯を望めば白扇懸り、西のかた鴨水に臨みて紅塵を謝す。畫圖應接す千秋の面、詞賦同盟す異代の人。

三十六仙皆倚友、誰か知らん主人と爲り又賓と爲るを。

詠牡丹

天保乙未。大久保忠真所贈。丙申暮春開花。因賦一律以謝焉云

去年分惠洛陽根。

調護栽培神尙存。

雨潤露凝含夜氣。

花濃烟暖映朝暾。

姚黃魏紫無雙質。

國色天香第一魂。

隱逸有時君子未。

暫將富貴賑荒園。

去年分惠の洛陽根、調護栽培神尙存す。雨は潤し露は凝り夜氣を含み、花は濃に烟は暖く朝暾に映ず。姚黃魏紫無雙の質、國色天香第一の魂、隱逸時にあり君子は未し、暫く富貴を將て荒園を賑はす。

大久保忠真。前の大久保忠真書翰跋に出づ。

送俊子還京師廣幡氏俗稱古守

路入蘇山爽氣多。

天梯石棧遠經過。

芙蓉晴雪琵琶水。

看取風光幾詠歌。

路は蘇山に入り爽氣多く、天梯石棧遠く經過す。芙蓉の晴雪琵琶の水、看取す風光幾詠歌。

送成子還京師萩原氏俗稱美於

新晴涼動一天秋。

無限雲山到處幽。

況復禁城奇勝地。

花晨月夕盡風流。

新晴涼は動く一天の秋、無限の雲山到る處幽なり。況んや復禁城奇勝の地、花晨月夕風流を盡す。

中元賞月并序

中秋賞月。謝尙爲之濫觴。繼華玩咏。昔公爲之權輿。然中秋多陰雨。繼華不勝清寒。俱或缺望焉。蓋夫中元之爲節也。炎熱漸退。夜涼微動。天晴氣

清。月色必明。特異於彼二節。然而未聞古人有賞之者矣。今茲丁酉中元。適開雅宴。會集諸彦。賦詩詠歌。弄管撫絃。聊賞風月之清明。以叙天倫之樂事云。

初秋三五月前筵。

會得風流詩酒仙。

吟賞憑欄時欲酌。

又移清影十分圓。

又

貞芳之館晚涼新。

絃管詩歌各自親。

滿花清風滿天月。

金波萬頃疊龍鱗。

又

醉與詩仙相共看。

水天連夜色將闌。

一年一日中元節。

團月團々又團。

中秋月を賞する、謝尙之が濫觴爲り。繼華玩咏する、菅公之が權輿たり。然れども中秋

は陰雨多く、繼華は清寒に勝へず、俱に或は歎望す。蓋し夫の中元の節爲るや、炎熱漸く退き、夜涼微かに動き、天晴れ氣清く、月色必ず明に、特に彼の二節と異なる。然れども未だ古人の之を賞する者あるを聞かず。今茲丁酉（天保八年）の中元、適、雅宴を開き、諸彦を會集し、詩を賦し歌を詠じ、管を弄び絃を撫し、聊か風月の清明を賞し、以て天倫の樂事を叙すと云ふ。

初秋三五月前の筵。會し得たり風流詩酒の仙。吟賞欄に憑つて時に酌まんと欲す、又清影を移して十分に圓かなり。

又

貞芳の館晚涼新なり、絃管詩歌各自ら親しむ。滿苑の清風滿天の月、金波萬頃龍鱗を疊む。

又

醉と詩仙と相共に看る、水天色を連ね夜將に闌なり。一年一日中元の節、團月團々又團。

貞芳之館。未考。文明夫人の居室か。

分題得_二秋居幽興_一

雨霽閑庭興有_レ餘。

殘蟬無_レ力點_二階除_一。

東藩忽報歌_二豐熟_一。

喜向_二西窓_一了_二篆書_一。

又

炎涼代謝爲_二誰家_一。

風露滿簾氣亦佳。

自_レ是園林應_レ改_レ色。

也知秋葉勝_二春花_一。

詠白

姑射真人白玉姿。

白雲深處鎖樓遲。

白梅換_レ骨知何夜。

白雪堆中白月時。

又

大賢辨折白人白。

說士論難白與_レ堅。

千古紛々無_二定議_一。

不_レ如_二白鷺得_二閑眠_一。

雨霽れて閑庭興餘あり、殘蟬力なく階除に點す。東藩忽ち報じて豐熟を歌ふ、喜んで西窓に向つて篆書を了す。

又

炎涼代謝誰の家の爲なる、風露簾に満ちて氣亦佳し。是れより園林應に色を改むべし、也知る秋葉の春花に勝るを。

白を詠ず

姑射の真人白玉の姿、白雲深き處鎖樓遲。白梅骨を換ふ知んぬ何れの夜ぞ、白雪堆中白月の時。

又

大賢辨折す白人白、說士論難す白と堅と。千古紛紛として定議なし、白鷺の閑眠を得るに如かず。

奉_レ送_二一條左府公還_二京師_一

高駕東來又西去。

江城留滯僅旬餘。

狂臨一日何多幸。

談笑百端終不虛。

黃菊撒金重九後。

丹楓織錦小春初。

相逢相別真如夢。

將下寫襟懷一付雁魚。

高駕東に來り又西に去る、江城留滯す僅に旬餘。狂臨一日何ぞ多幸なる、談笑百端終に虚しからず。黃菊金を撒く重九の後、丹楓錦を織る小春の初。相逢ひ相別る眞に夢の如し、將に襟懷を寫して雁魚に付せん。

二條左府公。前の紫綉平緒記に出づ。

丁酉(天保八年)初冬念遊尾公樂々園一席上賦三首

漱芳亭觀菊

名園散步小春時。

好景無窮雨亦奇。

更有芳情終不淺。

東籬猶見傲霜枝。

觀丹楓

天機一段爲誰工。

織出滿林蜀錦紅。

看盡飄風兼點水。

却疑身在畫圖中。

題畫楓

楓樹知何物。

錦衣傲歲寒。

雖無松柏操。

猶作暫時看。

漱芳亭觀菊

名園散步す小春の時、好景窮なく雨も亦奇なり。更に芳情あり終に淺からず、東籬猶ほ見る霜を傲ぐの枝。

丹楓を觀る

天機一段誰れか爲に工なる、織出す滿林蜀錦の紅。看盡す風に飄ひ兼て水に點ずるを、却つて疑ふ身は畫圖の中に在るか。

畫楓に題す

楓樹如何なる物、錦衣歲寒に傲る。松柏の操なしと雖も、猶暫時の看を作す。尾公。尾張公。諱齊温。實は將軍文恭公第十八子にて、大納言齊朝卿の嗣となる。

樂樂園。尾公の江戸邸園。
漱芳亭。園内の亭名。

戊戌(天保九年)之春二月初五。佐嘉少將見_レ過。席上有_二佳作_一。聊次_二其韻_一 焉。

郢調高唱雪紛々。 且看龍蛇滿紙雲。 座上供具非_二北海_一。

園中主宰是東君。 祖宗德澤千年遠。 神聖雄風萬古薰。

仁政須_下從_二經界_一始。 安民事業好相勤。坐上談偶及_二孟_一 子經界之說。

又

人情世態本紛紜。 轉變恰如_二過眼雲_一。 欲_下合_二神儒_一弘_中大道_上。

須_下因_二宗室_一報_中明君_上。 既瞻旭日皇州耀。 更慕南風虞國薰。

長祝昇平知底物。 聿脩唯有_レ體_二辛勤_一。某有_二欲_一建_二弘道館_一以明_中忠 孝大倫_上之志_中。故詩中及_レ之。

郢調高唱雪紛紛。 且看龍蛇滿紙の雲。 座上供具北海に非ず、園中主宰是れ東君。 祖宗德

澤千年遠く、神聖の雄風萬古に薫る。仁政は須らく經界より始むべし、安民の事業好く相勤む。坐上談偶孟子經 界の說に及ぶ。

又

人情世態本紛紜、轉變恰も過眼の雲の如し。神儒を合せて大道を弘めんと欲せば、須らく宗室に因て明君に報ゆべし。既に瞻る旭日皇州の耀、更に慕ふ南風虞國の薰。長へに祝ふ昇平知んぬ底物ぞ、聿脩唯辛勤を體するあり。某弘道館を建て以て忠孝の大倫を明かに せんとするの志あり故に詩中之に及ぶ。

佐嘉少將。鷗島閑叟侯。諱は齊正。佐賀藩主にて、當時從四位下左近衛權少將たりし故に曰ふ。

伶官雅樂助安倍季良偶求_二余書_一。因賦_二一絶_一以與焉。

異文合_レ愛_レ樂_二天眞_一。 律呂相諧誰不_レ親。 況爾帳中藏_二秘曲_一。

升平長祝格_二神人_一。

異文天眞を樂むを愛すべし、律呂相諧誰れか親しまざらん。況んや爾が帳中秘曲を藏す、升平長祝神人を格さん。

戊戌之春。與紀公藩臣黒川盛之。酒井光伴遊小梅別墅。放鷹走馬。聊爲一日之歡。時兩臣求余書。因賦二絕以與焉。

別墅放鷹聊暢情。

風光況復近清明。

問花傍柳還應好。

十里長堤信馬行。

其二

聽政餘間會有時。

放鷹走馬兩相宜。

江東已課幽尋約。

極目春郊漫賦詩。

別墅鷹を放ちて聊か情を暢ぶ、風光況んや復、清明に近し。花を問ひ柳に傍る、還應に好かるべし、十里長堤馬を信べて行く。

其二

聽政の餘間會、時あり、鷹を放ち馬を走らす兩ながら相宜し、江東已に課す幽尋の約、極目の春郊漫に詩を賦す。

寄題增山參政帶碧樓

山光迥映水光明。

帶碧樓中一色清。

高養性天依斗極。

遠通心地到蓬瀛。

潮聲斷續風來去。

海氣陰晴舟送迎。

請看衆流會同處。

含容守正又持平。

山光迥に映じて水光明なり、帶碧樓中一色清し。高く性天を養つて斗極に依り、遠く心地に通じて蓬瀛に到る。潮聲斷續風來去し、海氣陰晴舟送迎す。請ふ看よ衆流同處に會し、客を含み正を守り又平を持するを。

增山參政。當時幕府の若年寄增山河内守正寧參河國桑名郡長島藩主。

帶碧樓。增山氏の江邸内の樓名。

弘道館梅樹

弘道館中千株梅。

清香馥郁十分開。

好文豈謂無威武。

雪裡占春天下魁。

弘道館中千株の梅、清香馥郁十分に開く。好文豈威武なしと謂はんや、雪裡春を占む天下の魁。

庚子(天保十一年)上巳遊三借樂園

佳辰何處解三吾憂。

借樂園邊曲水流。

文武弛張宜得節。

一觴一詠此同遊。

佳辰何處か吾が憂を解かん、借樂園邊曲水の流。文武の弛張宜しく節を得べし。一觴一詠此れ同遊。

庚子季夏戲賦與三田土部勝全

六月沉陰無識暑。

大銃連發作炎天。

滿身流汗還如雨。

井躍人民樂有年。

六月沉陰暑を識るなし。大銃連發炎天を作す。滿身の流汗還雨の如く、井躍す人民有年を樂しむ。

田土部勝全。通稱六衛門。水滸士にて砲術家なり。

次三韻加倉井雍

由來田制苦參差。

窮民失業僅存家。

自今只合正經界。

賦稅均量實與花。

由來田制は參差に苦しむ、窮民は業を失つて僅に家を存す。自今只經界を正しくすべし、賦稅の均量實と花と。

加倉井雍 茨城郡成澤村の人。通稱淡路字は立廻、砂山と號し、文政三年郷士に列し安政二年死す。

戲題三 大筆函蓋

偶向三旌旗一起雲烟。

或投三高舍一絶塵緣。

莫三嗤大筆終無用。

衆妙渾成玄又玄。

偶、旌旗に向つて雲烟を起し、或は高舍に投じて塵緣を絶つ。嗤ふ莫れ大筆終に用なきを、衆妙渾て成す玄又玄。

題ニ好文亭硝壁

一片玻璃寫ニ眞景

瞰臨何必倚ニ闌干

宜ノ花宜ノ月又宜ノ雪

好是四時隨意看

一片の玻璃眞景を寫す、瞰臨何ぞ必しも闌干に倚らん。花に宜しく月に宜しく又雪に宜し、好し是れ四時隨意に看る。

題ニ何陋庵

出看雪月花

入伴蝠鹿壽

數尺小茅廬

亦何陋之有

出でては看る雪月花、入りては伴ふ蝠鹿壽。數尺の小茅廬、亦何の陋か之有らん。
何陋庵。借樂園の好文亭内の茶室。

濱松侍從遙以ニ鞍籠見贈。其製文質彬彬。余素有ニ戎器之癖。愛玩不置。詩以謝焉。

常恥食居求ニ飽安

愛君憂國敢辭難

故人相贈情何厚

不ノ用ニ千金一買ニ馬鞍

常に恥づ食居飽安を求むるを、愛す君が憂國敢て難を辭せん。故人相贈る情何ぞ厚き、千金を用ひずして馬鞍を買ふ。

濱松侍從。濱松侯水野越前守忠邦。從四位下侍從。前の在藩恩命狀に出づ。

癸卯仲春講武即事

升平今日不ノ忘ノ亂

講ニ武廣原一思ノ古深

沐雨櫛風又何憚

聊呈報國一丹心

升平今日亂を忘れず、武を廣原に講じて古を思ふこと深し。沐雨櫛風又何ぞ憚らん、聊か呈す報國の一丹心。

與ニ藤田晴軒

題ノ詩遣ノ興與ノ誰論

臨ノ紙揮ノ毫作ニ獨尊

江上時開風月窟

樓頭常對聖賢樽